

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

| | | |
|-------|--|-----|
| 資料 1 | 養成する人材像および3つのポリシーの各項目との相関・整合性..... | 2 |
| 資料 2 | 教育課程とカリキュラム・ポリシー、養成人材像の関係..... | 3 |
| 資料 3 | 履修モデル..... | 5 |
| 資料 4 | 令和7年度 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定大学..... | 14 |
| 資料 5 | 単位認定の取り扱いについて(全学共通科目・発展科目)..... | 15 |
| 資料 6 | 令和7年度 教育実習実施要項(中学校・高等学校・特別支援学校)..... | 16 |
| 資料 7 | 令和6年度 教育実習受入学校一覧(中学校・高等学校・特別支援学校)..... | 47 |
| 資料 8 | 教育実習受入承諾書..... | 50 |
| 資料 9 | 北翔大学 教職課程履修規程..... | 51 |
| 資料 10 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ実習先一覧..... | 65 |
| 資料 11 | 実習施設等承諾書..... | 66 |
| 資料 12 | 令和6年度 インターンシップ先一覧..... | 67 |
| 資料 13 | 取得可能な資格..... | 69 |
| 資料 14 | 大学院進学等により取得可能な資格..... | 70 |
| 資料 15 | アドミッション・ポリシーと各入学選抜制度との関係..... | 71 |
| 資料 16 | 領域別の主要科目と教員配置..... | 72 |
| 資料 17 | 学校法人北翔大学 就業規則..... | 73 |
| 資料 18 | 学校法人北翔大学 嘱託教育職員に関する規程..... | 87 |
| 資料 19 | 令和7年度 生涯スポーツ学部授業時間割表..... | 89 |
| 資料 20 | 学術雑誌一覧..... | 93 |
| 資料 21 | 学校法人北翔大学 管理運営規程..... | 95 |
| 資料 22 | 北翔大学 運営企画会議規程..... | 107 |
| 資料 23 | 北翔大学 点検評価規程..... | 109 |
| 資料 24 | 北翔大学 FD規程..... | 113 |
| 資料 25 | 北翔大学 SD規程..... | 115 |
| 資料 26 | 北翔大学 キャリア支援センター規程..... | 117 |

養成する人材像および3つのポリシーの各項目との相関・整合性

| | 養成する人材像 | ディプロマ・ポリシー | カリキュラム・ポリシー | アドミッション・ポリシー |
|------------|--|---|---|--|
| 【知識・理解】 | 幅広い教養や豊かな人間性、実践的コミュニケーション力、また多様な人々との関係づくりと協働する力はすべてにおいて必要であるため、これらを身につけた人材を養成する。 | (1) 豊かな人間性と社会人として必要な幅広い教養を身に付けている。 | ① 幅広い教養と就職に必要な社会人基礎力を育成する科目群（全学共通科目・就業力養成科目） 3・4年次はゼミ担当者を通じて教員による個人面談を実施し、学士力、社会人基礎力を養う上での学びの振り返りを促す。 | (4) スポーツ活動を通して積極的に他者とかわかり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。 |
| 【知識・理解】 | 本学部本学科では、（1）運動やスポーツの楽しさを伝え、生徒の可能性を伸ばすことができる保健体育科教員、（2）スポーツ実施者が抱える心身の問題に対して最善のコンディショニングを提案できるトレーナー、（3）より高いパフォーマンス発揮を実現できるアスリートならびにコーチ、（4）科学的な知識や高度な専門性から競技スポーツや健康スポーツを支えるアナリスト、（5）スポーツビジネス界を開拓するマネジメントスタッフ、（6）少子高齢社会を活性化できる健康づくり支援者、（7）「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現に向け、問題を抱える人に寄り添える社会福祉士、（8）地域活性化を推進していくことのできる地方公務員やNPO職員など、8つの視点で人材を育成する | (2) スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりなど、自ら選択した専門分野に関する専門知識を身に付けている。 | ③ 自己の専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群（学部共通科目） ④ 自ら選択した専門領域を深める専門的な科目群（学科専門科目）1年次においては基礎学力の向上を目指しながら、スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりなど、関心のある専門分野を中心に幅広い基礎的知識の修得を目指す。2年次には関心のある専門分野を進めながら、関連する専門分野の学びも行っていく。 (4) 3年次から専門的な教育を行い、各自の適性・進路に合った、より専門的な知識や技術を修得する。併せて、より幅広い視野を得るための関連する専門分野の学びも深めていく。 | (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。 (6) スポーツ・健康・教育・福祉・地域に関することを学び、生涯スポーツ社会において、保健体育科教諭、アスレティックトレーナー、健康運動指導士、社会福祉士等を目指し、スポーツ活動や健康づくりを推進しようとする意欲がある。 |
| 【知識・理解】 | | (3) 保健体育科教諭、アスレティックトレーナー、健康運動指導士、社会福祉士などを目指す学生は、各養成課程で求められる知識を身に付けている。 | スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりに関する知識と実践力を段階的に身に付けることができるよう基礎的科目から専門・応用科目を体系的に学修する。 | |
| 【思考・判断】 | | (4) 自ら考え、設定した課題について、運動・スポーツ・健康・教育・福祉・地域の学問領域の研究方法で学んだ知識を活用し、適切な解決策を考えることができる。 | 講義においては、基礎的・専門的な知識を学ぶ。演習においては自己の課題を発見し、他者との討議を積極的に行い、問題解決能力を高める。実習においては、地域社会における様々な体験活動を通し、実践的指導力やコミュニケーション能力を高める。 | (3) 身近な社会問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。 |
| 【関心・意欲・態度】 | | (5) 生涯スポーツ社会実現に向けての課題に関心を持ち、幅広い視野で解決策を考える意欲と能力がある。 | 主体的な学びを促進するために、講義、演習、実習や実技においてアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を採用する。 3年次以降は、ゼミナール形式での「専門演習」、「卒業研究」を通じて、専門性をより深く追究し、社会人基礎力の向上に努める。 | (5) スポーツの活動経験があり、入学後もスポーツ活動に積極的に関わる（する、みる、支える）意欲を有している。 |
| 【関心・意欲・態度】 | 各専門分野に留まるのではなく、他の専門分野の学びを加えながらより汎用性の高い人材を養成する。 | (6) 多様な価値観をもつ人々が暮らす社会において、自らの役割を自覚するとともに、他者と協働して活動することができる。 | 3・4年次においては、少人数制の専門演習を必修化し、インタラクティブな教育を実施する。 | (4) スポーツ活動を通して積極的に他者とかわかり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。 |
| 【技能・表現】 | | (7) スポーツを通じて培われたコミュニケーション能力と運動・スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりに関する専門的技能と指導力を身に付けている。 | 実習においては、地域社会における様々な体験活動を通し、実践的指導力やコミュニケーション能力を高める。 | (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身に付けている。 (7) スポーツ活動を行うための基礎的運動能力を有している。 |

教育課程とカリキュラム・ポリシー、養成人材像の関係

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 1. CPとの対応 | 2. 養成人材像との対応 |
|--|--|---|--|---|-----------------------|--|
| 全学共通科目 就業力養成科目 | ・基礎教育セミナーⅠ,Ⅱ ・英語コミュニケーションⅠ ・キャリアデザインⅠ ほか | → ・現代生活と心と体 ・現代生活と福祉 ・就業力特別講義Ⅰ ほか | → ・キャリア演習Ⅰ ・情報処理(上級) ・インターンシップ ほか | → ・キャリア演習Ⅲ ・キャリア演習Ⅳ ・健康体育(実技を含む) | 内容① 内容(1)(2) | b |
| 発展科目 | ・人間関係の心理学 ・福祉心理学 ほか | → ・モチベーション心理学 ・社会教育経営論Ⅰ ほか | → ・青少年学習コーチング論 ・社会教育課題研究 ほか | → ・リカレント教育論 ・生涯学習支援論Ⅰ ほか | 内容② 内容(1)(2) | b |
| 学部基盤科目 | ・生涯スポーツ学 ・健康学 ・生涯学習概論Ⅰ,Ⅱ ほか | → ・コミュニティワーク入門 ・介護予防論 | → ・基礎統計学 ・認知症予防 ・専門演習Ⅰ,Ⅱ ほか | → ・卒業研究Ⅰ ・卒業研究Ⅱ | 内容③ 内容(1)(3)(4)(5) | b |
| 学科専門科目 | 以下の8分野について分野を横断して学ぶことができる(分野による科目の重複あり) | | | | 内容④ 内容(1)(3)(4) | A. 学校教育 a, b B. アスレティック トレーニング a, b C. アスリート コーチング a, b D. スポーツ サイエンス a, b E. スポーツ マネジメント a, b F. 健康ウェルネス a, b G. 社会福祉 a, b H. 健康まちづくり a, b |
| ・バレーボール ・スポーツ運動学 ・特別支援教育総論 ほか | → ・冬季スポーツ ・体育原理 ・野外教育実習 ほか | → ・体づくり運動 ・武道 ・病弱教育 ほか | → ・保健体育科内容構成論 ・教育実習Ⅰ,Ⅱ ・特別支援教育実習 ほか | | | |
| ・アスレティックトレーナー概論 ・スポーツ外傷障害の評価 ・機能解剖学ほか | → ・コンディショニング演習 ・アスレティックトレーニング現場実習Ⅰ ・スポーツ整形外科学 ほか | → ・救急処置演習 ・アスレティックトレーニング 現場実習Ⅲ ほか | | | | |
| ・競技スポーツ論 ・アスリート論 ・コーチング論 ほか | → ・アスリートコーチング基礎演習Ⅰ,Ⅱ ・スポーツ医学基礎 ほか | → ・競技スポーツコーチング演習Ⅰ,Ⅱ ・ジュニアスポーツ指導演習 ほか | ・競技スポーツコーチング演習Ⅲ ・ジュニアスポーツ指導実習 ほか | | | |
| ・運動生理学 ・トレーニング論 ・スポーツ心理学 ほか | → ・体力測定評価 ・スポーツバイオメカニクス ・トレーニング演習 ほか | → ・スポーツバイオメカニクス演習 ・スポーツ心理学演習 ・スポーツ栄養学演習 ほか | | | | |
| ・ジェンダースポーツ論 ・スポーツDX論 ほか | → ・スポーツマネジメント ・地域スポーツ政策論 ・レジャー・レクリエーション論 ほか | → ・スポーツマーケティング ・スポーツマネジメント演習 ・スポーツビジネス論 ほか | | | | |
| ・水泳・水中運動 ・基礎解剖学 ・介護の基本Ⅰ,Ⅱ ほか | → ・生活習慣病概論 ・健康トレーニング実践演習 ・介護予防実践演習 ほか | → ・運動処方演習 ・スポーツ内科学 ・健康産業施設実習 ほか | ・アダプテッドスポーツ実技 | | | |
| ・医学概論 ・高齢者福祉 ・ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ,Ⅱ ほか | → ・ソーシャルワーク演習Ⅰ,Ⅱ ・福祉ボランティア実践 ・社会保障論Ⅰ,Ⅱ ほか | → ・地域福祉と包括的支援体制Ⅰ,Ⅱ ・ソーシャルワーク演習Ⅲ,Ⅳ ・ソーシャルワーク実習Ⅰ ほか | ・社会学と社会システム ・社会福祉専門職演習Ⅳ,Ⅴ ・ソーシャルワーク実習Ⅱ ほか | | | |
| ・児童・家庭福祉 | → ・レジャー・レクリエーション論 ・介護予防実践演習 ・雪上活動実習 ほか | → ・スポーツ社会学 ・野外教育指導演習 ・アダプテッドスポーツ論 ほか | ・社会福祉の原理と政策Ⅰ,Ⅱ ・行政職専門演習Ⅱ | | | |

1. カリキュラム・ポリシー（CP）

【教育内容】

生涯スポーツ社会で活躍できる豊かな人間性と専門性を兼ね備えた人材となるために、スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりに関する知識と実践力を段階的に身に付けることができるよう基礎的科目から専門・応用科目を体系的に学修する。

以下の4群に分けたカリキュラム構成とする。

- ① 幅広い教養と就職に必要な社会人基礎力を育成する科目群（全学共通科目・就業力養成科目）
- ② 自己の専門的領域を深めるための学際的科目群（発展科目）
- ③ 自己の専門的志向を確認する基礎的な科目群と基礎学力を養成する科目群（学部基盤科目）
- ④ 自ら選択した専門領域を深める専門的な科目群（学科専門科目）

- (1) 講義においては、基礎的・専門的な知識を学ぶ。演習においては自己の課題を発見し、他者との討議を積極的に行い、問題解決能力を高める。
- (2) 社会人基礎力を修得するための基礎学力の向上、幅広い教養を身に付ける。
- (3) 1年次においては基礎学力の向上を目指しながら、スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりなど、関心のある専門分野を中心に幅広い基礎的知識の修得を目指す。2年次には関心のある専門分野を進めながら、関連する専門分野の学びも行っていく。
- (4) 3年次からゼミナール形式での「専門演習」を通して専門的な教育を行い、各自の適性・進路に合った、より専門的な知識や技術を修得する。併せて、より幅広い視野を得るための関連する専門分野の学びも深めていく。
また、地域における実習・ボランティア活動に取り組むことにより、コミュニケーション能力や実践的指導力を高めることを目指す。
- (5) 4年次では、4年間の学びの集大成として「卒業研究」を通して、専門性をより深く追究し、社会人基礎力の向上に努める。

2. 養成する人材像

- A) 運動やスポーツの楽しさを伝え、生徒の可能性を伸ばすことができる保健体育科教員
 - B) スポーツ実施者が抱える心身の問題に対して最善のコンディショニングを提案できるトレーナー
 - C) より高いパフォーマンス発揮を実現できるアスリートならびにコーチ
 - D) 科学的な知識や高度な専門性から競技スポーツや健康スポーツを支えるアナリスト
 - E) スポーツビジネス界を開拓するマネジメントスタッフ
 - F) 少子高齢社会を活性化できる健康づくり支援者
 - G) 「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現に向け、問題を抱える人に寄り添える社会福祉士
 - H) 地域活性化を推進していくことのできる地方公務員やNPO職員
-
- a) 各専門分野に留まるのではなく、他の専門分野の学びを加えながらより汎用性の高い人材
 - b) 幅広い教養や豊かな人間性、実践的コミュニケーション力、多様な人々との関係づくりと協働する力を備えた人材

履修モデル

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【学校教育】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | | | | | | | |
|--------|---------|--------------|-------|--------------|-------------|------------|-----|----------------|-------|-------------|-------|--------------|-------|------------|--------------|----|-----|----|--|---|--|--|---|-----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | | | | | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | | | | | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 教養 | | | | | 情報社会及び情報倫理 | 2 | 日本国憲法 | 2 | | | | | | | | 4 | | | | | | | |
| 就業力養成 | | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | 6 | | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | 発達心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 4 | | | | | | | |
| | 社会と生活 | | | | | | | | | 青少年学習コーチング論 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | コミュニティワーク入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 22 | | | | | | | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | 基礎統計学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | スポーツ倫理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | 陸上競技 | 1 | バスケットボール | 1 | トレーニング演習 | 2 | 器械運動 | 1 | 体力測定評価演習 | 2 | ジュニアスポーツ指導演習 | 2 | | ジュニアスポーツ指導実習 | 1 | 32 | | | | | | | |
| | | 水泳・水中運動 | 1 | バレーボール | 1 | テニス | 1 | 冬季スポーツ | 1 | 救急処置演習 | 2 | ダンス | 1 | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | | | | | | | | |
| | | バドミントン | 1 | | | レクリエーション実技 | 1 | エアロビック指導演習 | 1 | 体づくり運動 | 1 | 武道 | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | エアロビック | 1 | | | 野外教育実習 | 2 | 雪上活動実習 | 1 | 水泳・水中運動指導演習 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | サッカー | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 野球・ソフトボール | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 理論 | スポーツ運動学 | 2 | 運動生理学 | 2 | 生活習慣病概論 | 2 | 救急処置 | 2 | 衛生学及び公衆衛生学 | 2 | スポーツ史 | 2 | 保健体育科内容構成論 | 2 | | | 44 | | | | | | |
| | | スポーツ心理学 | 2 | トレーニング論 | 2 | スポーツ医学基礎 | 2 | 体力測定評価 | 2 | スポーツ社会学 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | 保健体育専門職演習 | 2 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 体育原理 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | スポーツ栄養学演習 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 学校保健 | 2 | レジャー・レクリエーション論 | 2 | スポーツ心理学演習 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | スポーツマネジメント | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | スポーツ解剖学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 25 | | | 14 | | | 23 | | | 15 | | | 26 | | | 11 | | | 6 | | | 4 | 124 |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【アスレティックトレーニング】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | | | | | | | |
|--------|---------|--------------|-------|----------------|-------------|--------------------|-----|--------------------|----------|--------------------|-------|--------------------|-------|---------|-------|----|-----|----|--|---|--|--|---|-----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | | | | | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | | | | | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | | | 英語(中級) | 2 | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 教養 | | | | | | | | 情報処理(中級) | 2 | | | | | | | | 2 | | | | | | |
| 就業力養成 | | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | キャリア演習Ⅲ | 1 | | 8 | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | | | 人間関係の心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | 4 | | | | | | | |
| | 社会と生活 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | ユニバーサルデザイン | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | コミュニティワーク入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 24 | | | | | | | |
| | 基礎解剖学 | 2 | | | | | | 基礎統計学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | スポーツ倫理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | | | | | トレーニング演習 | 2 | コンディショニング演習 | 2 | 体力測定評価演習 | 2 | 運動処方演習 | 2 | | | | 20 | | | | | | | |
| | | | | | | アスレティックトレーニング現場実習Ⅰ | 2 | リコンディショニング演習 | 2 | 救急処置演習 | 2 | ジュニアスポーツ指導演習 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | アスレティックトレーニング現場実習Ⅱ | 2 | アスレティックトレーニング現場実習Ⅲ | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | 理論 | スポーツ心理学 | 2 | トレーニング論 | 2 | スポーツ医学基礎 | 2 | 体力測定評価 | 2 | スポーツ栄養学演習 | 2 | スポーツ内科学 | 2 | | | | | 54 | | | | | | |
| | | | | 機能解剖学 | 2 | スポーツ整形外科 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | スポーツ心理学演習 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | | アスレティックトレーナー概論 | 2 | スポーツ解剖学 | 2 | 救急処置 | 2 | スポーツ社会学 | 2 | アスレティックトレーニング専門演習Ⅱ | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | | スポーツ外傷障害の評価 | 2 | スポーツ外傷障害予防Ⅰ | 2 | 運動処方 | 2 | アスレティックトレーニング専門演習Ⅰ | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 運動生理学 | 2 | コンディショニング理論 | 2 | スポーツバイオメカニクス | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | リコンディショニング理論 | 2 | スポーツ外傷障害予防Ⅱ | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 生活習慣病概論 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | スポーツマネジメント | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 19 | | | 20 | | | 25 | | | 19 | | | 23 | | | 13 | | | 3 | | | 2 | 124 |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【アスリートコーチング】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | | | | | | | |
|--------|---------|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------------|------------|-----------------|----------|-------------|----------------|----------------|-------|----------------|--------------|--------------|-----|----|--|---|--|--|---|-----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | | | | | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | | | | | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | |
| | 教養 | | | | 現代生活と政治・経済 | 2 | | | 情報処理(中級) | 2 | | | | | | | 4 | | | | | | | |
| 就業力養成 | | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | キャリア演習Ⅲ | 1 | | 6 | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | | 乳幼児心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | 4 | | | | | | | |
| | 社会と生活 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | 音楽鑑賞法 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | コミュニティワーク入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 22 | | | | | | | |
| | 基礎解剖学 | 2 | | | | | | 基礎統計学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | スポーツ倫理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | 陸上競技 | 1 | バスケットボール | 1 | トレーニング演習 | 2 | 器械運動 | 1 | 体力測定評価演習 | 2 | ジュニアスポーツ指導演習 | 2 | 競技スポーツコーチング演習Ⅲ | 2 | ジュニアスポーツ指導実習 | 1 | 32 | | | | | | |
| | | 水泳・水中運動 | 1 | バレーボール | 1 | テニス | 1 | 冬季スポーツ | 1 | 救急処置演習 | 2 | ダンス | 1 | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | | | | | | | | |
| | | バドミントン | 1 | | | | エアロビック指導演習 | 1 | 体づくり運動 | 1 | 武道 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | | エアロビック | 1 | | | | | | | 水泳・水中運動指導演習 | 1 | 競技スポーツコーチング演習Ⅱ | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | サッカー | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 野球・ソフトボール | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 理論 | | | | | | | | | | 競技スポーツコーチング演習Ⅰ | 2 | | | | | | 44 | | | | | | |
| | | スポーツ運動学 | 2 | 運動生理学 | 2 | スポーツ医学基礎 | 2 | 救急処置 | 2 | スポーツ社会学 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | スポーツ心理学 | 2 | トレーニング論 | 2 | アスリートコーチング基礎演習Ⅰ | 2 | 体力測定評価 | 2 | スポーツ栄養学演習 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 競技スポーツ論 | 2 | 基礎解剖学 | 2 | スポーツマネジメント | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | スポーツ心理学演習 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | アスリート論 | 2 | スポーツ解剖学 | 2 | アスリートコーチング基礎演習Ⅱ | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | コーチング論 | 2 | | | チームマネジメント論 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ゲーム分析 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 25 | | | 24 | | | 18 | | | 14 | | | 23 | | | 11 | | | 5 | | | 4 | 124 |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【スポーツマネジメント】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | |
|--------|-----------|--------------|---------|--------------|-------------|------------|-----------|---------------|--------------|----------------|--------------|--------------|-------|--------------|--------------|----|-----|----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 教養 | | | | | 情報社会及び情報倫理 | 2 | | | | | | | | | | 2 | |
| 就業力養成 | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | | | 8 | |
| | | | | | | | | 就業力特別講義Ⅱ | 1 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | インターンシップ(通年) | 2 | | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | | | | モチベーション心理学 | 2 | | | | | | | | | | | 4 | |
| | 社会と生活 | | 社会学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | コミュニティワーク入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 28 | |
| | スポーツ倫理学 | 2 | 生涯学習概論Ⅱ | 2 | | | | | 基礎統計学 | 2 | | | | | | | | |
| | 基礎解剖学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生涯学習概論Ⅰ | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | | | | レクリエーション実技 | 1 | ニュースポーツ | 1 | 体力測定評価演習 | 2 | ジュニアスポーツ指導演習 | 2 | | | ジュニアスポーツ指導実習 | 1 | 10 | |
| | | | | | | | | | 健康産業施設実習 | 2 | | | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | | | |
| | 理論 | スポーツ運動学 | 2 | トレーニング論 | 2 | スポーツ医学基礎 | 2 | 体力測定評価 | 2 | 衛生学及び公衆衛生学 | 2 | スポーツマーケティング | 2 | | | | | 70 |
| | | スポーツ心理学 | 2 | ジェンダースポーツ論 | 2 | 生活習慣病概論 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | スポーツ社会学 | 2 | スポーツジャーナリズム論 | 2 | | | | | |
| | | スポーツDX論 | 2 | コーチング論 | 2 | 体育原理 | 2 | チームマネジメント論 | 2 | スポーツビジネス論 | 2 | 社会学と社会システム | 2 | | | | | |
| | | 競技スポーツ論 | 2 | ゲーム分析 | 2 | スポーツマネジメント | 2 | 救急処置 | 2 | スポーツクラブマネジメント論 | 2 | スポーツ史 | 2 | | | | | |
| | | | | | | 地域スポーツ政策論 | 2 | 運動処方 | 2 | スポーツマネジメント演習 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | | | | | |
| | | | | | | | | スポーツバイオメカニクス | 2 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | レジャーレクリエーション論 | 2 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 29 | | 18 | | 18 | | 16 | | 22 | | 15 | | 2 | | 4 | 124 | |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【健康ウェルネス】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | | |
|--------|-----------|--------------|-------|--------------|-------------|--------------|-----------|---------------|----------|------------|---------|-------------|----------|------------|-------|--------------|-----|----|----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 | |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 教養 | | | | | | | 現代生活と心と体 | 2 | | | | | | | | | | 4 |
| | | | | | | | 北海道の文化 | 2 | | | | | | | | | | | |
| 就業力養成 | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | | | | 6 | |
| | | | | | | | | | 就業力特別講義Ⅱ | 1 | | | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | | | 人間関係の心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| | 社会と生活 | | | | | | | | | | | | 生涯学習支援論Ⅰ | 2 | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | コミュニティワーク入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | | 26 | |
| | 基礎解剖学 | 2 | | | | | | 基礎統計学 | 2 | 高齢社会の街づくり | 2 | | | | | | | | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | 介護予防論 | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 認知症予防 | 2 | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | 水泳・水中運動 | 1 | 介護予防実践演習 | 2 | トレーニング演習 | 2 | エアロビック指導演習 | 1 | 体力測定評価演習 | 2 | 運動処方演習 | 2 | | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | 22 | |
| | | エアロビック | 1 | | | レクリエーション実技 | 1 | ニューススポーツ | 1 | 救急処置演習 | 2 | | | | | | | | |
| | | | | | | 健康トレーニング実践演習 | 2 | 冬季スポーツ | 1 | 健康産業施設実習 | 2 | | | | | | | | |
| | 理論 | スポーツ心理学 | 2 | トレーニング論 | 2 | スポーツ整形外科学 | 2 | 体力測定評価 | 2 | 衛生学及び公衆衛生学 | 2 | 健康運動専門職演習Ⅰ | 2 | 健康運動専門職演習Ⅱ | 2 | | | | 50 |
| | | 介護の基本Ⅰ | 2 | 機能解剖学 | 2 | スポーツ解剖学 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | | | 認知症ケア | 2 | | | | | | |
| | | 介護の基本Ⅱ | 2 | 運動生理学 | 2 | 生活習慣病概論 | 2 | 救急処置 | 2 | | | スポーツ内科学 | 2 | | | | | | |
| | | 生活支援技術 | 2 | 高齢者福祉 | 2 | スポーツマネジメント | 2 | 運動処方 | 2 | | | アダプテッドスポーツ論 | 2 | | | | | | |
| | | 介護を必要とする人の理解 | 2 | | | | | スポーツバイオメカニクス | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | レジャーレクリエーション論 | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25 | | 20 | | 16 | | 20 | | 19 | | 15 | | 6 | | 3 | | 124 | | |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【社会福祉】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | |
|--------|---------|------------------|-----|------------------|-------------|-----------------|-----|-----------------|-----|-------------------|--------------|---------------|-----|-------------------|-----|-------------|-----|---|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 教養 | | | | | 現代生活と福祉 | 2 | 日本国憲法 | 2 | | | | | | | | 4 | |
| 就業力養成 | | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | 6 | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | 発達心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| | 社会と生活 | 社会学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | | | コミュニティワーク入門 | 2 | | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 16 | |
| | 福祉入門 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 理論 | 児童・家庭福祉 | 2 | 福祉基礎 | 2 | 福祉ボランティア実践 | 2 | ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 2 | 社会学と社会システム | 2 | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 2 | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 2 | |
| | | 医学概論 | 2 | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 2 | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 2 | 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 心理学概論 | 2 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | 社会保障論Ⅱ | 2 | | | 医療福祉論 | 2 | | | | | |
| | | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 2 | 高齢者福祉 | 2 | 社会保障論Ⅰ | 2 | 公的扶助論 | 2 | | | 権利擁護と成年後見制度 | 2 | | | | | |
| | | | | | | 障害者福祉 | 2 | 社会福祉調査の基礎 | 2 | | | 司法福祉論 | 2 | | | | | |
| | 社会福祉 | | | | | | | | | | 福祉サービスの組織と経営 | 2 | | | | | | |
| | | | | | | | | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 2 | ソーシャルワーク演習Ⅳ | 2 | ソーシャルワーク演習Ⅴ | 2 | | | |
| | | | | | | | | | | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(通年) | 4 | 社会福祉専門職演習Ⅰ | 2 | 社会福祉専門職演習Ⅱ | 2 | | | |
| | | | | | | | | | | ソーシャルワーク実習Ⅰ(通年) | 6 | | | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ(通年) | 2 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | ソーシャルワーク実習Ⅱ(通年) | 2 | | | |
| | | 25 | | 14 | | 15 | | 15 | | 20 | | 19 | | 12 | | 4 | 124 | |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【健康まちづくり】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | |
|--------|-----------|--------------|---------|-----------|------------|--------------|-----------|----------------|------------|----------------|-----------|-------------|----------|----------|--------------|-----|-----|----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 教養 | | | | | 現代生活と福祉 | 2 | 北海道の文化 | 2 | | | | | | | | | 6 |
| | | | | | 情報社会及び情報倫理 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 就業力養成 | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | | | 6 | |
| | | | | | | | | | 就業力特別講義Ⅱ | 1 | | | | | | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 社会と生活 | | | | 社会教育経営論Ⅰ | 2 | 社会教育経営論Ⅱ | 2 | 社会教育実習(通年) | 2 | 社会教育課題研究 | 2 | 生涯学習支援論Ⅰ | 2 | 生涯学習支援論Ⅱ | 2 | 14 | |
| | 文化と芸術 | | | | | | 美術史 | 2 | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 生涯学習概論Ⅱ | 2 | | | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 26 | |
| | 生涯学習概論Ⅰ | 2 | 基礎栄養学 | 2 | | | | | 基礎統計学 | 2 | 高齢社会の街づくり | 2 | | | | | | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | | 介護予防論 | 2 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 認知症予防 | 2 | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | | | 介護予防実践演習 | 2 | レクリエーション実技 | 1 | ニュースポーツ | 1 | 野外教育指導演習 | 2 | | | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | 12 | |
| | | | | | | 健康トレーニング実践演習 | 2 | | | 体づくり運動 | 1 | | | | | | | |
| | | | | | | 野外教育実習 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | 理論 | 生活の中の介護福祉 | 2 | コーチング論 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | レジャー・レクリエーション論 | 2 | スポーツ栄養学演習 | 2 | スポーツマーケティング | 2 | 行政専門職演習Ⅱ | 2 | | | 62 |
| | | 児童・家庭福祉 | 2 | 高齢者福祉 | 2 | コンディショニング理論 | 2 | | | スポーツ心理学演習 | 2 | 行政専門職演習Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | スポーツ運動学 | 2 | | | 生活習慣病概論 | 2 | | | スポーツ社会学 | 2 | 社会学と社会システム | 2 | | | | | |
| | | スポーツ心理学 | 2 | | | スポーツマネジメント | 2 | | | スポーツクラブマネジメント論 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | | | | | |
| | | 競技スポーツ論 | 2 | | | 地域スポーツ政策論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 医学概論 | 2 | | | 社会保障論Ⅰ | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 心理学概論 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 27 | | 14 | | 24 | | 10 | | 23 | | 15 | | 6 | | 5 | 124 | | |

生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科履修モデル【学校教育】×【アスリートコーチング】

| | 1年次 | | | | 2年次 | | | | 3年次 | | | | 4年次 | | | | 単位数 | | |
|--------|---------|--------------|-------|--------------|-----|------------|-----|----------------|-----|-------------|-----------|--------------|-----|------------|-----|--------------|-----|----|----|
| | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | 前学期 | | 後学期 | | | | |
| | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | |
| 全学共通科目 | 導入 | 基礎教育セミナーⅠ | ① | 基礎教育セミナーⅡ | ① | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 基礎 | 日本語表現 | ① | 数学入門 | ① | | | | | | | | | | | | | 8 | |
| | | 情報操作機器Ⅰ | ② | 情報操作機器Ⅱ | ② | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅠ | ② | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国語 | | | 英語コミュニケーションⅡ | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 教養 | | | | | 情報社会及び情報倫理 | 2 | 日本国憲法 | 2 | | | | | | | | 4 | | |
| 就業力養成 | | キャリアデザインⅠ | ① | | | キャリアデザインⅡ | ① | キャリアデザインⅢ | ① | キャリア演習Ⅰ | ① | キャリア演習Ⅱ | ① | | | 6 | | | |
| 発展科目 | 心身・健康 | 発達心理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 4 | | |
| | 社会と生活 | | | | | | | | | 青少年学習コーチング論 | 2 | | | | | | | | |
| | 文化と芸術 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学部基盤科目 | 生涯スポーツ学 | ② | 基礎栄養学 | 2 | | | | | | 専門演習Ⅰ | ② | 専門演習Ⅱ | ② | 卒業研究Ⅰ | ② | 卒業研究Ⅱ | ② | 20 | |
| | 健康学 | 2 | | | | | | | | 基礎統計学 | 2 | | | | | | | | |
| | 生理学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基礎解剖学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科専門科目 | 実践 | 陸上競技 | 1 | バスケットボール | 1 | トレーニング演習 | 2 | 器械運動 | 1 | 体力測定評価演習 | 2 | ジュニアスポーツ指導演習 | 2 | | | ジュニアスポーツ指導実習 | 1 | 32 | |
| | | 水泳・水中運動 | 1 | バレーボール | 1 | テニス | 1 | 冬季スポーツ | 1 | 救急処置演習 | 2 | ダンス | 1 | | | アダプテッドスポーツ実技 | 1 | | |
| | | バドミントン | 1 | | | レクリエーション実技 | 1 | エアロビック指導演習 | 1 | 体づくり運動 | 1 | 武道 | 1 | | | | | | |
| | | エアロビック | 1 | | | 野外教育実習 | 2 | 雪上活動実習 | 1 | 水泳・水中運動指導演習 | 1 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | サッカー | 1 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 野球・ソフトボール | 1 | | | | | | | |
| | 理論 | スポーツ運動学 | 2 | 運動生理学 | 2 | 生活習慣病概論 | 2 | 救急処置 | 2 | 衛生学及び公衆衛生学 | 2 | スポーツ史 | 2 | 保健体育科内容構成論 | 2 | | | | 46 |
| | | スポーツ心理学 | 2 | トレーニング論 | 2 | スポーツ医学基礎 | 2 | 体力測定評価 | 2 | スポーツ社会学 | 2 | アダプテッドスポーツ論 | 2 | 保健体育専門職演習 | 2 | | | | |
| | | | | | | コーチング論 | 2 | 体育原理 | 2 | スポーツ栄養学 | 2 | スポーツ栄養学演習 | 2 | | | | | | |
| | | | | | | 学校保健 | 2 | レジャー・レクリエーション論 | 2 | スポーツ心理学演習 | 2 | | | | | | | | |
| | | | | | | スポーツマネジメント | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | スポーツ解剖学 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | | 25 | | 16 | | 21 | | 15 | | 26 | | 11 | | 6 | | 4 | 124 | | |

令和7年度 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定大学

協定大学が提供する単位互換科目を履修し、所属大学の単位として認定されます。自身の専攻分野を深めたり、所属大学に無い分野の科目を学ぶためなど、学生の幅広い関心と興味に応じた履修機会を提供することを目的としています。現在、本学を含めた11大学・3短期大学により協定が締結されています。

| | 大学名 | 学 部 | 学 科 |
|----------|-------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 大 学 | 札幌学院大学 | 経済経営学部 | 経済学科、経営学科 |
| | | 法学部 | 法律学科 |
| | | 人文学部 | 人間科学科、英語英米文学科、こども発達学科 |
| | | 心理学部 | 臨床心理学科 |
| | 札幌国際大学 | 人文学部 | 国際教養学科、心理学科臨床心理専攻、心理学科子ども心理専攻 |
| | | 観光学部 | 観光ビジネス学科 |
| | | スポーツ人間学部 | スポーツビジネス学科、スポーツ指導学科 |
| | 札幌大学 | 地域共創学群 | |
| | 東海大学 | 国際文化学部 | 地域創造学科、国際コミュニケーション学科 |
| | | 生物学部 | 生物学科、海洋生物科学科 |
| | 藤女子大学 | ウェルビーイング学部 | 地域創生学科・子ども教育学科 |
| | | 人間生活学部 | 人間生活学科、子ども教育学科 |
| | 北星学園大学 | 文学部 | 英文学科、心理・応用コミュニケーション学科 |
| | | 経済学部 | 経済学科、経営情報学科、経済法学科 |
| | | 社会福祉学部 | 福祉計画学科、福祉臨床学科、心理学科 |
| | 北海道科学大学 | 工学部 | 機械工学科、電気電子工学科、建築学科、都市環境学科 |
| | | 情報科学部 | 情報科学科 |
| | | 薬学部 | 薬学科 |
| | | 保健医療学部 | 看護学科、理学療法学科、臨床工学科、診療放射線学科 |
| | | 未来デザイン学部 | メディアデザイン学科、人間社会学科 |
| 北海道情報大学 | 経営情報学部 | 先端経営学科、システム情報学科 | |
| | 医療情報学部 | 医療情報学科 | |
| | 情報メディア学部 | 情報メディア学科 | |
| 北海道文教大学 | 人間科学部 | 健康栄養学科、こども発達学科、地域未来学科 | |
| | 国際学部 | 国際教養学科、国際コミュニケーション学科 | |
| | 医療保健科学部 | 看護学科、リハビリテーション学科(理学療法専攻、作業療法専攻) | |
| 酪農学園大学 | 農食環境学群 | 循環農学類、食と健康学類、環境共生学類 | |
| 短期 大学 | 札幌国際大学短期大学部 | 総合生活キャリア学科、幼児教育保育学科 | |
| | 北星学園大学短期大学部 | 英文学科 | |

単位認定の取り扱いについて（全学共通科目・発展科目）[2025年度編入学生適用]

【2023カリキュラム】

| 授業科目 | 授業形態 | 開講期 | 学則単位 | | 本学こども学科からの編入生 | 他大学からの編入生 | 備考 | 免許・資格要件 | | | | |
|---|-------|-----|------|----|---------------|-----------|--------------------------|--------------|-----------|----------------------------|--------------|-----------|
| | | | スポ | 健康 | | | | 教育 | 芸術 | 心理 | スポ | 健康 |
| ≪全学共通科目≫ 要件：必修15単位、選択7単位。選択単位には、外国語科目1科目2単位以上、教養科目2科目4単位以上、就業力養成科目「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」を含まなければならない。 | | | | | | | | | | | | |
| 【導入科目】要件：必修2単位 | | | | | | | | | | | | |
| 基礎教育セミナーⅠ | 演習 | 1年前 | ① | | 科目認定 | 単位認定 | 学長講話は受講必須 | | | | | |
| 基礎教育セミナーⅡ | 演習 | 1年後 | ① | | | | | | | | | |
| 【基礎科目】要件：必修8単位 | | | | | | | | | | | | |
| 日本語表現 | 講義 | 1年前 | ① | | - | - | 必修科目のため編入後に修得 | | | | | |
| 数学入門 | 講義 | 1年後 | ① | | | | 必修科目のため編入後に修得 | | | | | |
| 情報機器操作Ⅰ | 演習 | 1年前 | ② | | 科目認定 | | | 中・高(保)必、社教選必 | 社教選必 | 幼・小必、中・高(音)必、養教必、保育士必、社教選必 | 中・高(美)必、社教選必 | 社教選必 |
| 情報機器操作Ⅱ | 演習 | 1年後 | ② | | - | | 必修科目のため編入後に修得 | | | | | |
| 健康体育(実技を含む) | 講義・実技 | 4年前 | 2 | 2 | 科目認定が可能 | 科目認定が可能 | | | | 幼・小必、中・高(音)必、養教必、保育士必、社教選必 | 中・高(美)必、社教選必 | 社教選必 |
| | | 2年前 | | | | | | | | | | |
| 英語コミュニケーションⅠ | 演習 | 1年前 | ② | | 科目認定 | | | 中・高(保)必 | | 幼・小必、中・高(音)必、養教必、保育士必 | 中・高(美)必 | |
| 【外国語科目】要件：選択1科目2単位以上 | | | | | | | | | | | | |
| 英語コミュニケーションⅡ | 演習 | 1年後 | 2 | | - | 科目認定が可能 | | | | | | |
| 英語(中級) | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 英語(上級) | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | | | | | |
| 韓国語 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 中国語 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| ドイツ語 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| フランス語 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| スペイン語 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 【教養科目】要件：選択2科目4単位以上 | | | | | | | | | | | | |
| 現代生活と政治・経済 | 講義 | 2年前 | 2 | | - | 科目認定が可能 | | | | | | |
| 現代生活と法律 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 現代生活と福祉 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 福心選必、社教選必 |
| 現代生活と芸術 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 現代生活と教育 | 講義 | 2年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 現代生活と心と体 | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 現代生活と物理 | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | | | | | |
| 現代生活と地球 | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 現代生活と環境科学 | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 北海道の文化 | 講義 | 2年後 | 2 | | | | | 社教選必 | 介護選必、社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 日本国憲法 | 講義 | 2年後 | 2 | | 科目認定が可能 | | | 中・高(保)必 | 介護選必 | 幼・小必、中・高(音)必、養教必、保育士選必 | 中・高(美)必 | |
| 情報社会及び情報倫理 | 講義 | 2年前 | 2 | | - | - | | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 | 社教選必 |
| 情報処理(中級) | 演習 | 3年前 | 2 | | | | | | | | | |
| 情報処理(上級) | 演習 | 3年後 | 2 | | | | | | | | | |
| 障害者スポーツ・パラリンピック概論 | 講義・演習 | 2年前 | 2 | | | | 科目削除により開講なし | | | | | |
| 【就業力養成科目】要件：必修5単位、選択必修「就業力特別講義Ⅰ」または「就業力特別講義Ⅱ」1単位 | | | | | | | | | | | | |
| キャリアデザインⅠ | 講義 | 1年前 | ① | | 単位認定 | 単位認定 | | | | | | |
| キャリアデザインⅡ | 演習 | 2年前 | ① | | | | | | | | | |
| キャリアデザインⅢ | 演習 | 2年後 | ① | | | | | | | | | |
| キャリア演習Ⅰ | 演習 | 3年前 | ① | | - | - | 必修科目のため編入後に修得 | | | | | |
| キャリア演習Ⅱ | 講義・演習 | 3年後 | ① | | | | 必修科目のため編入後に修得 | | | | | |
| キャリア演習Ⅲ | 演習 | 4年前 | 1 | | | | | | | | | |
| キャリア演習Ⅳ | 講義・演習 | 4年後 | 1 | | | | | | | | | |
| 就業力特別講義Ⅰ | 講義 | 2年後 | 1 | | 単位認定 | 単位認定 | | | | | | |
| 就業力特別講義Ⅱ | 講義・演習 | 3年前 | 1 | | - | - | | | | | | |
| インターンシップ | 実習 | 3年通 | 2 | | 科目認定が可能 | | | | | | | |
| 【外国人留学生科目】 | | | | | | | | | | | | |
| 日本語 | 講義 | 1年前 | 2 | | - | - | 留学生は編入後に修得 | | | | | |
| 現代日本の文化 | 講義 | 1年後 | 2 | | - | - | 留学生は編入後に修得 | | | | | |
| ≪発展科目≫ 要件：選択4単位。二つ以上の科目群から選択して履修すること。 | | | | | | | | | | | | |
| 一括認定 | - | - | | | 単位認定 | 単位認定 | 2つ以上の科目群を各2単位ずつ計4単位を認定可能 | | | | | |

※ 本学こども学科で他学部履修制度によって修得した全学共通科目は、科目認定を行う。

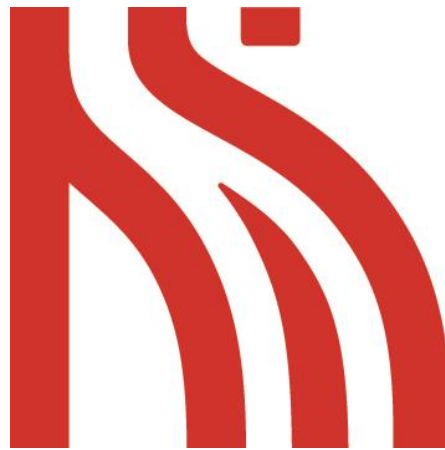
※ 「指定保育士養成課程」「介護福祉士養成課程」に関する科目を認定する際は要注意。

| | |
|--|---|
| ◆用語解説 科目認定：既修得科目に対応する科目がない場合でも、対応する科目として認定する。 評価は修得時の評価とする。 科目認定が可能：既修得科目に対応する科目がある場合のみ認定する。評価は修得時の評価とする。 単位認定：単位認定する科目がない場合でも、編入前大学等で相当の教育を行っていることを鑑み、他の既修得単位を以って認定する。(例：基礎教育セミナーⅠ 評価：認定) | ◆「免許・資格要件」欄の略称について 中・高(保、音、美)：中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状 (保健体育、音楽、美術のいずれか)、 幼・小：幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状、福心：福祉心理士、 養教：養護教諭一種免許状、社教：社会教育主事(任用資格)・社会教育士 介護：介護福祉士受験資格 必：必修、選必：選択必修、選：選択 |
|--|---|

令和7年度

教育実習実施要項

(中学校・高等学校)



北 翔 大 学

生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科

教育文化学部 教 育 学 科

教育文化学部 芸 術 学 科

— 目 次 —

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 教育実習までの指導等の経緯について | 1 |
| 2. 教育実習の意義や目的について | |
| 3. 実習期間等について | 2 |
| 4. 教育実習校及び学生数について | |
| 5. 教育実習の単位認定等について | |
| 6. 実習内容について | 3 |
| 7. 教育実習のための学内指導について | |
| 8. 教育実習校への指導教員の訪問について | 4 |
| 9. 研究授業の日時について | |
| 10. 教育実習評価表、教育実習日誌並びに出勤簿等の送付・返送について | |
| 11. 実習についてのお問い合わせなどについて | |
| 12. 教育実習期間中の保険制度について | |
| 別表1 教育実習生心得 | 5 |
| 別表2 教育実習のために | 7 |
| 別表3 教職課程の授業科目及び単位修得方法 | 15 |
| 別表4 教育実習評価表 | 18 |
| 別表5 教育実習生出勤簿 | |
| 別表6 実習日誌 | 19 |
| 実習中の緊急連絡先 | 20 |

1. 教育実習までの指導等の経緯について

- (1) 高い専門性と使命感・責任感等を身に付けた教師となるため教育実習は最も重要なものであり、教育実習を履修させるために求められる資質・態度を身に付けさせるべく指導・助言を重ねてきたところであります。
- (2) 教育実習では、実習体験を通して教育現場の現状、教師の生徒に対する接し方や対応、教師がなすべき業務などをつぶさに観察し教育者としての自覚や意識を高めるとともに、実習における多様な経験や体験を通し大学の学習で学ぶことのできない実践力や即戦力の素地を養うよう指導・助言に努めています。
- (3) 専門職と呼ばれている教師となるための実習期間は2週間～3週間と極めて短いものであるだけに、その期間内に要求されている実習内容に積極的・意欲的に取り組むよう指導・助言に努めています。
- (4) 実習生が、大学で学んだ知識や理論あるいは技術を、学校という教育の場で具体的に発揮できるよう、必修の専門教科科目や教職に関する科目の意欲的な履修及び単位の取得に向け指導・助言に努めています。実習の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修しています。

| 保健体育 | 音楽 | 美術 |
|---|---|---|
| ・体育原理 ・スポーツ運動学 ・生理学・教科教育法Ⅰ、Ⅱ及びⅢ ・教育原理 ・教職概論 ・道徳教育論 ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ・教育実習事前指導・日本国憲法 | ・ソルフェージュ ・音楽概論・教科教育法Ⅰ及びⅡ ・教育原理 ・教職概論 ・道徳教育論 ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ・教育実習事前指導・日本国憲法・健康体育 (実技を含む) | ・ドローイングⅠ ・美術概論・教科教育法Ⅰ及びⅡ ・教育原理 ・教職概論 ・道徳教育論 ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ・教育実習事前指導・日本国憲法・健康体育 (実技を含む) |

また、中学校教諭免許取得に義務づけられている介護等体験（特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間）については、2年次または3年次で修了しています。さらに、胸部X線検査、麻疹（はしか）抗体確認を義務づけています。

2. 教育実習の意義や目的について

- (1) 教育現場での実体験を通じて、学校教育の実際について総合的に学びます。
- (2) 教育者としての使命感や責任感に理解を深め、教師としての自己の資質・能力や適性について自覚を高めます。
- (3) 大学で学んだ基礎的・基本的な理論や技能を有効に活用し、生徒の実態や発達段階に合わせて教育活動が展開できるなど実践的な指導力を身に付けることを学びます。
- (4) 大学における学習と教育実習での体験や学びを統合して、次の5点について認識を深めさせます。

ア 使命感や誇りをもち授業を大切にす教師

生徒一人一人に確かな学力を身につけさせるため、生徒一人一人の多様な考え

方や感じ方などへ理解を示し、生徒の実態や発達段階を踏まえた教材研究や学習指導が大切であること。

イ 日々の挨拶や心のふれあいを生徒指導の起点とする教師

教育は、教師と生徒との人間的なかわりを通じた営みであり、日々の挨拶などを基本とした心の触れ合いが大切であること。

ウ 教えるために学び続ける教師

生徒を適切に指導するためには、教師自らが進んで学びの機会を求め、学び続けることが大切であること。

エ 共通理解と行動連携を大切にする教師

学校が充実した教育を行い成果を上げるためには、教師間の共通理解と行動連携が大切であること。

オ 保護者や地域社会と手をつなぐ教師

教育の場は学校だけではない。教育効果を高めるため、また生徒に調和のとれた豊かな人間性を身に付けさせるためには学校、家庭、地域社会の連携・協力が大切であること。

3. 実習期間等について

- (1) 中学校の教育職員免許状を取得する者は3週間であるが、高等学校の教育職員免許状のみを取得する者は2週間とする。
- (2) 令和7年5月上旬～9月下旬までを基本とする。

4. 教育実習校及び学生数について

令和7年度実習生総数(R7. 4. 1現在)

| 学校種 | 実習校数 | 実習学生数 |
|------|------|-------|
| 中学校 | 43 | 46 |
| 高等学校 | 44 | 52 |
| 合計 | 87 | 98 |

5. 教育実習の単位認定等について

- (1) 各種教員免許取得に関わる教育課程表別表3 参照 (15～17頁)
- (2) 実習の単位 中学校・高等学校教諭免許状取得：4単位
高等学校教諭免許状のみ取得：2単位
- (3) 単位の認定 教育実習評価表、教育実習日誌、学習指導案、教育実習生出勤簿、教育実習報告書の提出を受け、実習の目的が達成されたと認められた者について認定しています。

6. 実習内容について

実習内容は教育実習校の実習計画に基づいて実習します。

(1) 教師としての活動の実際について

- ア 教科指導や学級活動・ホームルーム活動における参観実習の経験
- イ 授業指導や研究授業の体験実習
- ウ 学級活動・ホームルーム活動における体験実習

(2) 学校経営について

- ア 学校教育目標、学校経営方針の重点などの理解
- イ 学校教育目標と教育課程の編成の関連
- ウ 学校経営組織（校務分掌）への理解

(3) 教職員の職務内容やサービス・規律について

- ア 教師としての資質や態度の体得
- イ 勤務の厳しさなどの理解（身分上の義務及び職務上の義務なども）
- ウ 個人情報保護や守秘義務への配慮
- エ 教材教具及び施設設備の活用と管理
- オ 各種会議、研修会、保護者会への参加や対応

(4) 学校における教育活動の実際について

- ア 教育活動における生徒指導の機能や重要性の理解
- イ 学級（ホームルーム）活動、生徒会活動、総合的な学習の時間、学校行事などへの理解
- ウ 学級（ホームルーム）担任、教科担任、養護教諭等の職務内容の理解と連携協力の在り方

7. 教育実習のための学内指導について

(1) 事前指導

- ア 教職課程履修ガイダンス
- イ 教育実習事前指導（1単位）
- ウ 教育実習の意義、指導案づくり、実習の心構えなど
別表1 参照（5～6頁）、 別表2 参照（7～14頁）
- エ 指導案の作成
- オ 模擬授業の体験
- カ 教育実習オリエンテーション
- キ 教育実習直前面接指導
- ク 教育実習生調査書の作成指導及び点検
- ケ 教育実習日誌の書き方
- コ 個人情報保護に関する誓約書作成

(2) 実習期間中の指導

- ア 各実習校の実習計画に従います。
- イ 訪問指導教員による授業参観及び助言・指導を行います。

(3) 事後指導

- ア 教育実習事後指導（1単位）
- イ 教育実習評価表及び教育実習日誌に基づく個別指導を行います。
- ウ 教育実習反省会等の実施を行います。

8. 教育実習校への指導教員の訪問について

訪問教員が、事前に電話連絡をとり、学校長の了解を得て訪問いたします。基本的には研究授業に合わせての訪問を考えておりますが、大学の講義等と重なる場合には、直近の日程で訪問することをご了承ください。

9. 研究授業の日時について

訪問教員からの照会時に研究授業日をお知らせ頂きたいをお願いいたします。

10. 教育実習評価表、出勤簿並びに教育実習日誌等の送付・返送について

別表4、**別表5** 参照（18頁）

(1) 各実習校への送付書類について

教育実習生調査書、教育実習評価表、教育実習生出勤簿、教育実習日誌(写)などを送付いたします。（書類返送用にレターパックを同封します）

(2) 上記書類の返送について

教育実習終了後4週間程度で、教育実習生調査書、教育実習評価表、教育実習生出勤簿、教育実習日誌の返送をお願いいたします。

【送付先】〒069-8511 江別市文京台23番地 北翔大学 教職センター 宛

11. 実習についてのお問い合わせなどについて

教職センター(電話 011-387-4082、FAX 011-387-3680)へお願いします

12. 教育実習期間中の保険制度について

教育実習生は、実習中の万が一の事故に備えて、「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」に、全員加入しております。実習期間中に事故等が発生した場合は、早急に教職センター（19頁参照）へご連絡ください。

教育実習生心得

1. 基本的な態度・心構え

学校現場においては、先生方は常に真剣に教育活動に専念しています。そのような場で実習させていただくのですから、実習校の教育方針や服務規程をよく守り、実習生としての自覚と責任を認識して、何事にも意欲的に積極的な態度で実習に臨むことが必要です。

2. 勤務

教育実習は、実習校での「勤務」となります。

- (1) 実習校の教職員の勤務態様に準ずるとともに、服務規程を遵守して勤務すること
- (2) 通勤は、公共交通機関を利用すること（自転車も不可）
- (3) 出勤は、余裕をもって30分前までには行い、出勤簿に必ず押印すること
- (4) 始業前は、生徒の出迎え、ホームルーム巡視、指導教諭との打ち合わせ、その日の指導の諸準備等に充てること
- (5) 職員朝会、集会、諸会議の参観は、指導教諭の指示に従うこと、参観が許可された場合は、実習内容として真剣に聞き、参考事項はメモすること
- (6) 退勤は、指導教諭の承認を得てから行うこと、校長（副校長、教頭）先生にも、退勤の挨拶を忘れずに行うこと
- (7) 原則、実習期間中は部活動、アルバイトは禁止であること、また、就職活動、就職試験等も認められないこと
- (8) 何らかの事情により、欠席、遅刻をする場合は、副校長、教頭先生又は指導教諭に電話をかけて承認を必ず得ること。また、早退の場合は、副校長、教頭先生、指導教諭に申し出て許可を得てから行うこと。欠席、遅刻、早退は、教職センターにも必ず報告を入れること
- (9) 私用の電話、メール送受信、面会などは緊急時のみとすること
- (10) 勤務中の携帯電話は、使用禁止とし、持ち歩かないこと

3. 態度

- (1) 実習生は、常に明るい態度で生徒に接し、実習校の指導方針を守って真剣に指導に当たること
- (2) 実習生としての礼儀を重んじ、謙虚な態度で指導・助言を受けること
- (3) 実習生として、常に学ぶ姿勢を堅持し、資質や能力の向上に努めること
- (4) 実習生は、教育実習生であると同時に教師であることを強く自覚し、誠実さや思いやり、時には厳しさを持って、公平な態度で生徒に接すること
- (5) 本学の学風である「ひたむき」な態度を忘れず、全力をあげて実習に励むこと

4. 服装・髪型及び礼儀

- (1) 実習生として、学校にふさわしい身だしなみや態度を心がけること
- (2) 生徒の指導に携わる者としての意識を自覚し、正しい言葉づかいを心がけること
- (3) 礼儀を重んじ、挨拶や返事、行動に十分注意すること
- (4) 服装や髪型は、清潔でさわやかな印象を与えるもの、品位あるものに心がけること
(染髪、マニキュア、アクセサリー、カラーコンタクト、ハイヒール等は禁止)
- (5) ジャージ、運動靴、上履き、実習着、その他必要なものを事前に用意しておくこと
*出勤・退勤時の服装は、保護者や地域の方々も関心を寄せて見えています。教育実習を受けさせていただいている立場と真摯な姿勢を忘れず、品位を保ちましょう。

5. 実習上の注意事項

- (1) 実習校の教育方針や校内規則をよく理解し守ること、諸連絡事項は聞き漏らさず自主的にメモすること
- (2) 出勤時から退勤時にわたり、受動的な態度ではなく、能動的な態度で職務遂行に全力を尽くすこと
- (3) 教職員、生徒、保護者等の誤解を招くことのないよう、言動に十分気をつけること
- (4) 指導教諭には礼を尽くし、常に「報告・連絡・相談」するように心がけ、指導教諭の指導のもとに行動すること
- (5) 実習に関する記録は、正確、詳細に行い、記入は、黒のボールペンまたはペンを使用すること
- (6) 実習日誌は、その日に書き終え、提出してから退勤すること
- (7) 常に自己の健康管理、生活管理に気をつけ、勤務に万全を期すこと
- (8) パソコン及び私物USBメモリを使用する際には、必ず各実習校の指示に従うこと

6. 禁止事項

- (1) 生徒の家庭を訪問すること
- (2) 生徒を校外に連れ出すこと
- (3) 生徒の家に電話をしたり、携帯電話番号やメールアドレスを教え、やりとりすること
- (4) 生徒からお金、物品を徴収すること
- (5) 生徒、保護者から、物品などの贈り物を受けること
- (6) 生徒に体罰を加えること
- (7) 生徒に懲戒を与えること
- (8) 校内の機密事項や生徒の個人情報、実習校に関することを口外したり、各種SNS等で発信したり、インターネット上に書き込みを行うこと
- (9) 持ち出しが禁じられている個人情報を持ち出すこと
- (10) 学校の物品を許可なく持ち出すこと
- (11) 特定の政党や宗教について宣伝・批判すること
- (12) 上記の(1)～(11)は、実習開始前から実習後も遵守すること

教育実習のために

《 実習生受入校の考え 》

決意は本物か

教育実習は、教職課程の学生が、学校での教育実践を通じて教職について理解を深めるとともに、自らの教員としての適性を考える貴重な機会です。各実習校では、教職に就く強い意志をもち、生徒と積極的に関わりをもつことができ、教育実践に進んで取り組む、目的意識を持った学生を希望しています。

教育実習は、実習受入校の好意と協力によって可能となっているものであり、大学には責任ある指導が、また実習生には教職を目指す真剣な姿勢が求められています。教育実習の安易な受講は、実習受入校や生徒に大きな迷惑をかけるので、教育実習の履修にあたっては、実習受入校のこうした考えを十分理解し、「先生」と呼ばれる責任の重さを自覚して臨まなければなりません。実習生であっても生徒にとっては「教員」です。教員に求められる資質能力にはさまざまなものがあり、平成24年の中教審答申では、これからの教員に求められる資質能力を以下のように整理しています。

1 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力

・使命感や責任感、教育的愛情

2 専門職としての高度な知識・技能

・教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 ・新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 ・教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力

3 総合的な人間力

豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力

これらの要素は、その後の教員の資質能力に関する答申・提言等の基本的な考え方となっており、教員免許更新制の導入、「教職実践演習」の新設や教育

| | |
|-----------|--|
| 新たな教員養成制度 | <p>実習の円滑な実施の努力義務化などにより、教員の資質能力の総合的な向上が図られてきました。さらに、平成27年の中教審答申を踏まえて、教員の養成・採用・研修の一体的改革が推進され、教職課程に在籍する学生や現職教員がそれぞれの段階において身に付けるべき資質や能力の具体的な目標を示した「教員育成指標」が、各都道府県等で策定されています。</p> |
| 意識・意欲を高く | <p>教育実習に臨む学生は、「教育実習」が大学・実習校・各教育委員会の「次世代の教員を育成する」という共通の使命感に基づき、3者の信頼と協力によって実施されていることを真摯に受け止めてください。そして、教員を志す者に必要な資質・能力や自らの教員としての適性を考える有益な機会である教育実習に最後まで誠実に取り組んでください。</p> |
| 実習校からの意見 | <p>例年、教育実習終了後には、各実習校から本学にさまざまな反省・評価や意見が寄せられてきます。教訓的・示唆的な意見を精選し掲載します。</p> |
| | <p>1. 教師になるため、それとも資格をとるため？</p> |
| やる気があるのか | <p>(1) 本気で教職を目指しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験を受験する意志のない学生が教育実習にきているのはどういふことか。 ・卒業の思い出づくりのためにつき合わされるのは迷惑である。 ・何がなんでも教師になりたいという学生のみを受け入れる。 ・資格取得の目的でくる学生は迷惑であり、受け入れない。 ・学校現場は極めて忙しく、やる気のない学生の面倒をみる余裕はない。 |
| 自覚があるのか | <p>(2) 社会人としての自覚があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としての自覚と覚悟を持って行動してもらいたい。 ・うまくこなすことではない。意欲と熱意がすべてである。 ・厳しい指導助言で泣き出す学生に、教員免許を持つ適性はない。 ・実習を甘くみている節がある。予習もせずに授業に臨んだり、会議ではあくびや居眠りをする。 |
| 心は形に表れる | <p>(3) 学ばせてくださいという謙虚さがあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服装、頭髪、華美な化粧や細い眉毛、ピアス、言葉遣いなど、社会人として、教職を目指す実習生として最低限のマナーを指導してほしい。 ・服装、頭髪すら整えることができない実習生は受け入れない。 ・事前登校の際に、茶髪で来校する学生がおり、厳しく指導した。 ・茶髪やだらしない服装で、生徒たちに何を指導できるのか。 ・校内でハイヒールを着用するなど何を考えているのか。 ・教職員への挨拶がなく、指導教員への感謝の気持ちもない。 ・控え室での飲食、後始末、携帯電話の使用など、勤務場所での過ごし方に |

辞書を活用する

問題がある。

- ・茶髪、化粧、細い眉毛、ピアス、ネックレス、指輪は不必要である。

(4) 日誌や板書に誤字・脱字が目立つ

- ・誤字・脱字が多い。書いたものを読み返す習慣や国語辞典の活用を身につけよ。
- ・日誌や板書に誤字がある。日頃から辞書を活用する習慣を身につけてほしい。
- ・約束や期日が守られなかったのは極めて残念である。
- ・授業等の観察・参加記録の欄、感想の欄などに感謝やお礼の言葉が全くないことに寂しさを感じた。

準備がすべて

2. わかって楽しい授業は教材研究から

(1) 教材研究なくして授業はできない

- ・学習意欲を高める授業とならず、授業が不成立となった。
- ・教材研究は教師の命、授業は教材研究で8割が決まる。
- ・教材研究不足で、授業が途中で止まってしまう学生がいた。
- ・わからないことを聞くわけでもなく、すべてが受け身である。
- ・口で言うこと、板書すること、個人的に言うことを区別する。何を学ばせるのかを明確にすること。

何を学ばせるのか

(2) 指導案に教師の姿勢や指導観が見える

- ・教材研究、準備方法、指導案の作成などの指導に手がかかりすぎる。
- ・指導案を書いて授業に臨むという姿勢に欠けている。
- ・準備に時間をかけることの重要性や大切さを認識してほしい。
- ・生徒に何を学ばせ、そのためにどう指導するかを明確にする。
- ・自分がどうしたいかを明確にして、指導教員の助言を求めよ。
- ・生徒の実態を把握した指導案作りと準備が必要である。
- ・生徒の健康・安全に配慮した指導案作りがなされていない。

生徒にとっては本番

(3) 生徒にとっては一度きりの大切な授業です

- ・生徒にとって、授業は練習の場ではない。
- ・平常心を持ち、明るく楽しく、生徒の立場になり、自分が受けたい授業を目指す。
- ・第一に生徒の安全を考えて授業をしよう。
- ・力強く、元気よく、大きな声で、生徒の顔、表情、反応をみて話す。
- ・声の大小、強弱、トーンを使い分けること。
- ・ポイントとなる説明は集合させて行う。
- ・授業は教科書だけでなく、資料や新聞記事を活用するとよい。「教科書を

理解は知ることから

教える」のではなく、「教科書で教える」のが授業である。

- ・最初からはうまくいかないもの。準備 → 実行 → 反省を繰り返し、課題を一つ一つ克服する努力を。
- ・体育の授業は天候に左右され、雨天時の副案を準備すること。
- ・大切な指示・師範をする場合は、集合させ注目させ行うこと。
- ・準備を万全に行い、失敗を恐れずチャレンジする。
- ・体育は人を動かさなければならない。言って聞かせ、やってみせ、させてみて、ほめて動かす。
- ・指導の流れは大切だが、生徒の状況を把握して修正を加える臨機応変さが大切である。

(4) 積極的に生徒を知る努力が大切です

- ・一日も早く生徒の名前を覚えよう。
- ・行事や部活動、昼休み、放課後、清掃活動では、生徒の日ごろ見られない一面を発見できる。
- ・言葉遣いが雑になり、おしゃべりをしすぎると、めりはりがなくなり指導しづらくなる。
- ・生徒は先生に声をかけられるのを待っている。
- ・生徒との信頼関係ができると、生徒は先生を助けてくれる。
- ・優しさと厳しさの両面で生徒との信頼関係を築くこと。
- ・自分に甘くなると、生徒を指導できなくなる。生徒の先生を見抜く目は鋭い。

《 実習を終えた先輩からのアドバイス 》

先輩方が、数週間の実習体験で味わった苦勞や失敗談、感動や喜び、克服の足跡などは、後輩にとって参考になることの宝庫です。各実習校から、後日、送られてきた実習日誌や実習報告書の記述から、実習における先輩の学びや貴重な体験の記録、後輩へのアドバイスを紹介します。経験者の声を参考にして、教育実習への心構えをもってください。

先輩は何を感じたか

1. 教育実習生としての自覚

- ・実習中はとても忙しく、時間ぎりぎりで動くことが何回もありました。ある日、こんな指導を受けました。「会議、行事でも、できたら10分前、少なくとも5分前にはその場所において、行動をスタートできるようにした方がいいですよ。忘れ物やトイレだけでなく、調べたメモ・参考書を持ってくるなど、何か自分なりの準備をする習慣が重要で、授業の工夫の積み

重ねにもつながりますよ。」

- ・特別支援学校の体育の授業で、運動着の裾を生徒は全員ズボンの中に入れていたのに、実習生全員が誰も気がつかず、普段のように裾を外に出していました。また、歓迎会に招待された際、「普段着でいいよ。」と言われ出かけたら、会場がホテルで全員が正装。大学の友人に会うような普段着の私は、大恥をかきました。学生の“常識”ではなく、社会の常識から常に考えることが重要です。

成長すべきは
教師

2. 教師は、生徒とともに成長する

- ・教師とは生徒の人生に影響を与えるステキな仕事だと思います。教師という職業に魅力を感じました。
- ・教科指導はもちろんのこと、社会的・精神的な指導・助言ができなければならぬことを学びました。
- ・教師は教えるのではなく、気づかせる存在であると感じました。
- ・教師は生徒を引きつける魅力が必要だと思いました。それは、効果的な学習指導や教育活動とするうえでは欠かせないと思う。
- ・私にとって、教育実習は教師になるためのものではあるが、「初めて社会という場」に出るといふ、これまでの人生で最も大きな経験になりました。
- ・自分の意識レベルが低く、気づけない自分の存在を情けなく思いました。今まで、自分を本当に甘やかして生きてきたことに気づかされました。
- ・生徒から学び教わったことのほうが多い実習であったと思っています。教師は生徒と一緒に成長していくことのできる、いい職業だと思いました。

感謝の心で学
びが変わる

3. 謙虚さと感謝の心が成長への架け橋である

- ・教育者こそ常に学ぶ姿勢を忘れず、日々の努力をすることを大切にしなければならぬということ学びました。
- ・教師は常に学ぶ姿勢が大切です。「人は学び続ける者からのみ学ぶ」とは、実習で実感した名言です。
- ・何事も、気持ちの持ち方が大切です。それにより、結果のよしあしが変わります。つらさが多ければ、得るものも多いのです。
- ・私にとって一人一人の生徒が先生であり、教師という仕事は学びの日々であると感じました。
- ・自分が未熟であっても生徒から見れば先生であり、いつまでも未熟な学生ではいられないと思う場面が数多くありました。
- ・生徒と一緒に学んだり学校生活を送ることで、生徒からいろいろなことを気づかせてもらい学ぶことができました。

- ・「学校生活で無駄な時間はない」という先生の言葉が印象に残っています。教師という立場で過ごしてみて意味がわかる言葉でした。
- ・疲れたと思うこともありました。疲れが増えるほどに自分自身が成長していったのではないかと考えています。その分、自分に足りないものを知ることができたと思います。
- ・私のような未熟な実習生に対し、お忙しい中、一緒に考えてくれたり、資料をくれたり、さまざまな面でご指導いただいた先生と協力してくれた生徒に心から感謝しています。

4. 教師の意欲・熱意・誠意で生徒の信頼を得る

- ・生徒に好かれる嫌われるといったことではなく、心を通わすことが大切で、熱意・誠意を持って真剣に接すれば期待にこたえてくれるものだ実感した。
- ・生徒との信頼関係を築くことは、簡単そうで難しいと思いました。しかし、自分の殻を破り積極的に接していくと生徒から反応が返ってきます。
- ・生徒は、自分を大事にしてくれる教師に信頼の心を寄せる。これは、実習中に実感したことです。
- ・自分自身が気持ちをリラックスさせ心を開くと、生徒も自然と心を開き、話のキャッチボールをしてくれるようになりました。生徒は敏感で、自分が心を開かないと生徒も心を開いてくれません。
- ・生徒と仲よくなり、教師としてではなく仲間として接してくるようになり悩んでしまいました。生徒との「ふれあい」が「なれあい」になると指導ができなくなると気づかされました。車の運転と同じように、車間距離をとることの大切さを学びました。
- ・できるだけ早く生徒の名前を覚えることが大切です。できれば事前打ち合わせの時、クラス写真と名簿を借りるなど工夫します。
- ・廊下や体育館ですれ違う生徒に挨拶し声をかけました。しだいに生徒たちの方から私に声をかけてくれるようになり、それが私にとってすごくうれしく勇気や自信を与えてくれました。
- ・「言葉かけ」は「心かける」こと、廊下ですれちがうときの心のこもった何気ない一言は、生徒の心を教師の側に接近させるもの。これが、生徒理解や授業づくりに役立つのですと、ある先生が話してくださいました。
- ・教師には、熱意と生徒を見捨てない姿勢が大切であると思った。
- ・生徒に助けられることがあるからこそ、教師は愛をもって真剣に取り組む必要があることだと感じました。

5. 教育は人なり、確かな授業は教材研究にある

- 教育実習の初日、教務室と学級での自己紹介では、声が震えたほど緊張しました。大丈夫だと思っていたのですが、実際の授業で一瞬真っ白になってしまうことが何度かありました。生徒の顔を見て、大きな声ではっきり話すことも最初は大変でしたので、模擬授業はとても重要で、大学の授業で多くできなくとも、学生同士で何度もやっておくことを勧めます。そのことで、教材研究も指導案も、生徒の立場に立ったものが作れるし、少しでもスムーズな授業につながると思います。
- 「完璧な授業などなく、教材研究に限界はない」と、ある先生が話された。生きた生徒が相手である以上、これでよいという境界も型もない。その場で生徒一人一人に対応していかなければなりません。教師に望まれているのは表面的なテクニックではなく、生徒を第1に思う気持ちと前向きなひたむきさ、そして努力でした。
- 授業を行ううえで最も大切なことは、生徒に何を一番伝えたいかをはっきりさせ、そのためにどう指導するかを真剣に考え準備することです。
- 指導教諭の次のアドバイスで、研究授業では自分の納得する授業ができました。「しっかり研究指導案を書くこと」「授業展開をしっかり頭に描くこと」「教材研究・準備を怠らないこと」の三つを守ることにより授業の展開がわかり、ルール説明や注意事項、教具の設置、片付けの確認、生徒への配慮、自然に声が大きくなるなど、落ち着きと自信を持った授業展開ができました。
- 教師が見本を見せ、しっかりと指導すれば、生徒はついてくる。
- 生徒は「し(でき)ない」のではなく、「やり方がわからないからできない」と思える教師になりたい。
- 道徳では苦労した。講義を基本に万全な準備をしておくべきです。
- SHRやLHRには教科書がなく最も難しいものでした。
- 学習指導のよしあしは、生徒が興味、関心を示す授業とするための肉づけかかっています。「教科書を」教えるのではなく、「教科書で」教えるという意識が大切です。
- 授業の技術は指導してもらえが、人前で話すことや態度などは言われてすぐにできることではない。事前に身につけたい。
- どうすれば、生徒の心に残るかという目線で授業づくりをし、正しい日本語を使い、さまざまな言葉をわかりやすく説明できる自分を目指すこと。
- 「生徒と心の結びつきがあって、よい授業ができる」ものと教わった。
- 教育現場では、常に生徒の健康安全に配慮することが大切であることを学んだ。特に体育の授業は命にかかわる教科であることを認識し、ケガや事

人に近づき心
を開く

故防止を意識した指導案作りが求められる。責任はすべて教師にある。

- 板書は授業の看板です。ポイントを、わかりやすく、丁寧に。
- 「もう少し」「よくなった」「うまい」など、変化や上達している様子を伝えることで授業が変わる。
- 教えようとするより、生徒に学ばせる授業設計が求められる。

6. 生徒理解や生徒指導の原点は挨拶にある

- 不安で始まった実習の最初の日、得意なフルートの演奏で自己紹介。「先生、本当に音楽が好きなんですね。」ときっかけができて、生徒の中に入り込むことができました。授業も生徒が協力してくれ、とても意義ある教育実習となりました。ちょっとしたことで工夫の積み重ねが大事なのですね。
- 一人一人に愛情を持ち真剣にかかわると、生徒も自分を受けいれてくれる。
- 不安を持って指導すると生徒は動きません。いい意味で自信を持って指導することにより、教師を認め受け入れるものです。
- 生徒理解、教育相談、生徒指導とは、教師とはどうあるべきか、どう変わるべきかを、説いているものと気づかされた。
- 些細なことでも、上手くできた時に「褒める」ことで生徒は意欲的になり、さらに上を目指そうとする。
- 挨拶一つにしても、笑顔で生徒の目をしっかり見てコミュニケーションをとることが大切です。
- 生徒を甘やかしたり安易に迎合することではなく、広い心を持ち「だめなものだめ」と叱ること。
- 生徒の心をつかむことができれば、自然と生徒はついてくるもの。
- ただ「がんばれ」では励ましではない。教師の役割は、生徒に「どうがんばるか」を具体的に伝えることが教師の役割である。
- 生徒指導は、「生徒を叱り処罰するためにあるもの」と理解していたが、実習が進むにつれ、「生徒の学ぶ意欲を高め、学習活動や教育活動の効果を高めるため」と考え方を変えることができた。
- 生徒と歳が近く、距離が近くなるのは接しやすく相談しやすいという意味で良い事だと思いますが、会話をするときの対応や返し方はあくまで先生という立場でしなければいけないので、そこを生徒に誤解されないよう対応するのが大変でした。

別表第1 (第5条第2項関係) 生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科
 中学校教諭1種免許状「保健体育」及び高等学校教諭1種免許状「保健体育」の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | | |
|---------------------------------------|--|--|----------------------|------|-------------|--|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 | | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 体育実技 | 生涯スポーツ指導演習(体づくり運動) | ② | ② | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(器械運動) | ② | ② | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(陸上競技) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ(水泳・水中運動) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(バスケットボール) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(バレーボール) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ(野球・ソフトボール) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ(バドミントン) | 1 | 1 | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(サッカー) | 2 | 2 | | |
| | | 生涯スポーツ(冬季スポーツ) | ① | ① | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(ダンス) | ② | ② | | |
| | | 生涯スポーツ指導演習(武道) | ② | ② | | |
| | | 野外教育実習 | 2 | 2 | | |
| | 教科に関する専門的事項 | 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」運動学(運動方法学を含む。) | 体育原理 | ② | ② | |
| | | | スポーツ心理学 | ② | ② | |
| | | | スポーツマネジメント | 2 | 2 | |
| | | | スポーツ社会学 | 2 | 2 | |
| | | | スポーツ運動学 | ② | ② | |
| | | | スポーツ史 | 2 | 2 | |
| | | | 生理学 | ② | ② | |
| 生理学(運動生理学を含む。) | 衛生学・公衆衛生学 | 運動生理学 | ② | ② | | |
| | | 衛生学及び公衆衛生学 | ② | ② | | |
| | | 学校保健 | ② | ② | | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目 | 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | 保健体育科内容構成論 | 2 | 2 | | |
| | | 保健体育科教育法Ⅰ | ② | ② | | |
| | | 保健体育科教育法Ⅱ | ② | ② | | |
| | | 保健体育科教育法Ⅲ | ② | ② | | |
| | | 保健体育科教育法Ⅳ | ② | 2 | | |
| 小計: 中学校28、高等学校24 | | | 小計(必要修得単位数) | | 36 34 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育原理 | ② | ② | | |
| | | 教職概論 | ② | ② | | |
| | | 教育経営学 | ② | ② | | |
| | | 教育心理学 | ② | ② | | |
| | | 特別的教育的ニーズ論 | ② | ② | | |
| | | 教育課程論 | ② | ② | | |
| 小計: 中学校10、高等学校10 | | | 小計(必要修得単位数) | | 12 12 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 道徳教育論 | ② | | | |
| | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | ② | ② | | |
| | | 教育方法論(情報機器・教材活用を含む) | ② | ② | | |
| | | 生徒指導論(進路指導を含む) | ② | ② | | |
| | | 教育相談論(カウンセリングを含む) | ② | ② | | |
| | | 小計: 中学校10、高等学校8 | | | 小計(必要修得単位数) | |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習事前指導 | ① | ① | | |
| | | 教育実習事後指導 | ① | ① | | |
| | | 教育実習Ⅰ | ④ | *4 | | |
| | | 教育実習Ⅱ | | *2 | | |
| | | 教職実践演習 | 2 | ② | ② | |
| 小計: 中学校7、高等学校5 | | | 小計(必要修得単位数) | | 8 6 | |
| 大学が独自に設定する科目 | 中4 高12 | 道徳教育論 | | | 2 | |
| 小計: 中学校4、高等学校12 | | | 小計(必要修得単位数) | | 4 12 | |
| 合計: 中学校59、高等学校59 | | | 合計(必要修得単位数) | | 66 60 | |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|---------------------------|-----|----------------------|------|------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② | ② |
| 体育 | 2 | 生涯スポーツ指導演習(体づくり運動) | | |
| | | 体育原理 | | |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | ② | ② |
| 情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作Ⅰ | ② | ② |
| 合計 | | 合計(必要修得単位数) | | 6 6 |

備考: 1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。
 2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。
 3) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目」の「体育」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「生涯スポーツ指導演習(体づくり運動)」及び「体育原理」の修得をもって充てる。

別表第6 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科
 中学校教諭1種免許状「音楽」及び高等学校教諭1種免許状「音楽」の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | | |
|---|---|------------------------|------------|-------|-----|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | ソルフェージュ | ソルフェージュ | (2) | (2) |
| | | 声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) | 声楽基礎演習 I | (2) | (2) |
| | | | 声楽基礎演習 II | (2) | (2) |
| | | | 声楽表現演習 I | 2 | 2 |
| | | | 声楽表現演習 II | 2 | 2 |
| | | 器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) | 合唱 I | (1) | (1) |
| | | | 合唱 II | (1) | (1) |
| | | | 器楽基礎演習 I | (2) | (2) |
| | | | 器楽基礎演習 II | (2) | (2) |
| | | | 器楽表現演習 I | 2 | 2 |
| | | | 器楽表現演習 II | 2 | 2 |
| | | | 合奏 I | (2) | (2) |
| | | | 合奏 II | (2) | (2) |
| | | 指揮法 | ピアノ基礎演習 I | (2) | (2) |
| | | | ピアノ基礎演習 II | (2) | (2) |
| | | | ピアノ表現演習 I | 2 | 2 |
| | | | ピアノ表現演習 II | 2 | 2 |
| 音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。) 音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) | 指揮法 | (2) | (2) | | |
| | 音楽概論 | (2) | (2) | | |
| | 楽典 | (2) | (2) | | |
| | 作曲法 | (2) | (2) | | |
| | 音楽史 | (2) | (2) | | |
| | 音楽鑑賞法 | (2) | (2) | | |
| | 音楽科教育法 I | (2) | (2) | | |
| | 音楽科教育法 II | (2) | (2) | | |
| | 音楽科教育法 III | (2) | (2) | | |
| | 音楽科教育法 IV | (2) | 2 | | |
| 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) | | | | | |
| 小 計：中学校28、高等学校24 | | 小 計 (必要修得単位数) | | 38 36 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育原理 | (2) | (2) | |
| | | 教職概論 | (2) | (2) | |
| | | 教育経営学 | (2) | (2) | |
| | | 教育心理学 | (2) | (2) | |
| | | 特別的教育的ニーズ論 | (2) | (2) | |
| | | 教育課程論 | (2) | (2) | |
| 小 計：中学校10、高等学校10 | | 小 計 (必要修得単位数) | | 12 12 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 | 道徳教育論 | (2) | | |
| | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | (2) | (2) | |
| | | 教育方法論 (情報機器・教材活用を含む) | (2) | (2) | |
| | | 生徒指導論 (進路指導を含む) | (2) | (2) | |
| | | 教育相談論 (カウンセリングを含む) | (2) | (2) | |
| 小 計：中学校10、高等学校8 | | 小 計 (必要修得単位数) | | 10 8 | |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 教職実践演習 | 教育実習事前指導 | (1) | (1) | |
| | | 教育実習事後指導 | (1) | (1) | |
| | | 教育実習 I | (4) | *4 | |
| | | 教育実習 II | | *2 | |
| 小 計：中学校7、高等学校5 | | 小 計 (必要修得単位数) | | 8 6 | |
| 大学が独自に設定する科目 | 中4 高12 | 道徳教育論 | | 2 | |
| 小 計：中学校4、高等学校12 | | 小 計 (必要修得単位数) | | 4 12 | |
| 合 計：中学校59、高等学校59 | | 合 計 (必要修得単位数) | | 68 62 | |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|---------------------------|-----|----------------------|------|------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | (2) | (2) |
| 体育 | 2 | 健康体育 (実技を含む) | (2) | (2) |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーション I | (2) | (2) |
| 情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作 I | (2) | (2) |
| 合 計 | | 合 計 (必要修得単位数) | | 8 8 |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。
 2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

[2022年度入学生 学生便覧より]

別表第7 (第5条第2項関係) 教育文化学部 芸術学科

中学校教諭1種免許状「美術」及び高等学校教諭1種免許状「美術」の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|-------------------------------------|------------|--|----------------------|------|-------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 中28 高24 | 絵画 (映像メディア表現を含む。) | ドローイングI | ② | ② |
| | | | 絵画I | ② | ② |
| | | | 絵画II | ② | ② |
| | | | 絵画III | ② | ② |
| | | | 彫刻I | ② | ② |
| | | 彫刻 | 彫刻II | ② | ② |
| | | | 彫刻III | ② | ② |
| | | | グラフィックデザインI | ② | ② |
| | | デザイン (映像メディア表現を含む。) | グラフィックデザインII | ② | ② |
| | | | 空間デザイン基礎 | ② | ② |
| | | 工芸 | インテリアデザイン | ② | ② |
| | | | 木材工芸 | ② | ② |
| | | 美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。) | 美術概論 | ② | ② |
| | | | 色彩計画 | 2 | 2 |
| | | | 美術史 | ② | ② |
| 美学 | ② | | ② | | |
| 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 美術科教育法I | ② | ② | | |
| | 美術科教育法II | ② | ② | | |
| | 美術科教育法III | ② | ② | | |
| | 美術科教育法IV | ② | 2 | | |
| 小計：中学校28、高等学校24 | | | 小計 (必要修得単位数) | | 38 34 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 中10 高10 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原理 | ② | ② |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) | 教職概論 | ② | ② |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育経営学 | ② | ② |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育心理学 | ② | ② |
| | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別的教育的ニーズ論 | ② | ② |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育課程論 | ② | ② |
| 小計：中学校10、高等学校10 | | | 小計 (必要修得単位数) | | 12 12 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 中10 高8 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳教育論 | ② | ② |
| | | 総合的な学習の時間の指導法 | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | ② | ② |
| | | 特別活動の指導法 | 教育方法論 (情報機器・教材活用を含む) | ② | ② |
| | | 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 生徒指導論 (進路指導を含む) | ② | ② |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談論 (カウンセリングを含む) | ② | ② |
| | | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 教育相談論 (カウンセリングを含む) | ② | ② |
| 小計：中学校10、高等学校8 | | | 小計 (必要修得単位数) | | 10 8 |
| 教育実践に関する科目 | 中5 高3 | 教育実習 | 教育実習事前指導 | ① | ① |
| | | | 教育実習事後指導 | ① | ① |
| | | | 教育実習I | ④ | * 4 |
| | | | 教育実習II | ② | * 2 |
| 教職実践演習 | 2 | 教職実践演習 (中・高) | ② | ② | |
| 小計：中学校7、高等学校5 | | | 小計 (必要修得単位数) | | 8 6 |
| 大学が独自に設定する科目 | 中4 高12 | 道徳教育論 | | | 2 |
| 小計：中学校4、高等学校12 | | | 小計 (必要修得単位数) | | 4 12 |
| 合計：中学校59、高等学校59 | | | 合計 (必要修得単位数) | | 68 60 |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|---------------------------|-----|----------------------|------|------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② | ② |
| 体育 | 2 | 健康体育 (実技を含む) | ② | ② |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションI | ② | ② |
| 情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作I | ② | ② |
| 合計 | | 合計 (必要修得単位数) | | 8 8 |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

の欄に実習終了後、評価等のご記入をお願いいたします。

別表4

令和 年度 教育実習評価表

| | | | | | |
|----------|------------|-------------|-----|----------|-------|
| 令和 年 月 日 | | 学校長 印 | | 指導教諭 印 | |
| 実習校 住所 | | 電話 | | | |
| 実習 教科 | | 実習 生 | | 所属 学部 学科 | |
| 実習 期間 | 令和 年 月 日より | 出勤すべ き日数 | 日 欠 | 病 欠 日 | 遅 刻 回 |
| | 令和 年 月 日まで | 出勤した 日数 | 日 勤 | 事 故 欠 日 | 早 退 回 |
| | | | | そ の 他 日 | |
| | | | | 計 日 | |

| 項 目 | 評 価 の 観 点 | 評 価 |
|--------------------------|---|-----------|
| 学習指導 | 教材研究 教材・教具の準備、実験・実習の準備、指導案の作成 | 5・4・3・2・1 |
| | 指導方法 動機づけ、授業の展開、教材・教具の使用、実験・実習の指導、板書、発問、言語・音声 | 5・4・3・2・1 |
| 生徒指導 | 生徒理解 生徒との接触、給食の指導、掃除の指導、学校行事への参加、クラブ・部活動への参加 | 5・4・3・2・1 |
| | 学級指導 生徒の掌握、生徒の指導、学級・HR活動の指導 | 5・4・3・2・1 |
| 実習態度 | 勤務態度 実習への意欲、出勤状況、マナー、教員との協力、教師としての自覚 | 5・4・3・2・1 |
| | 実務能力 学級経営の事務処理、実習日誌等の書類の提出 | 5・4・3・2・1 |
| 総合評価 (教師としての資質の評価を含む) | | 5・4・3・2・1 |

総合所見

記載上のお願ひ 1. 評価は、各評価項目ごとに評価点の該当数字を○で囲んで下さい。
 なお、評価点は 5:大変よい 4:ややよい 3:普通 2:やや悪い 1:悪いとなります。
 太枠には総合評価点を記入してください。
 2. 総合所見については、特記すべき事項を記入してください。

学生番号 北翔大学

実習生が出勤時に毎日押印します。



別表5

【記入例】

令和〇〇年度 教育実習生出勤簿 北翔大学

| | | | |
|------|--------------|------|---------|
| 実習校名 | 〇〇〇町立教職ヶ丘中学校 | 実習生 | 北翔 太郎 |
| | | 学生番号 | 1234567 |

| 実習日 | 出勤印 | 特記事項 | 実習日 | 出勤印 | 特記事項 |
|----------------|-----|------|-----------------|-----|-------------|
| 1 5月18日 (月) | 北翔 | | 10 5月29日 (金) | 北翔 | |
| 2 5月19日 (火) | 北翔 | | 11 6月1日 (月) | 北翔 | 午後から 早退 |
| 3 5月20日 (水) | 北翔 | | 12 6月2日 (火) | | 病欠 |
| 4 5月21日 (木) | 北翔 | | 13 6月3日 (水) | 北翔 | |
| 5 5月22日 (金) | 北翔 | | 14 6月4日 (木) | 北翔 | |
| 6 5月25日 (月) | 北翔 | | 15 6月5日 (金) | 北翔 | |
| 7 5月26日 (火) | 北翔 | | 16 6月8日 (月) | 北翔 | 6月2日 欠勤分 |
| 8 5月27日 (水) | 北翔 | | 17 月 日 () | | |
| 9 5月28日 (木) | 北翔 | | 18 月 日 () | | |

| | | | |
|------|-----|---|---|
| 出席日数 | 15日 | 学校長印 | 指導教諭印 |
| 欠席日数 | 1日 |  |  |
| 遅刻回数 | 0回 | | |
| 早退回数 | 1回 | | |

実習校
記入欄

〔日誌〕

| 月 | 日 | 曜日 | 天候 | 検印 |
|---------------------------|---|----|----|----|
| 時限 | 実習項目 | | | |
| 始業前 | | | | |
| H・R | | | | |
| 1時間目 | | | | |
| 2時間目 | | | | |
| 3時間目 | | | | |
| 4時間目 | | | | |
| 昼休み | | | | |
| 5時間目 | | | | |
| 6時間目 | | | | |
| 7時間目 | | | | |
| H・R | | | | |
| 放課後 | | | | |
| 感想・反省 | <p>「指導教諭指導欄または指導を受けた内容記入欄」については、学生が記載する予定です。学生から記載がない場合は、指導教諭からのコメントを頂かなくて結構です。</p> | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 指導をうけた内容記入欄 指導教諭指導欄または | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

実習中の緊急連絡先

北 翔 大 学

◆ 教職センター

TEL 011-387-4082 (直通 ; 時間外は留守電対応)

FAX 011-387-3680

E-mail:kyosen@hokusho-u.ac.jp

◆ 北翔大学 (代表)

TEL 011-386-8011

FAX 011-387-1542

上記で連絡が取れない場合

TEL 011-386-8211

※ (時間外の緊急時は連絡事項を告げ取り次ぎを依頼してください)

令和7年度
教育実習実施要項
(特別支援学校)



北翔大学

目 次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 教育実習の目的 | 1 |
| 2 | 実習期間 | |
| 3 | 教育実習の単位及びその認定 | |
| 4 | 実習内容 | |
| 5 | 特別支援教育実習のための本学での指導 | 2 |
| 6 | 実習校への指導教員の訪問 | |
| 7 | 教育実習評価表、教育実習日誌、研究授業の指導案、教育実習生出勤簿、実習生調査書の大学への返送 | |
| 8 | 教育実習期間中の保険制度について | |
| 9 | その他 | |
| ◇ | 特別支援学校 教育実習生心得 | 4 |
| ◇ | 別表1 「特別支援学校教諭1種免許状の授業科目及び単位履修方法」 | 6 |
| ◇ | 別表2 「教育実習評価表」 | 7 |

令和7年度 北翔大学 特別支援教育実習 実施要項

1 教育実習の目的

- (1) 特別支援学校の教育について、教育現場での体験を通して総合的に学びます。
- (2) 特別支援教育の意義や教職のすばらしさを学び、特別支援学校教諭としての使命感や責任感、資質や能力、自己の適性についての自覚を高めます。
- (3) 大学で学んだ基礎的・基本的な理論や技能を、幼児児童生徒の実態や発達段階に合わせた教育活動として展開し、授業実践を通して体験的に学びます。

2 実習期間

概ね当該年の5月下旬～12月中旬頃までの2～3週間とします。

※実習期間については、実習校の実情に応じて設定させていただきます。

3 教育実習の単位及びその認定

- (1) 免許状の種類 特別支援学校教諭1種免許状
- (2) 実習の単位 2単位
- (3) 単位の認定 教育実習評価表、教育実習日誌、学習指導案、教育実習生出勤簿、教育実習報告書の提出を受け、総合的に実習の目的が達成されたと認められた者について大学で認定します。

4 実習内容

教育実習校の実習計画に従って、実習を行います。

(1) 特別支援学校教諭としての指導の実際

- ① 各教科等それぞれに時間を設けて行う指導やそれらを合わせて行う指導における観察実習及び参加実習
- ② 授業の主担当や補助等を行う授業実習（所属学級・学年の実情に合わせて適宜実施してください。）
- ③ 研究授業
 - ※ 実習校の先生には、指導教科等の決定と指導案作りの御指導をお願いいたします。
 - ※ 指導案の形式は、実習校の形式に従います。
 - ※ ②と③での授業回数は、7～15コマ程度（15コマ以上でも可）をお願いいたします。

(2) 学校経営

- ① 学校教育目標、学校経営方針の重点などの理解
- ② 学校教育目標と教育課程編成の関連についての理解
- ③ 学校経営組織（校務分掌）の理解
- ④ 開かれた学校作りと保護者・地域への責任の果たし方についての理解など

(3) 教職員の勤務内容やサービス・規律

- ① 教師として必要な資質や態度、サービス
- ② 施設・設備や教材・教具などの活用と管理
- ③ 個人情報保護や守秘義務への配慮
- ④ 各種会議や研修会、保護者会等への参加と対応

(4) 学校における教育活動の実際

- ① 学級活動や児童生徒会活動、総合的な学習の時間、学校行事などへの理解と補助
- ② 教育活動における児童生徒理解、生徒指導の重要性
- ③ 養護教諭・特別支援教育コーディネーターとの学内での連携や他職種との協働の在り方

④ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義や役割と機能的な作成活用方法

5 特別支援教育実習のための本学での指導

(1) 事前指導

- ① 特別支援教育実習事前指導（2単位）3年次後学期・・・学習指導案や教材の作成、模擬授業の実施
- ② 特別支援学校教育実習オリエンテーション 4年次実習直前
- ③ 特別支援教育実習学内担当教員及び実習校訪問指導教員による個別指導

(2) 実習期間中の指導

- ① 各実習校の校長、副校長、教頭ならびに担当教諭等による指導
- ② 大学の訪問指導教員による授業参観及び指導・助言

(3) 事後指導

- ① 教育実習評価表及び教育実習日誌、実習報告書などに基づく個別指導
- ② 教育実習報告会「実習生の体験発表」などの実施

6 実習校への指導教員の訪問

- (1) 訪問指導教員が事前に連絡を取り、了承を得た上で訪問いたします。
- (2) 研究授業に合わせて実習校への訪問を行います。大学の講義等で訪問指導教員の都合がつかない場合は、別の日に訪問することがありますのでご了承下さい。
- (3) 実習校が遠隔地の場合は、地区内で数校を組み合わせて訪問することもあり、研究授業に合わせて訪問することが難しいことも考えられますので、研究授業日以外に訪問することに対してご理解をいただきたいと存じます。

7 教育実習評価表、教育実習日誌、研究授業の指導案、教育実習生出勤簿、教育実習生調査書の大学への返送

- (1) 教育実習終了後、1か月程度で返送をお願いいたします。なお、実習終了が12月になる場合は、成績評価の関係上、なるべくお早めの返送をお願いいたします。
※事前に郵送済みのレターパックをお使いください。
- (2) 宛先 〒069-8511 江別市文京台23番地 北翔大学 教職センター

8 教育実習期間中の保険制度について

教育実習生は、実習中の方が一事故に備えて、「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」に全員加入しております。実習期間中に事故等が発生した場合は、早急に教職センターへご連絡ください。

9 その他

- (1) 実習についてのお問い合わせは、教職センターへお願いいたします。

TEL 011-387-4082（直通：土日祝日及び時間外は留守番電話対応となります）

FAX 011-387-3680

- (2) 実習期間中の他の緊急連絡先は、以下の通りです。

特別支援教育実習担当者

研究室直通電話

立田 祐子（スポーツ教育学科） 011-387-4098

瀧澤 聡（スポーツ教育学科） 011-387-3885

| | |
|------------------|--------------|
| 野戸谷 睦 (スポーツ教育学科) | 011-387-3956 |
| 石塚 誠之 (教育学科) | 011-387-3901 |
| 小原 直哉 (教育学科) | 011-387-3649 |
| 上林 宏文 (教育学科) | 011-387-3643 |

北翔大学

TEL 011-386-8011 (代表)

TEL 011-386-8211 (時間外の緊急時：警備員対応)

FAX 011-387-1542 (代表)

教育実習生心得

本学では、「教育実習の手引き」を活用し、教育実習で学ぶこと、心構えや諸注意事項など事前指導しております。事前指導の概要は、次のとおりです。実習生との確認の際に参考にしてください。

1. 基本的な態度・心構え

学校現場においては、先生方は常に真剣に教育活動に専念しています。そのような場で実習させていただくのですから、実習校の教育方針や服務規程をよく守り、実習生としての自覚と責任を認識して、何事にも意欲的に積極的な態度で実習に臨むことが必要です。

2. 勤務

教育実習は、実習校での「勤務」となります。

- (1) 実習校の教職員の勤務態様に準ずるとともに、服務規程を遵守して勤務すること
- (2) 通勤は、公共交通機関を利用すること（自転車も不可）
- (3) 出勤は、余裕をもって30分前までには行い、出勤簿に必ず押印すること
- (4) 始業前は、生徒の出迎え、ホームルーム巡視、指導教諭との打ち合わせ、その日の指導の諸準備等に充てること
- (5) 職員朝会、集会、諸会議の参観は、指導教諭の指示に従うこと、参観が許可された場合は、実習内容として真剣に聞き、参考事項はメモすること
- (6) 退勤は、指導教諭の承認を得てから行うこと、校長（副校長、教頭）先生にも、退勤の挨拶を忘れずに行うこと
- (7) 原則、実習期間中は部活動、アルバイトは禁止であること、また、就職活動、就職試験等も認められないこと
- (8) 何らかの事情により、欠席、遅刻をする場合は、副校長、教頭先生又は指導教諭に電話をかけて承認を必ず得ること。また、早退の場合は、副校長、教頭先生、指導教諭に申し出て許可を得てから行うこと。欠席、遅刻、早退は、教職センターにも必ず報告を入れること
- (9) 私用の電話、メール送受信、面会などは緊急時のみとすること
- (10) 勤務中の携帯電話は、使用禁止とし、持ち歩かないこと

3. 態度

- (1) 実習生は、常に明るい態度で生徒に接し、実習校の指導方針を守って真剣に指導に当たること
- (2) 実習生としての礼儀を重んじ、謙虚な態度で指導・助言を受けること
- (3) 実習生として、常に学ぶ姿勢を堅持し、資質や能力の向上に努めること
- (4) 実習生は、教育実習生であると同時に教師であることを強く自覚し、誠実さや思いやり、時には厳しさを持って、公平な態度で生徒に接すること
- (5) 本学の学風である「ひたむき」な態度を忘れず、全力をあげて実習に励むこと

4. 服装・髪型及び礼儀

- (1) 実習生として、学校にふさわしい身だしなみや態度を心がけること
 - (2) 生徒の指導に携わる者としての意識を自覚し、正しい言葉づかいを心がけること
 - (3) 礼儀を重んじ、挨拶や返事、行動に十分注意すること
 - (4) 服装や髪型は、清潔でさわやかな印象を与えるもの、品位あるものに心がけること
(染髪、マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、ハイヒール等は禁止)
 - (5) ジャージ、運動靴、上履き、実習着、その他必要なものを事前に用意しておくこと
- *出勤・退勤時の服装は、保護者や地域の方々も関心を寄せて見えています。教育実習を受けさせていただ

いている立場と真摯な姿勢を忘れず、品位を保ちましょう。

5. 実習上の注意事項

- (1) 実習校の教育方針や校内規則をよく理解し守ること、諸連絡事項は聞き漏らさず自主的・自立的にメモすること
- (2) 出勤時から退勤時にわたり、受動的な態度ではなく、能動的な態度で職務遂行に全力を尽くすこと
- (3) 教職員、生徒、保護者等の誤解を招くことのないよう、言動に十分気をつけること
- (4) 指導教諭には礼を尽くし、常に「報告・連絡・相談」するように心がけ、指導教諭の指導のもとに行動すること
- (5) 実習に関する記録は、正確、詳細に行い、記入は、黒のボールペンまたはペンを使用すること
- (6) 実習日誌は、その日に書き終え、提出してから退勤すること
- (7) 常に自己の健康管理、生活管理に気をつけ、勤務に万全を期すこと

6. 禁止事項

- (1) 生徒の家庭を訪問すること
- (2) 生徒を校外に連れ出すこと
- (3) 生徒の家に電話をしたり、携帯電話番号やメールアドレスを教え、やりとりすること
- (4) 生徒からお金、物品を徴収すること
- (5) 生徒、保護者から、物品などの贈り物を受けること
- (6) 生徒に体罰を加えること
- (7) 生徒に懲戒を与えること
- (8) 校内の機密事項や生徒の個人情報、実習校に関することを口外したり、ブログ、ツイッター、Facebook・SNS等のインターネット上に書き込みを行うこと
- (9) 持ち出しが禁じられている個人情報を持ち出すこと
- (10) 学校の物品を許可なく持ち出すこと
- (11) 特定の政党や宗教について宣伝・批判すること
- (12) 上記の(1)～(11)は、実習開始前から実習後も遵守すること

〈別表1〉特別支援学校教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

(1) 特別支援教育に関する科目(第4条第4号)

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 左記に対応する本学開設授業科目等 | | | |
|---|---|--------------------|-----|----------|--------------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | 中心となる領域 | 含む領域 |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 2 | 特別支援教育総論 | ② | | |
| 特別支援教育領域 に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 | 知的障害者の心理・生理・病理 | ② | 知的障害者 | |
| | | 肢体不自由者の心理・生理・病理 | ② | 肢体不自由者 | 病弱者 視覚障害者 |
| | | 病弱者の心理・生理・病理 | ② | 病弱者 | |
| | 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目 | 知的障害教育Ⅰ | ② | 知的障害者 | |
| | | 知的障害教育Ⅱ | ② | 知的障害者 | |
| | | 肢体不自由教育Ⅰ | ② | 肢体不自由者 | |
| | | 肢体不自由教育Ⅱ | ② | 肢体不自由者 | |
| | | 病弱教育 | ② | 病弱者 | |
| 免許状に定められ ることとなる特別 支援教育領域以外 の領域に関する科 目 | 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 | 視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理 | ① | 視覚障害者 | 聴覚障害者 |
| | | 重複障害者の心理・生理・病理 | ① | 重複・LD等領域 | |
| | | 発達障害者等の心理・生理・病理 | ① | 重複・LD等領域 | |
| | 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指 導法に関する科目 | 視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法 | ① | 視覚障害者 | 聴覚障害者 |
| | | 重複障害者の教育課程及び指導法 | ① | 重複・LD等領域 | |
| | | 発達障害者等の教育課程及び指導法 | ① | 重複・LD等領域 | |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒について の教育実習 | 3 | 特別支援教育実習事前指導 | ① | | |
| | | 特別支援教育実習事後指導 | ① | | |
| | | 特別支援教育実習 | ② | | |
| 合計 | 26 | 合計必要修得単位数 | 28 | | |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を示す。

2) 「単位数」欄に掲げる必修科目を履修して28単位を修得すること。

教育実習評価表

(特別支援教育実習)

北翔大学

| | | | | | |
|-----|--|-----|---|------|-----|
| 実習校 | | 学校長 | 印 | 指導教諭 | 印 |
| | | | | | 印 |
| 実習生 | | 所属 | | 配属学級 | 年 組 |

| 評価項目 | 評価の着眼点 | 評価 |
|----------------|--|-------------------|
| 1 児童生徒の理解とかかわり | 児童生徒一人一人の気持ちを理解し温かい心でかかわる <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育的愛情ときめ細かなかかわり ・ 生徒の障害、発達、特性及び行動等の理解 ・ 生徒の健康と安全管理への配慮 | 5・4・3・2・1 |
| 2 指導計画 | 児童生徒の実態に即した指導計画の立案や教材研究ができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握と指導目標の設置 ・ 指導内容の理解 ・ 指導案の作成と教材研究 | 5・4・3・2・1 |
| 3 指導方法 | 児童生徒の実態に即した適切な指導ができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別・グループ指導の生かし方 ・ 教材提示、教具の活用・工夫 ・ 指導記録と評価 | 5・4・3・2・1 |
| 4 学級指導 | 児童生徒の実態や生活に即した学級指導や運営ができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の掌握 ・ 教室環境の整備 ・ 生活習慣の指導・支援 | 5・4・3・2・1 |
| 5 実習への意欲・態度 | 責任感を持ち積極的に教育活動に参加する <ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉遣い、服装、態度 ・ 教師としての責任感 ・ 実習への意欲と謙虚に学ぶ姿勢 | 5・4・3・2・1 |
| 所見 | | 総合評価 5・4・3・2・1 |

| | | | | | | | | |
|------|------------|---------|---|----|-----|---|----|---|
| 実習期間 | 令和 年 月 日より | 出勤すべき日数 | 日 | 欠席 | 病欠 | 日 | 遅刻 | 回 |
| | | | | | 事故欠 | 日 | | |
| | 令和 年 月 日まで | 出勤した日数 | 日 | | その他 | 日 | 早退 | 回 |
| | | | | | 計 | 日 | | |

※記載上のお願い

1. 評価は、各評価項目に該当する評価点を記入してください。
 なお、評価点は、5:「優」 4:「良」 3:「普通」 2:「可」 1:「不可」となります。
2. 所見については、特記すべき事項がある場合に記入してください。

学生番号

教育実習受入学校一覧

令和6年度実績

| No. | 校種別 | 学校名 | 所在地 | 受入人数 | 運営 |
|-----|------|--------------------|---------------------|------|----|
| 1 | 高等学校 | 北海道札幌北陵高等学校 | 札幌市北区屯田7条8丁目5-1 | 1 | 公立 |
| 2 | 高等学校 | 北海道札幌丘珠高等学校 | 札幌市東区北丘珠1条2丁目589-1 | 1 | 公立 |
| 3 | 高等学校 | 札幌光星高等学校 | 札幌市東区北13条東9丁目1-1 | 1 | 私立 |
| 4 | 高等学校 | 北海道札幌東陵高等学校 | 札幌市東区東苗穂10条1丁目2番21号 | 1 | 公立 |
| 5 | 高等学校 | 北海道札幌白石高等学校 | 札幌市白石区川北2261 | 3 | 公立 |
| 6 | 高等学校 | 北海道高等学校 | 札幌市豊平区旭町4丁目1番41号 | 3 | 私立 |
| 7 | 高等学校 | 市立札幌平岸高等学校 | 札幌市豊平区平岸5条18丁目1-2 | 2 | 公立 |
| 8 | 高等学校 | 市立札幌啓北商業高等学校 | 札幌市南区石山1条2丁目 | 1 | 公立 |
| 9 | 高等学校 | 東海大学付属札幌高等学校 | 札幌市南区南沢5条1丁目1-1 | 1 | 私立 |
| 10 | 高等学校 | 北星学園大学附属高等学校 | 札幌市厚別区厚別町下野幌38番地 | 1 | 私立 |
| 11 | 高等学校 | 北海道札幌あすか高等学校 | 札幌市手稲区手稲山口254 | 1 | 公立 |
| 12 | 高等学校 | 北海道札幌平岡高等学校 | 札幌市清田区平岡4条6丁目13番1号 | 1 | 公立 |
| 13 | 高等学校 | 市立札幌清田高等学校 | 札幌市清田区北野3条4-6-1 | 2 | 公立 |
| 14 | 高等学校 | 酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校 | 江別市文京台緑町569番地 | 2 | 私立 |
| 15 | 高等学校 | 北海道千歳高等学校 | 千歳市北栄1丁目4-1 | 1 | 公立 |
| 16 | 高等学校 | 北海道恵庭北高等学校 | 恵庭市南島松359番地の1 | 1 | 公立 |
| 17 | 高等学校 | 札幌日本大学高等学校 | 北広島市虹ヶ丘5丁目7-1 | 1 | 私立 |
| 18 | 高等学校 | 北海道江差高等学校 | 江差町伏木戸町460-1 | 1 | 公立 |
| 19 | 高等学校 | 北海道滝川西高等学校 | 滝川市西町6丁目3番1号 | 1 | 公立 |
| 20 | 高等学校 | 北海道旭川永嶺高等学校 | 旭川市永山町3丁目102番地 | 1 | 公立 |
| 21 | 高等学校 | 旭川志峯高等学校 | 旭川市永山7条16丁目3番16号 | 1 | 私立 |
| 22 | 高等学校 | 北海道士別翔雲高等学校 | 士別市東6条北6丁目24番地 | 1 | 公立 |
| 23 | 高等学校 | 北海道富良野高等学校 | 富良野市末広町1-1 | 1 | 公立 |
| 24 | 高等学校 | 北海道留萌高等学校 | 留萌市千鳥町4丁目91番地 | 1 | 公立 |
| 25 | 高等学校 | 北見藤高等学校 | 北見市三楽町213 | 1 | 私立 |
| 26 | 高等学校 | 北海道苫小牧南高等学校 | 苫小牧市のぞみ町2丁目1-2 | 1 | 公立 |
| 27 | 高等学校 | 北海道栄高等学校 | 白老町緑丘4-676 | 1 | 私立 |
| 28 | 高等学校 | 北海道静内高等学校 | 新ひだか町静内ときわ町1丁目1-1 | 1 | 公立 |
| 29 | 高等学校 | 北海道帯広南商業高等学校 | 帯広市西21条南5丁目36番地1 | 1 | 公立 |
| 30 | 高等学校 | 北海道帯広工業高等学校 | 帯広市清流西2丁目8番地1 | 1 | 公立 |
| 31 | 高等学校 | 帯広大谷高等学校 | 帯広市西19条南4丁目35-1 | 2 | 私立 |
| 32 | 高等学校 | 北海道帯広緑陽高等学校 | 帯広市南の森東3-1-1 | 1 | 公立 |
| 33 | 高等学校 | 北海道中標津高等学校 | 中標津町西6条南5丁目1 | 1 | 公立 |
| 34 | 高等学校 | 東奥学園高等学校 | 青森県青森市勝田2丁目11-1 | 1 | 私立 |
| 35 | 高等学校 | 秋田県立秋田中央高等学校 | 秋田県秋田市土崎港南3丁目2番78号 | 1 | 公立 |
| 36 | 高等学校 | 日章学園高等学校 | 宮城県宮崎市広原836番地 | 1 | 私立 |
| 37 | 中学校 | 札幌市立宮の森中学校 | 札幌市中央区宮の森1条16丁目5-1 | 1 | 公立 |
| 38 | 中学校 | 札幌市立啓明中学校 | 札幌市中央区南9条西22丁目2番1号 | 1 | 公立 |
| 39 | 中学校 | 札幌市立北辰中学校 | 札幌市北区北18条西2丁目2番1号 | 1 | 公立 |
| 40 | 中学校 | 札幌市立新川中学校 | 札幌市北区新川4条3丁目1番1号 | 1 | 公立 |
| 41 | 中学校 | 札幌市立羊丘中学校 | 札幌市豊平区福住1条3丁目16-1 | 1 | 公立 |
| 42 | 中学校 | 札幌市立八条中学校 | 札幌市豊平区豊平8条13丁目2-1 | 1 | 公立 |
| 43 | 中学校 | 札幌市立琴似中学校 | 札幌市西区山の手4条2丁目1-1 | 1 | 公立 |
| 44 | 中学校 | 札幌市立清田中学校 | 札幌市清田区清田3条3丁目7番1号 | 1 | 公立 |
| 45 | 中学校 | 札幌市立北野中学校 | 札幌市清田区北野2条3丁目7-30 | 1 | 公立 |
| 46 | 中学校 | 札幌市立平岡中学校 | 札幌市清田区平岡2条5丁目4-10 | 1 | 公立 |
| 47 | 中学校 | 江別市立江別第一中学校 | 江別市上江別西町40 | 1 | 公立 |
| 48 | 中学校 | 江別市立江陽中学校 | 江別市萌えぎ野中央10-2 | 1 | 公立 |
| 49 | 中学校 | 江別市立中央中学校 | 江別市新栄台57番地 | 1 | 公立 |
| 50 | 中学校 | 江別市立野幌中学校 | 江別市西野幌92番地の3 | 1 | 公立 |
| 51 | 中学校 | 函館市立亀田中学校 | 函館市美原3丁目30-3 | 1 | 公立 |
| 52 | 中学校 | 共和町立共和中学校 | 共和町幌似2119 | 1 | 公立 |
| 53 | 中学校 | 岩内町立岩内第二中学校 | 岩内町字野東41番地 | 1 | 公立 |
| 54 | 中学校 | 岩内町立岩内第一中学校 | 岩内町字宮園313番地 | 1 | 公立 |

| No. | 校種別 | 学校名 | 所在地 | 受入人数 | 運営 |
|-----|------------|----------------|----------------|------|----|
| 55 | 中学校 | 岩見沢市立豊中学校 | 岩見沢市幌向南2条1丁目59 | 1 | 公立 |
| 56 | 中学校 | 東川町立東川中学校 | 東川町北町1丁目5-1 | 1 | 公立 |
| 57 | 中学校 | 天塩町立天塩中学校 | 天塩町川口5705番地 | 1 | 公立 |
| 58 | 中学校 | 興部町立興部中学校 | 興部町字興部104-1 | 1 | 公立 |
| 59 | 中学校 | 西興部村立西興部中学校 | 西興部村字西興部374番地 | 1 | 公立 |
| 60 | 中学校 | 大空町立東藻琴中学校 | 大空町東藻琴57 | 1 | 公立 |
| 61 | 中学校 | 室蘭市立東明中学校 | 室蘭市高砂町4丁目9-1 | 1 | 公立 |
| 62 | 中学校 | 苫小牧市立開成中学校 | 苫小牧市清水町2丁目9番2号 | 1 | 公立 |
| 63 | 中学校 | 日高町立富川中学校 | 日高町富川北7丁目3-6 | 1 | 公立 |
| 64 | 中学校 | 帯広市立西陵中学校 | 帯広市西18条南2丁目2 | 1 | 公立 |
| 65 | 中学校 | 釧路市立景雲中学校 | 釧路市東川町16-1 | 1 | 公立 |
| 66 | 中学校 | 標茶町立標茶中学校 | 標茶町常盤9丁目1 | 1 | 公立 |
| 67 | 中学校 | 長井市立長井南中学校 | 山形県長井市泉1819-1 | 1 | 公立 |
| 68 | 義務教育学校（後期） | 帯広市立大空学園義務教育学校 | 帯広市大空町11丁目4番地 | 1 | 公立 |

特別支援学校受入校一覧

令和6年度実績

| No. | 学校名 | 所在地 | 受入人数 | 運営 |
|-----|-------------------|---------------------|------|----|
| 1 | 北海道札幌あいの里高等支援学校 | 札幌市北区あいの里4条7丁目1-1 | 2 | 公立 |
| 2 | 北海道札幌稲穂高等支援学校 | 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 | 2 | 公立 |
| 3 | 北海道札幌高等養護学校 | 札幌市手稲区手稲前田485番地3 | 4 | 公立 |
| 4 | 北海道札幌養護学校 | 札幌市厚別区厚別町山本751-206 | 1 | 公立 |
| 5 | 北海道真駒内養護学校 | 札幌市南区真駒内東町2丁目2-1 | 2 | 公立 |
| 6 | 市立札幌豊成支援学校 | 札幌市南区南30条西8丁目1番地50号 | 1 | 公立 |
| 7 | 市立札幌豊明高等支援学校 | 札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1 | 1 | 公立 |
| 8 | 市立札幌みなみの杜高等支援学校 | 札幌市南区真駒内上町4丁目7-1 | 3 | 公立 |
| 9 | 北海道星置養護学校ほしみ高等学園 | 札幌市手稲区手稲山口740番地1 | 1 | 公立 |
| 10 | 北海道千歳高等支援学校 | 千歳市真々地2丁目3-1 | 1 | 公立 |
| 11 | 北海道白樺高等養護学校 | 北広島市輪厚621-1 | 1 | 公立 |
| 12 | 北海道星置養護学校石狩紅葉山校舎 | 石狩市花川北3条3丁目1 | 1 | 公立 |
| 13 | 北海道新篠津高等養護学校 | 新篠津村第45線北13 | 3 | 公立 |
| 14 | 北海道函館高等支援学校 | 函館市石川町181-8 | 1 | 公立 |
| 15 | 北海道高等聾学校 | 小樽市銭函1丁目5-1 | 1 | 公立 |
| 16 | 北海道南幌養護学校 | 南幌町緑町5丁目1-1 | 4 | 公立 |
| 17 | 北海道旭川高等支援学校 | 旭川市5条西5丁目 | 1 | 公立 |
| 18 | 北海道旭川盲学校 | 旭川市旭町2条15丁目 | 1 | 公立 |
| 19 | 北海道東川養護学校 | 東川町新栄南1丁目2番5号 | 1 | 公立 |
| 20 | 日本体育大学附属高等支援学校 | 網走市大曲1丁目6-1 | 1 | 私立 |
| 21 | 北海道紋別高等養護学校 | 紋別市渚滑町元新1丁目152番地1 | 1 | 公立 |
| 22 | 北海道紋別養護学校ひまわり学園分校 | 遠軽町生田原安国302番地2 | 1 | 公立 |
| 23 | 北海道帯広盲学校 | 帯広市西25条南2丁目9-1 | 1 | 公立 |
| 24 | 北海道中札内高等養護学校幕別分校 | 幕別町南町81番地1 | 1 | 公立 |

教育実習受入承諾書（一覧）

1. 学部・学科：生涯スポーツ学部 生涯スポーツ学科（入学定員：220名）
2. 教育実習・特別支援教育実習の受け入れに係る免許状の種類：
 - ・中学校教諭一種免許状（保健体育）
 - ・高等学校教諭一種免許状（保健体育）
 - ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
3. 教育実習受入時期：令和11年4月1日から
4. 教育実習受入依頼先：

| 受入依頼先 | 実習校 | 承諾日 |
|----------|------------------------|-----------|
| 北海道教育委員会 | 北海道立高等学校 北海道立特別支援学校 | 令和7年3月27日 |
| 札幌市教育委員会 | 札幌市立中学校 | 令和7年3月28日 |
| 江別市教育委員会 | 江別市立中学校 | 令和7年3月14日 |
| 小樽市教育委員会 | 小樽市立中学校 | 令和7年2月26日 |

北翔大学 教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（平成9年4月1日施行。以下「学則」という。）第69条第3項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）に置く教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 本学において、取得することができる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部・学科 | | 免許状の種類 | 免許教科又は特別支援教育領域 | |
|-------------|----------|---------------|------------------|------------------|
| 生涯スポーツ学部 | 生涯スポーツ学科 | 中学校教諭1種免許状 | 保健体育 | |
| | | 高等学校教諭1種免許状 | 保健体育 | |
| | | 特別支援学校教諭1種免許状 | 知的障害者・肢体不自由者・病弱者 | |
| 教育文化学部 | 教育学科 | 初等教育コース | 幼稚園教諭1種免許状 | |
| | | | 小学校教諭1種免許状 | |
| | | | 特別支援学校教諭1種免許状 | 知的障害者・肢体不自由者・病弱者 |
| | 教育学科 | 幼児教育コース | 幼稚園教諭1種免許状 | |
| | | | 特別支援学校教諭1種免許状 | 知的障害者・肢体不自由者・病弱者 |
| | | | 養護教諭コース | 養護教諭1種免許状 |
| | 音楽コース | 音楽コース | 中学校教諭1種免許状 | 音楽 |
| | | | 高等学校教諭1種免許状 | 音楽 |
| | | | 特別支援学校教諭1種免許状 | 知的障害者・肢体不自由者・病弱者 |
| | 芸術学科 | 芸術学科 | 中学校教諭1種免許状 | 美術 |
| 高等学校教諭1種免許状 | | | 美術 | |

2 前項に規定する免許状の種類中、特別支援学校教諭1種免許状は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有していなければ、取得することができない。

(教職課程の履修資格)

第3条 前条に規定する免許状を得ようとする学生で、教職課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めたとする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 学則第66条に規定する本学の卒業要件を満たす見込みがある者
- (3) 教育職員免許法第5条に規定する免許状の授与が見込まれる者

(教職課程の教育課程)

第4条 本学に置く教職課程の教育課程は、第2条に規定する免許状の種類に応じて、次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目
- (2) 教科及び教科の指導法に関する科目
- (3) 養護に関する科目
- (4) 教育の基礎的理解に関する科目
- (5) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (6) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (7) 教育実践に関する科目

- (8) 大学が独自に設定する科目
- (9) 特別支援教育に関する科目
- (10) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

(教職課程の履修及び単位の修得方法)

第5条 教職課程を履修し、第2条に規定する免許状を得ようとする者は、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科の区分に応じ、それぞれ前条各号に定める科目の区分に定める単位を修得しなければならない。

| 学部 | 学科 | 免許状の種類 (免許教科) | 領域及び保育 内容の指 導法に關 する科目 | 教科及び 教科の指 導法に關 する科目 | 養護に關 する科目 | 教育の基 礎的理解 に關する 科目 | 道徳、 | 道徳、 | 教育実 践に關 する科 目 | 大学が 独自に 設定す る科目 | 特別支 援教育 に關 する科 目 | 免許法 施行規 則科目 |
|------------------|-----------------|-------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------|----------------------------|--|---|------------------------|--------------------------|------------------------------|-------------------|
| | | | | | | | 総合的 な学習 の時間 等の指 導法及 び生徒 指導、 教育相 談等に 關する 科目 | 総合的 な学習 の時間 等の内 容及び 生徒指 導、教 育相談 等に關 する科 目 | | | | |
| 生涯 スポーツ 学部 | 生涯スポーツ学科 | 中学校教諭1種免許状(保健体育) | / | 34 | / | 12 | 10 | / | 8 | 4 | / | 6 |
| | | 高等学校教諭1種免許状(保健体育) | / | 34 | / | 12 | 8 | / | 6 | 12 | / | 6 |
| | | 特別支援学校教諭1種免許状 | / | / | / | / | / | / | / | / | 28 | / |
| 教育 文化 学部 | 初等教育コース | 幼稚園教諭1種免許状 | 24 | / | / | 14 | 6 | / | 8 | 14 | / | 8 |
| | | 小学校教諭1種免許状 | / | 40 | / | 12 | 10 | / | 8 | 2 | / | 8 |
| | | 特別支援学校教諭1種免許状 | / | / | / | / | / | / | / | / | 28 | / |
| | 幼児教育コース | 幼稚園教諭1種免許状 | 24 | / | / | 14 | 6 | / | 8 | 14 | / | 8 |
| | | 特別支援学校教諭1種免許状 | / | / | / | / | / | / | / | / | 28 | / |
| | 養護教諭コース | 養護教諭1種免許状 | / | / | 34 | 12 | 10 | 8 | 7 | / | / | 8 |
| | | 音楽コース | 中学校教諭1種免許状(音楽) | / | 38 | / | 12 | 10 | 8 | 4 | / | 8 |
| | 高等学校教諭1種免許状(音楽) | | / | 36 | / | 12 | 8 | 6 | 12 | / | 8 | |
| | 特別支援学校教諭1種免許状 | | / | / | / | / | / | / | / | 28 | / | / |
| | 芸術学科 | 中学校教諭1種免許状(美術) | / | 38 | / | 12 | 10 | 8 | 4 | / | 8 | |
| 高等学校教諭1種免許状(美術) | | / | 34 | / | 12 | 8 | 6 | 12 | / | 8 | | |

※「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目を修得したもののほかは、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

- 2 前項に規定する免許状の種類及び免許教科の区分に応じて開設する授業科目、単位数及び単位修得の方法は、別表第1から別表第7に定めるとおりとする。

(教職課程の履修登録及び取消)

第6条 教職課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を登録しなければならない。

- 2 前項の登録をしていない学生は、教職課程を履修することができない。
- 3 教職課程を履修している学生が、教職課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を取り消さなければならない。

(教職課程科目の履修登録)

第7条 教職課程を履修し、別表第1から別表第7に規定する科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第47条の規定によるものとする。

(教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修資格)

第8条 教職課程を履修する学生のうち、幼稚園教諭1種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第3に掲げる授業科目中、「教育実習(幼・小)」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 保育内容総論 | 2単位 |
| ② 保育内容指導論 | 2単位 |
| ③ 保育内容(健康) | 2単位 |
| ④ 保育内容(人間関係) | 2単位 |
| ⑤ 保育内容(環境) | 2単位 |
| ⑥ 保育内容(言葉) | 2単位 |
| ⑦ 保育内容(表現) | 2単位 |
| ⑧ 教育原理 | 2単位 |
| ⑨ 教職概論 | 2単位 |
| ⑩ 教育実習事前指導(幼・小) | 1単位 |
| ⑪ 日本国憲法 | 2単位 |
| ⑫ 健康体育(実技を含む) | 2単位 |

2 教職課程を履修する学生のうち、小学校教諭1種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第4に掲げる授業科目中、「教育実習(幼・小)」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 国語科指導法 | 2単位 |
| ② 社会科指導法 | 2単位 |
| ③ 算数科指導法 | 2単位 |
| ④ 理科指導法 | 2単位 |
| ⑤ 生活科指導法 | 2単位 |
| ⑥ 英語科指導法 | 2単位 |
| ⑦ 教育原理 | 2単位 |
| ⑧ 教職概論 | 2単位 |
| ⑨ 道徳教育論 | 2単位 |
| ⑩ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2単位 |
| ⑪ 教育実習事前指導(幼・小) | 1単位 |
| ⑫ 日本国憲法 | 2単位 |
| ⑬ 健康体育(実技を含む) | 2単位 |

3 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭1種免許状(保健体育)を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第1に掲げる授業科目中、「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 体育原理 | 2単位 |
| ② スポーツ運動学 | 2単位 |

- | | | |
|---|---------------------|-----------------------|
| ③ | 生理学 | 2 単位 |
| ④ | 保健体育科教育法 I | 2 単位 |
| ⑤ | 保健体育科教育法 II | 2 単位 |
| ⑥ | 保健体育科教育法 III | 2 単位 |
| ⑦ | 教育原理 | 2 単位 |
| ⑧ | 教職概論 | 2 単位 |
| ⑨ | 道徳教育論 | 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ) |
| ⑩ | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 単位 |
| ⑪ | 教育実習事前指導 | 1 単位 |
| ⑫ | 日本国憲法 | 2 単位 |
- 4 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭 1 種免許状 (音楽) を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 6 に掲げる授業科目中、「教育実習 I」及び「教育実習 II」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。
- | | | |
|---|---------------------|-----------------------|
| ① | ソルフェージュ | 2 単位 |
| ② | 音楽概論 | 2 単位 |
| ③ | 音楽科教育法 I | 2 単位 |
| ④ | 音楽科教育法 II | 2 単位 |
| ⑤ | 教育原理 | 2 単位 |
| ⑥ | 教職概論 | 2 単位 |
| ⑦ | 道徳教育論 | 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ) |
| ⑧ | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 単位 |
| ⑨ | 教育実習事前指導 | 1 単位 |
| ⑩ | 日本国憲法 | 2 単位 |
| ⑪ | 健康体育 (実技を含む) | 2 単位 |
- 5 教職課程を履修する学生のうち、中学校教諭及び高等学校教諭 1 種免許状 (美術) を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 7 に掲げる授業科目中、「教育実習 I」及び「教育実習 II」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。
- | | | |
|---|---------------------|-----------------------|
| ① | ドローイング I | 2 単位 |
| ② | 美術概論 | 2 単位 |
| ③ | 美術科教育法 I | 2 単位 |
| ④ | 美術科教育法 II | 2 単位 |
| ⑤ | 教育原理 | 2 単位 |
| ⑥ | 教職概論 | 2 単位 |
| ⑦ | 道徳教育論 | 2 単位 (中学校教諭 1 種免許状のみ) |
| ⑧ | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 単位 |
| ⑨ | 教育実習事前指導 | 1 単位 |
| ⑩ | 日本国憲法 | 2 単位 |
| ⑪ | 健康体育 (実技を含む) | 2 単位 |
- 6 教職課程を履修する学生のうち、特別支援学校教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 2 に掲げる授業科目中、「特別支援教育実習」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職セン

ター運営委員会において認められた者とする。また、「特別支援教育実習」を履修する年度末までに、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校教諭免許状取得のための教育実習を終了している者又は終了見込みの者に限る。

① 特別支援教育実習事前指導 1 単位

7 教職課程を履修する学生のうち、養護教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 5 に掲げる授業科目中、「養護実習」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 養護実践学 I | 2 単位 |
| ② 看護学臨床実習 | 4 単位 |
| ③ 教育原理 | 2 単位 |
| ④ 教職概論 | 2 単位 |
| ⑤ 道德教育論 | 2 単位 |
| ⑥ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 単位 |
| ⑦ 養護実習事前指導 | 1 単位 |
| ⑧ 日本国憲法 | 2 単位 |
| ⑨ 健康体育（実技を含む） | 2 単位 |

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修方法等）

第 9 条 教育実習、特別支援教育実習及び養護実習を履修する学生は、所定の期日までに「教育実習・特別支援教育実習・養護実習履修願」を教職センターに提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づき、教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の実習施設を指定し、その結果を当該学生に通知する。

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修制限等）

第 10 条 教職課程を履修する学生の实習について、受入れ学校の事情その他特別な事由により、実習指導等に支障が生ずる恐れがある場合は、教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の履修年次を変更し、又は履修方法等を制限することがある。

（教育実習、特別支援教育実習及び養護実習の履修の取り消し又は停止）

第 11 条 教育実習（幼・小）、教育実習 I、教育実習 II、特別支援教育実習及び養護実習の履修は、本人の性行不良、学力劣等その他の事由により教員としての適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し又は停止することができるものとする。

（教職実践演習の履修資格について）

第 12 条 教職課程を履修する学生のうち、幼稚園教諭 1 種免許状、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状、高等学校教諭 1 種免許状、養護教諭 1 種免許状を取得しようとする者で、第 5 条第 2 項に定める別表第 1 及び別表第 3 から別表第 7 に掲げる授業科目中、「教職実践演習（幼・小）」、「教職実践演習（中・高）」、「教職実践演習（養護教諭）」を履修することができる者は、それぞれの免許状取得に必要な当該科目以外の全ての科目を修得済み又は当該科目と同一の開講時期に修得見込みの者に限る。

（教職課程の履修に係る費用の納付）

第 13 条 教職課程を履修しようとする学生及び履修している学生は、第 6 条に規定する教職課程の履修登録を行い、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより、所定の教職課程履修費を納付しなければならない。

2 前項に定める教職課程履修費を所定の期日までに納付しないときは、教職課程の履修を取り消したものとみなす。

（教育職員免許状の申請手続き）

第 14 条 教育職員免許状の申請に関する手続きは、教職センターにおいて行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、教職センター運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第16条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学者から適用する。
- 2 平成13年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則 (生涯学習システム学部健康プランニング学科に置かれている教職課程の免許状のうち、保健の免許教科を廃止し、新たに家庭の免許教科を加えること及び学則の一部改正により教育課程の一部が変更されたことに伴い教科に関する科目等の一部改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (校名変更、教育課程の一部が変更されたこと及び機構改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備等に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習システム学部学習コーチング学科設置及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習システム学部学習コーチング学科に置かれている教職課程の免許状のうち、養護学校教諭1種免許状を特別支援学校教諭1種免許状に改めること及び教育課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (生涯学習システム学部芸術メディア学科教育課程改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置、介護福祉学科を地域福祉学科に名称変更すること、生活福祉学科の課程認定取り下げ、機構改編及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (法令改正、教育課程改正及び機構改編に伴う改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備及び法令改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科に、新たに特別支援学校教諭1種免許状の課程を加えること、人間福祉学部地域福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部芸術メディア学科、学習コーチング学科を廃止し、中・高一種（家庭）、高一種（福祉）（工芸）（情報）の課程認定を取り下げること、教育文化学部教育学科及び芸術学科を設置すること、教育課程の改正及び規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（授業科目の一部について履修資格を定めたこと及び規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。但し、第13条については、平成26年度入学生から適用する。
附 則（教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に本学に在籍する者については、第4条第3号に規定する「教科又は教職に関する科目」及び第4条第6号に規定する「養護又は教職に関する科目」を除き、なお従前の例による。
附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正による事後調査対応を含む、教育文化学部教育学科の教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（教育職員免許法施行規則の改正及び事後調査対応を含む教育課程の変更、規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（教育職員免許法施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（生涯スポーツ学部生涯スポーツ学科の設置及び教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

中学校教諭1種免許状「保健体育」及び高等学校教諭1種免許状「保健体育」の授業科目及び単位修得方法

Table with columns for subject names, units, and corresponding subjects. It details requirements for various subjects like Physical Education, Educational Foundations, Moral Education, and Practical Education, including specific activities and theoretical components.

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

Table listing subjects required by the Education Personnel License Regulations, such as Japanese Constitution, Physical Education, Foreign Language Communication, and Computer Operation, with their respective units.

備考: 1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

3) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目」の「体育」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「体づくり運動」及び「体育原理」の修得をもって充てる。

特別支援学校教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | | | 備考 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------|-----|---------|--------------|------------------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | 中心となる領域 | 含む領域 | |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | | 特別支援教育総論 | ② | | | |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 知的障害者の心理・生理・病理 | ② | 知的障害者 | | |
| | | 肢体不自由者の心理・生理・病理 | ② | 肢体不自由者 | 病弱者 視覚障害者 | |
| | | 病弱者の心理・生理・病理 | ② | 病弱者 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 知的障害教育Ⅰ | ② | 知的障害者 | | |
| | | 知的障害教育Ⅱ | ② | 知的障害者 | | |
| | | 肢体不自由教育Ⅰ | ② | 肢体不自由者 | | |
| | | 肢体不自由教育Ⅱ | ② | 肢体不自由者 | | |
| | | 病弱教育 | ② | 病弱者 | | |
| 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 視覚・聴覚障害者の心理・生理・病理 | ① | 視覚障害者 | 聴覚障害者 | |
| | | 重複障害者の心理・生理・病理 | ① | 重複 | | 重複 |
| | | 発達障害者等の心理・生理・病理 | ① | 発達 | | 言語・自閉・情緒・LD・ADHD |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 視覚・聴覚障害者の教育課程及び指導法 | ① | 視覚障害者 | 聴覚障害者 | |
| | | 重複障害者の教育課程及び指導法 | ① | 重複 | | 重複 |
| | | 発達障害者等の教育課程及び指導法 | ① | 発達 | | 言語・自閉・情緒・LD・ADHD |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 | 特別支援教育実習事前指導 | ① | | | | |
| | 特別支援教育実習事後指導 | ① | | | | |
| | 特別支援教育実習 | ② | | | | |
| 合計 | 26 | 合計必要修得単位数 | 28 | | | |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を示す。

別表第3 (第5条第2項関係) 教育文化学部 教育学科

幼稚園教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | 共通開設 | |
|-------------------------------------|---|-----------------------|-------------|------------|--|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | | |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | 健康 | 幼児と健康 | ② | |
| | | 人間関係 | 幼児と人間関係 | ② | |
| | | 環境 | 幼児と環境 | ② | |
| | | 言葉 | 幼児と言葉 | ② | |
| | | 表現 | 幼児と表現 | ② | |
| | 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | | 保育内容総論 | ② | |
| | | | 保育内容指導論 | ② | |
| | | | 保育内容(健康) | ② | |
| | | | 保育内容(人間関係) | ② | |
| | | | 保育内容(環境) | ② | |
| | | | 保育内容(言葉) | ② | |
| | 保育内容(表現) | ② | | | |
| 小計 | | 16 | 小計(必要修得単位数) | 24 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原理 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | | 保育原理 | ② | | |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | 教職概論 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | | 教育経営学 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育心理学 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 特別的教育的ニーズ論 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 教育課程論 | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 小計 | 10 | 小計(必要修得単位数) | 14 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む) | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| | | こども理解 | ② | | |
| | 幼児理解の理論及び方法 | 教育相談論(カウンセリングを含む) | ② | 幼・小・中・高・養教 | |
| 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 小計 | 4 | 小計(必要修得単位数) | 6 | |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習事前指導(幼・小) | ① | 幼・小 | |
| | | 教育実習事後指導(幼・小) | ① | 幼・小 | |
| | | 教育実習(幼・小) | ④ | 幼・小 | |
| | 教職実践演習 | 教職実践演習(幼・小) | ② | 幼・小 | |
| 小計 | | 7 | 小計(必要修得単位数) | 8 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 14 | 音楽実習Ⅰ | 1 | |
| | | | 音楽実習Ⅱ | 1 | |
| 小計 | | 14 | 小計(必要修得単位数) | 14 | |
| 合計 | | 51 | 合計(必要修得単位数) | 52 | |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|-------------------------------|-----|----------------------|-------------|---|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② | |
| 体育 | 2 | 健康体育(実技を含む) | ② | |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | ② | |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作Ⅰ | ② | |
| 合計 | | 8 | 合計(必要修得単位数) | 8 |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位を含み14単位以上修得する。

小学校教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | 共通開設 |
|-------------------------------------|---|----------------------|---|------------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 30 | 国語科概論(書写を含む) ② 社会科概論 ② 算数科概論 ② 理科概論 ② 生活科概論 ② 音楽科概論 ② 音楽実習Ⅰ 1 音楽実習Ⅱ 1 造形美術概論 ② 家庭科概論 ② 体育科概論 ② 英語科概論 ② 国語科指導法 ② 国語科指導・実践演習 2 社会科指導法 ② 社会科指導・実践演習 2 算数科指導法 ② 算数科指導・実践演習 2 理科指導法 ② 理科指導・実践演習 2 生活科指導法 ② 生活科指導・実践演習 2 音楽科指導法 ② 音楽科指導・実践演習 2 図画工作科指導法 ② 図画工作科指導・実践演習 2 家庭科指導法 ② 家庭科指導・実践演習 2 体育科指導法 ② 体育科指導・実践演習 2 英語科指導法 ② | |
| | 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) | | | |
| 小計 | | 30 | 小計(必要修得単位数) 40 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 教育原理 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | | 教職概論 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | | 教育経営学 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | 教育心理学 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | 特別の教育的ニーズ論 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | | 教育課程論 ② | 幼・小・中・高・養教 |
| 小計 | | 10 | 小計(必要修得単位数) 12 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 道徳教育論 ② | 小・中・養教 |
| | 総合的な学習の時間の指導法 | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ② | 小・中・高・養教 |
| | 特別活動の指導法 | | 教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む) ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育の方法及び技術 | | | |
| | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | | 生徒指導論(進路指導を含む) ② | 小・中・高 |
| | 生徒指導の理論及び方法 | | | |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 教育相談論(カウンセリングを含む) ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| 小計 | | 10 | 小計(必要修得単位数) 10 | |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 教育実習事前指導(幼・小) ① | 幼・小 |
| | 教職実践演習 | | 教育実習事後指導(幼・小) ① | 幼・小 |
| | | | 教育実習(幼・小) ④ | 幼・小 |
| 小計 | | 7 | 小計(必要修得単位数) 8 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 2 | | |
| 小計 | | 2 | 小計(必要修得単位数) 2 | |
| 合計 | | 59 | 合計(必要修得単位数) 70 | |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | |
|-------------------------------|-----|----------------------|-----|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② |
| 体育 | 2 | 健康体育(実技を含む) | ② |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | ② |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作Ⅰ | ② |
| 合計 | | 合計(必要修得単位数) 8 | |

備考：1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。
 2) 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

養護教諭1種免許状の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | 共通開設 | |
|------------------------------------|---|---|---------------------------|--------|------------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | | |
| 養護に関する科目 | 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。) | 4 | 衛生学 公衆衛生学 | ② ② | |
| | 学校保健 | 2 | 学校保健 | ② | |
| | 養護概説 | 2 | 養護実践学Ⅰ | ② | |
| | | | 養護実践学Ⅱ | ② | |
| | | | 養護活動実習Ⅰ | ② | |
| | | | 養護活動実習Ⅱ | 2 | |
| | | | 養護実践学演習 | 3 | |
| | 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 | 2 | 健康相談活動の理論及び方法 健康相談活動演習 | ② ② | |
| | 栄養学(食品学を含む。) | 2 | 栄養学(食品学を含む) | ② | |
| | 解剖学・生理学 | 2 | 解剖生理学 | ② | |
| | 「微生物学、免疫学、薬理概論」 | 2 | 微生物学(免疫学を含む) 薬理概論 | 2 ② | |
| | 精神保健 | 2 | 精神保健 | ② | |
| 看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) | 10 | 看護学概論 看護学各論 看護技術演習(救急処置を含む)Ⅰ 看護技術演習(救急処置を含む)Ⅱ 看護学臨床実習 | ② ② ② 2 ④ | | |
| 小計 | 28 | 小計(必要修得単位数) | 34 | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 8 | 教育原理 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | | 教職概論 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | | 教育経営学 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | 教育心理学 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | 特別の教育的ニーズ論 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | | 教育課程論 | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| 小計 | 8 | 小計(必要修得単位数) | 12 | | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 | 6 | 道徳教育論 | ② | 小・中・養教 |
| | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | ② | 小・中・高・養教 |
| | 生徒指導の理論及び方法 | | 教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む) | ② | 幼・小・中・高・養教 |
| | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) | | 生徒指導論 | ② | |
| 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) | 教育相談論(カウンセリングを含む) | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| 小計 | 6 | 小計(必要修得単位数) | 10 | | |
| 教育実践に関する科目 | 養護実習 | 5 | 養護実習事前指導 | ① | |
| | | | 養護実習事後指導 | ① | |
| | | | 養護実習 | ④ | |
| 教職実践演習 | 2 | 教職実践演習(養護教諭) | ② | | |
| 小計 | 7 | 小計(必要修得単位数) | 8 | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 7 | | | | |
| 小計 | 7 | 小計(必要修得単位数) | 7 | | |
| 合計 | 56 | 合計(必要修得単位数) | 64 | | |

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | |
|-------------------------------|-----|----------------------|-----|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② |
| 体育 | 2 | 健康体育(実技を含む) | ② |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | ② |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作Ⅰ | ② |
| 合計 | 8 | 合計(必要修得単位数) | 8 |

備考: 1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

中学校教諭1種免許状「音楽」及び高等学校教諭1種免許状「音楽」の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | | 共通開設 | | |
|---|--|-----------------------|-------------|----------|------------|---|-----|
| 科目名 | 単位数 | 授 業 科 目 | 中単位数 | 高単位数 | | | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | ソルフェージュ | ソルフェージュ | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 音楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) | ② | ② | 中・高 | | |
| | 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) | 器楽基礎演習 I | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 器楽基礎演習 II | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 器楽表現演習 I | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | | 器楽表現演習 II | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | | 合唱 I | ① | ① | 中・高 | | |
| | | 合唱 II | ① | ① | 中・高 | | |
| | | 器楽基礎演習 I | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 器楽基礎演習 II | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 器楽表現演習 I | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | | 器楽表現演習 II | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | 指揮法 | 合奏 I | ② | ② | 中・高 | | |
| | | ピアノ基礎演習 I | ② | ② | 中・高 | | |
| | | ピアノ基礎演習 II | ② | ② | 中・高 | | |
| | | ピアノ表現演習 I | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | | ピアノ表現演習 II | 2 | 2 | 中・高 | | |
| | | 指揮法 | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 音楽概論 | ② | ② | 中・高 | | |
| | | 楽典 | ② | ② | 中・高 | | |
| 作曲法 | | ② | ② | 中・高 | | | |
| 音楽史 | | ② | ② | 中・高 | | | |
| 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) 音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) | 音楽鑑賞法 | ② | ② | 中・高 | | | |
| | 音楽科教育法 I | ② | ② | 中・高 | | | |
| | 音楽科教育法 II | ② | ② | 中・高 | | | |
| | 音楽科教育法 III | ② | ② | 中・高 | | | |
| 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) | 音楽科教育法 IV | ② | 2 | 中・高 | | | |
| | 小計: 中学校28、高等学校24 | 小計(必要修得単位数) | 38 | 36 | | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育原理 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 教職概論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 教育経営学 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 教育心理学 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 特別的教育的ニーズ論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 教育課程論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| 小計: 中学校10、高等学校10 | 小計(必要修得単位数) | 12 | 12 | | | | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ 総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 道徳教育論 | ② | ② | 小・中・養教 | | |
| | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | ② | ② | 小・中・高・養教 | | |
| | | 教育方法論(ICT活用の理論と方法を含む) | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 生徒指導論(進路指導を含む) | ② | ② | 小・中・高 | | |
| | | 教育相談論(カウンセリングを含む) | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | |
| | | 小計: 中学校10、高等学校8 | 小計(必要修得単位数) | 10 | 8 | | |
| | | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習事前指導 | ① | ① | 中・高 |
| | | | | 教育実習事後指導 | ① | ① | 中・高 |
| 教育実習 I | ④ | | | *4 | 中・高 | | |
| 教育実習 II | ② | | | *2 | 中・高 | | |
| 教職実践演習(中・高) | ② | | | ② | 中・高 | | |
| 小計: 中学校7、高等学校5 | 小計(必要修得単位数) | 8 | 6 | | | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 中4 高12 | 道徳教育論 | | 2 | | | |
| 小計: 中学校4、高等学校12 | 小計(必要修得単位数) | 4 | 12 | | | | |
| 合計: 中学校59、高等学校59 | 合計(必要修得単位数) | 68 | 62 | | | | |

教育職員免許法施行規則第6条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|------------------------------------|-----|----------------------|------|------|
| 科目名 | 単位数 | 授 業 科 目 | 中単位数 | 高単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② | ② |
| 体 育 | 2 | 健康体育(実技を含む) | ② | ② |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーション I | ② | ② |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作 I | ② | ② |
| 合 計 | 8 | 合 計(必要修得単位数) | 8 | 8 |

備考: 1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

中学校教諭1種免許状「美術」及び高等学校教諭1種免許状「美術」の授業科目及び単位修得方法

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | | 共通開設 | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------|------------------------|----------------|----------|--------------|---|---|-----|
| 科目名 | 単位数 | | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 | | | | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 絵画 (映像メディア表現を含む。) | ドローイングⅠ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | 絵画Ⅰ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | 絵画Ⅱ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | 彫刻 | 絵画Ⅲ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | 彫刻Ⅰ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | 彫刻Ⅱ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | デザイン (映像メディア表現を含む。) | 彫刻Ⅲ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | グラフィックデザインⅠ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | グラフィックデザインⅡ | ② | ② | 中・高 | | | |
| | | | 空間デザイン基礎 | ② | ② | 中・高 | | | |
| | 美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。) | インテリアデザイン | ② | ② | 中・高 | | | | |
| | | 木工芸 | ② | ② | | | | | |
| | | 美術概論 | ② | ② | 中・高 | | | | |
| | 各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) | 色彩計画 | 2 | 2 | 中・高 | | | | |
| | | 美術史 | ② | ② | 中・高 | | | | |
| | | 美学 | ② | ② | 中・高 | | | | |
| | | 美術科教育法Ⅰ | ② | ② | 中・高 | | | | |
| 美術科教育法Ⅱ | | ② | ② | 中・高 | | | | | |
| 小計 : 中学校28、高等学校24 | | | 小計 (必要修得単位数) | | | | | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | 中10 高10 | 教育原理 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 教職概論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 教育経営学 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 教育心理学 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 特別の教育的ニーズ論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 教育課程論 | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| 小計 : 中学校10、高等学校10 | | | 小計 (必要修得単位数) | | | | | | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 ※中学校のみ 総合的な探究の時間の指導法 ※高等学校のみ 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 中10 高8 | 道徳教育論 | ② | ② | 小・中・養教 | | | |
| | | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | ② | ② | 小・中・高・養教 | | | |
| | | | 教育方法論 (ICT活用の理論と方法を含む) | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 生徒指導論 (進路指導を含む) | ② | ② | 小・中・高 | | | |
| | | | 教育相談論 (カウンセリングを含む) | ② | ② | 幼・小・中・高・養教 | | | |
| | | | 小計 : 中学校10、高等学校8 | | | 小計 (必要修得単位数) | | | |
| | | | 教育実践に関する科目 | 教育実習 教職実践演習 | 中5 高3 | 教育実習事前指導 | ① | ① | 中・高 |
| 教育実習事後指導 | ① | ① | | | | 中・高 | | | |
| 教育実習Ⅰ | ④ | *4 | | | | 中・高 | | | |
| 教育実習Ⅱ | | *2 | | | | | | | |
| 教職実践演習 (中・高) | ② | ② | | | | 中・高 | | | |
| 小計 : 中学校7、高等学校5 | | | 小計 (必要修得単位数) | | | | | | |
| 大学が独自に設定する科目 | | 中4 高12 | 道徳教育論 | | 2 | | | | |
| 小計 : 中学校4、高等学校12 | | | 小計 (必要修得単位数) | | | | | | |
| 合計 : 中学校59、高等学校59 | | | 合計 (必要修得単位数) | | | | | | |
| | | | 68 | 60 | | | | | |

教育職員免許法施行規則第6条の6に規定する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数 | | 左記に対応する本学開設授業科目及び単位数 | | |
|---------------------------------|-----|----------------------|------|------|
| 科目名 | 単位数 | 授業科目 | 中単位数 | 高単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | ② | ② |
| 体育 | 2 | 健康体育 (実技を含む) | ② | ② |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | ② | ② |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作 | 2 | 情報機器操作Ⅰ | ② | ② |
| 合計 | | 合計 (必要修得単位数) | | |
| | | 8 8 | | |

備考: 1) 本学が開設する授業科目欄中、○数字は必修科目の単位数を、*印は選択必修科目を示す。

2) 「大学が独自に設定する科目」は、当該科目欄に掲げる科目及び免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ実習先一覧

| No. | 施設種別 | 施設名 | 実習受入 人数 | 郵便番号 | 施設所在地 | 科目名 |
|-----|---------------------------|------------------------|------------|----------|-----------------------------|---------------|
| 1 | 児童発達支援事業所 | 児童発達支援事業所 まある | 2 | 063-0032 | 札幌市西区西野2条2丁目5-7 ロイヤル三王ビル6F | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 2 | 児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児通所支援 | 児童デイサービス コンチェルト | 5 | 001-0023 | 札幌市北区北23条西5丁目2番31-202号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 3 | 児童養護施設 | 児童養護施設 興正学園 | 2 | 001-0904 | 札幌市北区新琴似4条9丁目1-1 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 4 | 児童養護施設 | 児童養護施設 柏葉荘 | 2 | 002-8022 | 札幌市北区篠路2条9丁目1番15号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 5 | 児童養護施設 | 児童養護施設 羊ヶ丘養護園 | 2 | 062-0051 | 札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 6 | 児童養護施設 | 児童養護施設 札幌育児園 | 2 | 061-2286 | 札幌市南区藤野6条2丁目427番地4 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 7 | 障害福祉サービス事業所 | 生活介護事業 北の沢デイセンター | 2 | 005-0832 | 札幌市南区北ノ沢1904番地2 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 8 | 障害福祉サービス事業所 | ウレシパ・ポエムアクティビティーセンター | 2 | 004-0802 | 札幌市清田区里塚2条2丁目12-15 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 9 | 相談支援事業所 | 相談支援事業所 ウイズ明日 | 2 | 069-0811 | 江別市錦町3番地20 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 10 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム 青葉のまち | 2 | 004-0021 | 札幌市厚別区青葉町15丁目18-1 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 11 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム 聖芳園 | 5 | 061-1102 | 北広島市西の里347番地4 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 12 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム 静苑ホーム | 2 | 069-0806 | 江別市新栄台46-10 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 13 | デイサービスセンター | 北広島デイサービスセンター 四恩園 | 2 | 061-1153 | 北広島市富ヶ岡509番地31 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 14 | 地域密着型通所介護 | デイサービスセンター みのりの丘 | 2 | 069-0852 | 江別市大麻東町15-23 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 15 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 江別市社会福祉協議会 | 2 | 069-0811 | 江別市錦町14番地87江別市総合社会福祉センター内 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 16 | 地域包括支援センター | 野幌第一地域包括支援センター | 2 | 069-0801 | 江別市中央町31番地の6 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 17 | 地域包括支援センター | 大麻第一地域包括支援センター | 2 | 069-0854 | 江別市大麻中町2番17メディカルビルおおあさ1階 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 18 | 地域包括支援センター | 北広島市きた高齢者支援センター | 2 | 061-1102 | 北広島市西の里347-4 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 19 | 基幹相談支援センター | さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール | 2 | 064-0808 | 札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園302号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 20 | 医療機関 | 市立美唄病院 | 2 | 072-8555 | 美唄市西2条北1丁目1番1号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 21 | 医療機関 | 新さっぽろ脳神経外科病院 | 2 | 004-0051 | 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番10号 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 22 | 就労継続支援B型・自立訓練 | 北広島セルフ | 2 | 061-1113 | 北広島市共栄町4丁目1-12 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 23 | 障害者支援施設 | 指定障がい者支援施設 共栄 | 2 | 061-1112 | 北広島市共栄276番地8 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 24 | 生活介護事業所 | 北広島デイセンター | 2 | 061-1123 | 北広島市朝日町4丁目4-11 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 25 | 共同生活援助 | グリーンパーク北ひろ | 2 | 061-1121 | 北広島市中央2丁目6-3 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |
| 26 | 障害者支援施設 | とみがおか | 2 | 061-1112 | 北広島市共栄276番地16 | ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ |

実習施設等承諾書（一覧）

1. 施設種別及び施設名：
 - ・資料10に記載されている26施設
2. 定員：
 - ・上記1の26施設の定員を記載
3. 実習生の受入開始時期：
 - ・2028年4月より
4. 実習受入可能時期：
 - ・4月1日～3月31日
5. 実習指導者の人数：
 - ・上記1の26施設の実習指導者の人数を記載
6. 実習受入人数：
 - ・資料10に記載されている実習受入人数
7. 承諾日：
 - ・2025年4月1日

令和6年度 インターンシップ先一覧

| | 実習先 | 所在地 | 人数 |
|----|---------------------------------------|--------|----|
| 1 | リーフラス(株) | 北海道札幌市 | 2名 |
| 2 | (福)北海道リハビリー | 北海道札幌市 | 1名 |
| 3 | (株)東横イン | 北海道札幌市 | 2名 |
| 4 | (株)ヤマダヤ | 北海道札幌市 | 1名 |
| 5 | (株)スポーツハウス | 北海道札幌市 | 1名 |
| 6 | (株)エイチピーエム | 北海道札幌市 | 9名 |
| 7 | (一財)江別市スポーツ振興財団 | 北海道江別市 | 2名 |
| 8 | (株)Share (児童発達支援・放課後等デイサービス 北風と太陽) | 北海道札幌市 | 4名 |
| 9 | (株)アセットプランニング | 北海道札幌市 | 2名 |
| 10 | 北海道警察 | 北海道札幌市 | 3名 |
| 11 | 丸彦渡辺建設(株) | 北海道札幌市 | 1名 |
| 12 | (株)秀岳荘 | 北海道札幌市 | 1名 |
| 13 | 小樽市総合博物館 | 北海道小樽市 | 2名 |
| 14 | 厚生労働省 北海道労働局 | 北海道札幌市 | 1名 |
| 15 | 豊栄建設(株) | 北海道札幌市 | 3名 |
| 16 | (株)キャリタス | 北海道札幌市 | 1名 |

令和6年度 インターンシップ先一覧

| | 実習先 | 所在地 | 人数 |
|----|--------------------|--------|----|
| 17 | 文化シャッター(株) | 北海道札幌市 | 1名 |
| 18 | (株)北海道アルバイト情報社 | 北海道札幌市 | 1名 |
| 19 | 北海道庁 | 北海道札幌市 | 3名 |
| 20 | (株)アイティ・コミュニケーションズ | 北海道札幌市 | 1名 |
| 21 | トヨタカローラ札幌(株) | 北海道札幌市 | 4名 |
| 22 | (株)アレフ | 北海道札幌市 | 1名 |
| 23 | (株)グラフィニカ | 北海道札幌市 | 1名 |
| 24 | 日本労働組合総連合会 北海道連合会 | 北海道札幌市 | 1名 |
| 25 | (株)パル・コーポレーション | 北海道江別市 | 7名 |
| 26 | ネットトヨタ札幌(株) | 北海道札幌市 | 5名 |
| 27 | 札幌ファニシング(株) | 北海道札幌市 | 1名 |
| 28 | 明治安田生命保険相互会社 | 北海道札幌市 | 6名 |
| 29 | (株)サッポロドラッグストアー | 北海道札幌市 | 5名 |
| 30 | 北海道マツダ販売(株) | 北海道札幌市 | 1名 |
| 31 | (株)pixyda | 北海道札幌市 | 1名 |

※所在地は実際の受け入れ先に基づく

取得可能な資格

| NO | 取得可能な免許・資格 | 種別 | 取得内容 | 取得条件 |
|----|-------------------------------------|--------------------------------------|------------|--|
| 1 | 中学校・高等学校教諭1種免許状 (保健体育) | 国家資格 | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目のほか、 教職関連科目の履修が必要 |
| 2 | 特別支援学校教諭1種免許状(知的 障害者・肢体不自由者・病弱者) | 国家資格 | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目のほか、 教職関連科目の履修が必要 |
| 3 | 健康運動指導士 | 民間資格 (公益財団法人健康・体力づくり事業 財団認定資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 4 | 日本スポーツ協会公認スポーツ 指導者 共通科目Ⅲ | 民間資格 (公益財団法人日本スポーツ協会認定 資格) | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 5 | 日本スポーツ協会公認アスレティッ クトレーナー | 民間資格 (公益財団法人日本スポーツ協会認定 資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 6 | 日本スポーツ協会公認 エアロビックコーチ1 | 民間資格 (公益財団法人日本スポーツ協会認定 資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 7 | 日本スポーツ協会公認 アシスタントマネージャー | 民間資格 (公益財団法人日本スポーツ協会認定 資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 8 | 日本スポーツ協会公認 ジュニアスポーツ指導員 | 民間資格 (公益財団法人日本スポーツ協会認定 資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 9 | レクリエーション・インストラク ター | 民間資格 (公益財団法人日本レクリエーション 協会認定資格) | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 10 | キャンプディレクター2級 | 民間資格 (公益社団法人日本キャンプ協会公認 指導者資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 11 | キャンプインストラクター | 民間資格 (公益社団法人日本キャンプ協会公認 指導者資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 12 | 認定トレーニング指導者(JATI) | 民間資格 (NPO日本トレーニング指導者協会認 定資格) | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 13 | 初級パラスポーツ指導員 | 民間資格 (公益財団法人日本パラスポーツ協会 認定資格) | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 14 | 社会福祉士 | 国家資格 | 受験 資格 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 15 | 介護職員初任者研修 | 民間資格 (指定事業者：北翔大学) | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |
| 16 | 社会教育主事・社会教育士 | 任用資格・称号 | 資格取得 可能 | 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得 可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない |

大学院進学等により取得可能な資格

| 通番号 | 取得可能な免許・資格 | 種別 | 取得内容 | 取得条件 |
|-----|---------------------------|------|------------|---|
| 1 | 中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育) | 国家資格 | 資格取得 可能 | 研究科において、基礎資格として修士の学位を取得し、北翔大学大学院教職課程履修規程別表第2の規定に従って24単位以上を修得する必要がある |

アドミッション・ポリシー(AP)と各入学選抜制度との関係

| | | 総合型選抜制度 | | | 学校推薦型選抜制度 | | | | 一般選抜制度 大学入学共通テスト利用選抜制度 | | | |
|---|---|---------------------|----|----|------------|------|-----|----|---------------------------|-----------|------|-----|
| | | 調査書 エントリー シート | 課題 | 面談 | 調査書 推薦書 | 口頭試問 | 小論文 | 面接 | 筆記試験 | 共通 テスト | 記述課題 | 調査書 |
| 生涯 スポ ーツ 学 部 の A P | (1) 高等学校の教育課程を修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。 | ○ | ◎ | | ○ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | (2) スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりの専門分野に関心があり、この分野を通して地域社会へ貢献したいという情熱を持っている。 | ◎ | ○ | ◎ | | | | ◎ | | | ○ | |
| | (3) 保健体育科教諭、アスレティックトレーナー、健康運動指導士、社会福祉士などの専門的職業人を目指している。 | ◎ | ○ | ◎ | | | | ◎ | | | ○ | |
| | (4) 知的好奇心が旺盛で何事にも主体的に行動できる。 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | | ◎ | | | | ○ |
| | (5) 課題等に対して積極的に取り組もうとする意欲がある。 | ○ | ◎ | | ○ | | | ◎ | | | ◎ | ○ |
| | (6) 他者との相互理解をはかり人間関係を円滑に保つことができる。 | ○ | | ◎ | ○ | | | ◎ | | | | ○ |
| 生涯 スポ ーツ 学 科 の A P | (1) 高等学校の教育課程を修了し、高等学校卒業に相当する学力を身に付けている。 | ○ | ◎ | | ○ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | (2) 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身に付けている。 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ | ○ |
| | (3) 身近な社会問題について、自ら得た知識・情報に基づいて論理的に思考し、それを説明することができる。 | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | ◎ | |
| | (4) スポーツ活動を通して積極的に他者とかかわり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。 | | | ◎ | | | | ◎ | | | ○ | |
| | (5) スポーツ・健康・教育・福祉・地域づくりの分野の勉学意欲が高く、その専門家として活躍することを希望している。 | ◎ | ○ | ◎ | | | | ◎ | | | ○ | |

※◎→○の順に優先度が高いことを表す

・◎：重点的に評価する項目

・○：評価する項目

領域別の主要科目と教員配置

| 領域 | 主要授業科目 | 教員配置 |
|-------------------|---|---|
| 学校教育（保健体育・特別支援教育） | 冬季スポーツ、野外教育実習、学校保健、保健体育科内容構成論、レジャー・レクリエーション論、特別支援教育総論 | 教員経験豊富な人材を積極的に活用するが、修士の学位以上の研究業績を持つ教授4名を含む。 |
| アスレティックトレーニング | 機能解剖学、アスレティックトレーナー概論、コンディショニング理論、リコンディショニング理論 | アスレティックトレーナー資格を持ち、博士（理学療法学）の学位と研究業績を持つ教授2名を含む。 |
| アスリートコーチング | ジュニアスポーツ指導演習、スポーツ運動学、競技スポーツ論、アスリート論、コーチング論、ゲーム分析 | 高い競技レベルでの指導実績を持ち、修士の学位以上の研究業績をもつ教授2名、准教授4名を含む。 |
| スポーツサイエンス | 基礎解剖学、生理学、基礎栄養学、基礎統計学、運動生理学、スポーツ医学基礎、スポーツ・バイオメカニクス、スポーツ栄養学、スポーツ心理学 | スポーツ医科学を専門とする博士の学位と研究業績を持つ教授5名、准教授2名を含む。 |
| スポーツマネジメント | スポーツマネジメント、スポーツマーケティング、スポーツクラブマネジメント論、チームマネジメント論 | スポーツマネジメントを専門とする修士の学位以上の研究業績をもつ教授1名、准教授1名を含む。 |
| 健康ウェルネス | 生涯スポーツ学、健康学、介護予防論、認知症予防、運動処方演習、生活習慣病概論、運動処方、認知症ケア | 健康科学、介護福祉学を専門とする修士の学位以上の研究業績をもつ教授4名、准教授1名を含む。 |
| 社会福祉 | 福祉入門、コミュニティワーク入門、福祉基礎、福祉ボランティア実践、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ、社会福祉専門職演習Ⅰ～Ⅴ | 社会福祉学を専門とする修士以上の学位を持つ教授1名、准教授1名を含む。 |
| 健康まちづくり | 生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ | 行政実務の経験豊富な人材を積極的に活用するが、修士の学位以上の研究業績を持つ准教授1名を含む。 |

※「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」は全基幹教員が担当する。

学校法人北翔大学 就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法の規定に基づき、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）の就業に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(規則の遵守)

第2条 法人及び職員は、この規則を遵守し相共にその業務を履行しなければならない。

2 職員は法令、学校法人北翔大学寄附行為及び学校法人北翔大学管理運営規程に定められたものの他この規則及び附属規程に従って勤務しなければならない。

(職員の定義)

第3条 この規則において、職員とは、法人及びその設置する学校に常時勤務する専任の教育職員、事務職員及び技術職員をいう。

2 法人に勤務する前項以外の嘱託職員、臨時職員等の就業について必要な事項は別に定める。

3 法人に勤務する外国人職員の就業について必要な事項は別に定める。

第2章 勤務

第1節 勤務心得

(職務の遂行)

第4条 職員は、法人の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。

2 職員は、特別の事情により管理者の承認を得た場合の他、勤務時間中みだりにその職場を離れてはならない。

(研修)

第5条 職員は、その職責遂行のため、自発的研修に励み、かつ学校又は各種団体等が行う研修を受け資質の向上に努めなければならない。

(兼職の禁止)

第6条 職員は、他の職業に従事してはならない。ただし、理事長又は学長が職員としての職務の執行に支障がないと認め許可したときは、この限りでない。

(禁止行為)

第7条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損すること
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。その職を退いた後も同様とする
- (3) 職務上知り得た個人情報に係る内容を他に漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。

- (4) 法人の秩序又は規律を乱すこと
- (5) 職務上の地位を利用して、自己の利益をはかること
(施設、設備等の取扱)

第8条 職員は、法人の施設、設備、備品及び図書等を大切に取扱わなければならない。

- 2 職員は、許可なく法人の施設、設備、備品及び図書等を校務以外に利用し又は利用させてはならない。
- 3 職員は、諸資材・消耗品及び経費の節約に努めなければならない。

第2節 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第9条 職員の勤務時間は、1週間につき37時間30分とする。

- 2 週の起算日は日曜日とする。
- 3 始業時刻は、午前8時30分、終業時間は午後5時とする。
- 4 公務その他の都合により、1日の労働時間が実働8時間を超えない範囲内で始業時刻及び終業時刻を繰上げ又は繰下げることができる。

(休憩時間)

第10条 職員の休憩時間は、労使協定に基づき交代で午前11時30分から午後2時30分までの間で1時間とする。

(勤務時間の変更)

第11条 第9条の規定にかかわらず、業務上必要がある場合は、全部又は一部の職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が37時間30分を超えない範囲内で、特定の日に8時間又は特定の週に37時間30分を超えて勤務させることができる。

(休日)

第12条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）
- (3) 夏季休業日（8月12日から17日まで）
- (4) 冬季休業日（12月28日から1月5日まで）
- (5) 創立記念日（9月5日）
- (6) その他法人が指定する日（8月の最終月曜日）

- 2 前項の休日のうち、日曜日を法定休日とする。

(休日振替)

第13条 業務の都合上必要があると認めた場合は、前条の休日を他の日に振替えることができる。

第3節 時間外勤務及び休日勤務

(時間外勤務及び休日勤務)

第14条 業務の都合上やむを得ない場合には、法令の定めるところに従い、時間外勤務及

び休日勤務を行わせることができる。

(災害時等の勤務)

第15条 災害その他避けることのできない事由により、臨時に必要な場合は、時間外又は休日に勤務させることができる。

(自宅研修等)

第16条 理事長又は学長は、職員に対し、各学則に定められた春季、夏季、冬季及び学年末の休業日に、業務に支障がない範囲で自宅研修を認めることができる。

第4節 出勤及び欠勤

(出勤)

第17条 職員は、定刻までに出勤し、法人が定める方法による出退勤の記録を残さなければならない。

(遅刻及び早退等)

第18条 職員は、遅刻又は早退若しくは勤務時間中に外出する場合は、事前に理事長又は学長に届出てその承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により届出ることができなかつた場合は、事後速やかに届出なければならない。

(欠勤)

第19条 病気その他やむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめその理由及び期間を理事長又は学長に届出て承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届出ることができなかつた場合は、速やかに届出なければならない。

2 前項の届出をする場合において、病気欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 欠勤について、所定の手続きを怠つた場合は、無断欠勤とみなす。

(年次有給休暇への振替)

第20条 第18条及び前条の遅刻・早退及び欠勤等は届出があつた場合に限り、これを第22条に規定する年次有給休暇の範囲内において、当該職員の希望により年次有給休暇に振替えることができる。

第5節 休暇

(年次有給休暇)

第21条 職員は、4月1日を基準日として、採用年度以降の基準日において、過去1年間の所定労働日の8割以上出勤した場合、次のとおり年次有給休暇を受けることができる。

- | | |
|--|-----|
| (1) 勤続年数1年未満の者 | 11日 |
| (2) 勤続年数1年以上2年未満の者 | 12日 |
| (3) 勤続年数2年以上3年未満の者 | 14日 |
| (4) 以後、勤続年数1年増す毎に2日を加える。ただし、最高20日を限度とする。 | |

2 採用年度における年次有給休暇は、採用となった月により、次の通り採用日に付与す

る。

(1) 4月～9月採用 10日

(2) 10月～12月採用 4日

(3) 1月～3月採用 2日

3 前2項の規定により受けることができる年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り繰り越すことができる。ただし、その日数は20日を超えることはできない。

4 年次有給休暇は半日を単位として取得することができる。ただし、勤務時間は次のいずれかとする。

(1) 始業 午前8時30分 終業 午後0時15分

(2) 始業 午後1時15分 終業 午後5時

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、年度内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が主体的に年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の届出)

第22条 年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめその期間を理事長又は学長に届出なければならない。

2 前項の場合において業務上必要がある場合は、理事長又は学長は、年次有給休暇を与える時期及び期間を変更することができる。

(産前産後の休業)

第23条 妊娠した女性職員は、申し出により、産前6週間（多胎妊娠のときは14週間）以内の休業を取得でき、産後8週間の休業を必ず取得するものとする。ただし、産後6週間を経過した後に、本人が希望し、医師が就業を認めた場合は、就業することができる。

2 前項の休業期間については、給与を支給しない。

(育児休業・介護休業等)

第24条 職員のうち、子の養育又は家族の介護を行う者は、学校法人北翔大学 育児休業・介護休業等に関する規程の定めるところにより、育児休業、介護休業等の措置を受けることができる。

2 1歳に満たない子を育てる女性職員は、1日2回各30分の育児時間を請求することができる。なお、育児のための往復の所要時間を含まないものとする。

3 育児休業・介護休業等に関連するハラスメントの防止措置、及びその他の具体的な運用方法については、学校法人北翔大学 育児休業・介護休業等に関する規程に定めるものとする。

(生理休暇)

第25条 女性職員の生理日に生理休暇を申請したときには、必要日数の休暇を与える。ただし、生理休暇のうち有給休暇は3日以内とする。

(特別有給休暇)

第26条 職員に次の場合特別有給休暇を与える。

(1) 忌引休暇(姻族の場合は血族に準ずる)

| | |
|--------------|-----|
| 配偶者の死亡 | 10日 |
| 父母及び子女の死亡 | 7日 |
| 祖父母及び兄弟姉妹の死亡 | 3日 |
| 孫及び伯叔父母の死亡 | 1日 |

ただし、遠距離の場合には、別に往復の日数を加算することができる。

(2) 法要休暇(姻族の場合は血族に準ずる)

| | |
|--------------------|----|
| 配偶者、父母、子女及び兄弟姉妹の法要 | 1日 |
|--------------------|----|

(3) 結婚休暇

| | |
|-------|----|
| 本人の場合 | 7日 |
| 子女の場合 | 3日 |

(4) 配偶者出産休暇

3日

(5) 伝染病予防法による交通遮断又は隔離

その都度必要と認める期間

(6) 非常災害を受けたとき

その都度必要と認める期間

(7) 交通機関の事故等不可抗力の事故

その都度必要と認める期間

(8) 証人、鑑定人、参考人として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭

その都度必要と認める期間

(9) 選挙権その他公民として権利の行使及び公の職務の執行

その都度必要と認める期間

(10) その他法人が必要と認めた場合

その都度必要と認める期間

2 前項第1号から第4号の特別有給休暇は、第12条の休日を含む連続した日数とし、分割は認めない。

(休暇の届出)

第27条 第23条から第26条の休暇を受けようとするときは、あらかじめその理由及び期間を明示して、理事長又は学長に届出て、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ届出ることができなかった場合は、速やかに届出なければならない。

2 休暇期間中に任地を離れる場合は、所定の届出をしなければならない。

第6節 出張

(出張)

第28条 理事長又は学長は、業務上必要があると認めたときは、職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が帰任したときは、速やかに理事長又は学長に復命、報告しなければならない。

3 学長の出張は理事長の承認を要する。

(旅費)

第29条 出張旅費は、別に定める旅費規程により支給する。

第3章 給与

(給与)

第30条 職員の給与は、別に定める給与規程により支給する。

(退職手当)

第31条 職員の退職金は、別に定める退職手当規程により支給する。

第4章 人事

(人事)

第32条 職員の人事は、学長及び所属長の内申に基づき、理事長が行う。

第1節 採用

(採用)

第33条 新規採用者は、次の各号により行う。

- (1) 学長は、別に定める学長選考規程の基準による
- (2) 教育職員は、別に定める人事委員会の選考後、常勤理事会の議を経て、理事長の承認した有資格者
- (3) 事務職員及び技術職員は、事務局長の選考後、常勤理事会の議を経て、理事長の承認した者

(提出書類)

第34条 採用を決定された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 健康診断書
- (3) 就職承諾書
- (4) 卒業証明書
- (5) 個人番号カード表裏面の写し、又は通知カードの写し
- (6) 職務上の機密保持に関する誓約書
- (7) 個人情報秘密保持に関する誓約書
- (8) その他法人において特に必要と認める書類

2 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面で事務局長に変更事項を届出なければならない。

(試用期間)

第35条 新たに採用した職員については、採用の日から6か月間試用期間とする。ただし、特殊技能又は経験を有する者には試用期間を設けないことができる。

- 2 試用期間中、又は試用期間満了の際、引続き就業させることを不相当と認めたときは、採用を取消すものとする。
- 3 第1項の試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 届出

(届出)

第36条 次に掲げる事項について異動があるときは、遅滞なく届出なければならない。

- (1) 現住所及び電話番号の変更
- (2) 婚姻及び家族の異動
- (3) 就職後の学歴並びに業務及び事務に必要な資格の変更
- (4) その他身分上必要な事項

第3節 異動

(異動)

第37条 業務の都合上、理事長又は学長において、職員の配置転換を行う。ただし、教育職員は、人事委員会の議を経ることを要する。

(事務引継)

第38条 配置転換を命ぜられた者は、原則として異動内示後発令の前日までに事務引継を行い新任務に就かなければならない。

(引継拒否)

第39条 前条の場合正当かつやむを得ない理由のほかこれを拒んではならない。正当明確な理由なくして拒んだときは、懲戒の対象となることがある。

第4節 休職及び復職

(休職事由)

第40条 職員が次の各号に該当するときは期間を定めて休職とする。

- (1) 私傷病により、欠勤期間が第12条の休日等の勤務を要しない日を含め、連続して90日を超えるとき
- (2) 自己の都合で、欠勤が引続き30日に及んでもなお勤務できないとき
- (3) 刑事事件に関して逮捕、拘留又は起訴されたとき
- (4) 自己の都合により勤務できない場合で、理事長が承認したとき

2 法人は、職員に対して休職事由を証明できる書類の提出を求めることができる。

(休職中の身分)

第41条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(休職期間)

第42条 第40条第1項第1号による休職期間は満2年とし、第40条第1項第2号から第4号による休職期間は満1年を限度として、その都度これを定める。

2 休職期間が満了したときは退職とする。

(休職期間中の給与)

第43条 第19条、第40条の欠勤期間及び第45条の休職期間中の給与は別に定める。

2 休職中の職員は昇給しない。

3 休職期間は原則として勤続年数に通算しない。

(復職)

第44条 休職者が休職期間中に休職事由の消滅したときは、願い出により復職させる。ただし、傷病等による休職者の復職は指定した医師の診断の結果によるものとし、元の職務に復帰させることが困難又は不適當な場合には、他の職務に就かせることがある。

(休職期間の通算)

第44条の2 私傷病により休職し、前条の手続きを経て復職したものが、復職後12ヵ月以内に同一または関連する傷病あるいは類似する症状により欠勤する場合は、第40条第1号の期間を経ないで休職とし、前後の休職期間を通算する。

第5節 降任、解雇、退職及び定年

(降任及び解雇)

第45条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく劣り、又は著しく職務に怠慢のとき
- (2) 精神若しくは身体に故障があり、職務に堪え難いと認めるとき
- (3) 職務に必要な能力若しくは適格性を欠くとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (5) 刑事事件に関して逮捕、拘留又は起訴されたとき
- (6) 学校経営上過員を生じたとき
- (7) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき

(解雇予告手当)

第46条 前条の規定により解雇するときは30日前に予告するか又は30日分の平均賃金を支給する。

2 解雇者には別に定める退職手当の規程を準用する。ただし、本人の責に帰すべき理由により解雇されたときはこの限りでない。

(退職)

第47条 職員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 期間を定めて採用された場合は、その期間が満了したとき
- (3) 休職期間が満了し、復職することができないと認められるとき
- (4) 定年に達したとき
- (5) 退職を願い出て承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき

(退職の願出及び退職手当)

第48条 職員が退職を希望するときは、少なくとも30日前に退職願を、教育職員にあっては学長を、事務職員及び技術職員にあっては事務局長を経由して理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

2 退職者には別に定める規程による退職手当を支給する。

(退職者等への証明)

第49条 退職あるいは解雇された者が在職期間、勤務状況、身分及び職分賃金等について証明を請求した場合は遅滞なくこれを交付する。

(退職申立後の勤務等)

第50条 職員は退職願を提出後も承認されるまでは従来通り勤務しなければならない。

2 退職と決定した者は直ちに上司又は後任者等に指示された者に業務の引継ぎ、保管の書類及び物品等の引継ぎをしなければならない。

3 前各項において無断欠勤あるいは職務の引継ぎや整理をしないときは懲戒解雇として扱う。

(定年)

第51条 職員の定年は、次のとおりとし、定年に達した者は自然退職とする。ただし、学長については、本条を適用しない。

(1) 教育職員

教授 (医師) 68歳

教授 65歳

准教授・講師 65歳

助手 65歳

(2) 事務職員及び技術職員 65歳

2 退職の時期は、定年に達した年の年度末とする。

3 第1項に定める定年に達した者のうち、法人が特に必要があると認める者については、再雇用することができる。

4 再雇用の手続等については、別に定める。

(役職定年)

第52条 事務職員及び技術職員については、別に定める役職定年制度規程により、役職定年制とする。

第5章 安全及び衛生

(安全及び衛生の注意義務)

第53条 職員は、危害の発生を未然に防止し、健康を保持するために、安全及び衛生に留意しなければならない。

(安全保持及び災害防止)

第54条 職員は災害発生を未然に防止するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に整理整頓し、消火設備等の点検を行うとともに、その使用方法に習熟し、通路、非常口等に物品を置いてはならない。
- (2) 安全装置、保護具その他危険防護施設の保全に留意し、その位置及び取扱方法を熟知しなければならない。
- (3) 火災その他災害を発見し、又はその恐れがあることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、直ちに上司に報告し、職員相互に協力して、その災害を最小限度止めるように努めなければならない。
- (4) 施設の防災は、別に定める北翔大学・北翔大学短期大学部 防火・防災管理規程により行う。

(健康診断及び予防接種)

第55条 職員は、法人が定期又は臨時に行う健康診断及び予防接種を受けなければならない。

- 2 理事長又は学長は、衛生上必要と認められるときは、職員に医師の診断を受けるよう命じることができる。

(健康保持の措置)

第56条 理事長又は学長は、前条第2項による診断の結果に基づき、職員に勤務時間の制限、勤務の転換、治療その他当該職員の健康保持上必要な措置を命じることができる。

(出勤の禁止)

第57条 理事長又は学長は、職員が次の各号の一に該当するときは、医師の認定により出勤を禁止するとともに必要な措置をとらなければならない。

- (1) 精神障害
- (2) 伝染病疾患又は伝染病の病原体の保有
- (3) 勤務のため病状が悪化する恐れのある疾病
- (4) その他の保健衛生上必要と認める場合

第6章 災害補償

(労働者災害補償保険)

第58条 職員は全て労働者災害補償保険に加入しなければならない。

(災害補償)

第59条 職員が業務上の事由又は通勤による負傷若しくは疾病に罹り、あるいは死亡した場合の災害補償は労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めるところによる。

- 2 職員が業務上の事由又は通勤により負傷しあるいは疾病に罹り、勤務することができない期間が第40条第1項第1号に定める期間を超えるときは休職とする。
- 3 前項の休職開始後満5年を経過した日に、労働者災害補償保険法に定める傷病補償年金又は傷病年金を支給されている場合は退職とする。
- 4 前2項に定める欠勤又は休職期間中の給与は、別に定める規程による。

(負傷等の報告)

第60条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷しあるいは疾病に罹ったときは直ちに管理者に申出てその指示を受けるものとする。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第61条 理事長は職員が次の各号の一に該当するときは学長の内申により賞罰委員会の審査を経て表彰することができる。

- (1) 永年（10年以上）誠実に勤務した者
- (2) 本学のために特に顕著な功労のあった者
- (3) 業務上有益な発明又は考案をした者
- (4) 国家的、社会的に功績があり職員の名誉となる様な行為のあった者
- (5) 職務の内外を問わず善行のあった者

2 前項の表彰は表彰状及び金品を授与して行う。

(懲戒処分)

第62条 理事長は、職員が第64条及び第65条の規定に該当するときは学長の内申により賞罰委員会の審査を経て懲戒処分とする。

(懲戒処分の種類)

第63条 懲戒処分の種類は、次のとおりである。

- (1) 懲戒解雇
予告期間を設けずまた予告手当を支給せず即時解雇し退職手当を支給しない。
ただし、情状によっては退職手当の一部又は全部を支給する
- (2) 停職
誓約書を取り14日以内出勤を停止し、その間の賃金を支給しない
- (3) 減給
誓約書を取り1回に付平均賃金の2分の1、総額で俸給月額額の10分の1以内6か月を超えない範囲において給与を減ずる
- (4) 戒告
誓約書を取り将来を戒める

(懲戒解雇)

第64条 職員が次の各号の一に該当するときは第62条の手続きにより懲戒解雇に処する。ただし、情状によっては停職又は減給に止めることがある。

- (1) この法人又は設置学校の名誉を毀損し又は社会的信用を失墜させたとき
- (2) 第39条の規定に該当するとき
- (3) 第50条第3項の規定に該当するとき
- (4) 正当な理由なく14日以上無断で欠勤し出勤督促にも応じないとき
- (5) 職務義務に違背し又は職務を怠ったり改悛の見込みのないとき
- (6) 氏名、経歴等を詐りその他詐術を用いて採用されたとき

- (7) 法人の許可を得ずに在籍のまま他に雇い入れられたとき
 - (8) 懲戒を受けたにも拘らずなお改悛の見込みがないとき
 - (9) 刑事事件に関し逮捕、拘留又は起訴されたとき
 - (10) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- (停職)

第65条 職員が次の各号の一に該当するときは停職に処する。ただし、情状によっては減給又は戒告に止めるときがある。

- (1) 正当な理由のない遅刻、早退が常であるとき
 - (2) 著しく素行不良のとき
 - (3) 必要な注意を怠って建築物、機械工作物その他の物を破損又は紛失したとき
 - (4) 業務上の故意又は重大な過失によって法人に損失を与えたとき
 - (5) 法人内で私的な商取引をしたとき
 - (6) 法人内で賭博その他これに類似の行為をしたとき
 - (7) 安全あるいは衛生に関する規則や指示に従わなかったとき
 - (8) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- (賞罰委員会)

第66条 賞罰委員会の規程は別にこれを定める。

(損害賠償)

第67条 職員が、故意又は重大な過失により法人に損害を及ぼしたときは、情状により損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(機密保持)

第68条 法人の機密を保持するため、職員は法人に機密保持誓約書を提出する。

- 2 職員が在職中又は退職後、機密保持に違反し、漏洩が認められたとき損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第8章 苦情処理

(苦情申立)

第69条 職員は人事、給与、その他勤務条件について苦情が生じたときは別に定める様式により、学長又は事務局長を経て理事長に申立をすることができる。

(申立処理)

第70条 理事長は、前条の申立を受けたときは、苦情処理委員会の意見を聴いて裁定しなければならない。

(苦情処理委員会)

第71条 苦情処理委員会の規程は別にこれを定める。

第9章 職員の教育及び福利厚生

(職員の教育)

第72条 法人は業務上の必要により職員に教育を行う。

(教育計画)

第73条 教育の計画及び実施要領は必要に応じその都度定める。

(教育時間)

第74条 教育時間はこれを勤務したものとみなす。

(教育に関する便宜)

第75条 職員が受講、就学などのため法人外に教育、研修を希望し申出たときは運営状況と業務の支障のない限りできるだけ便宜を図るものとする。

(福利厚生)

第76条 法人は職員の福利厚生に留意し運営状況の許す限りこれに関する諸制度の充実に務める。

(共済組合等への加入)

第77条 職員は私立学校教職員共済組合に加入しなければならない。ただし、専任でない者、臨時に使用される者はこの限りでない。

第10章 改廃

(改廃)

第78条 この規則の改廃は、職員の見解を聴き理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、北海道女子短期大学及び北海道ドレスメーカー学院の従前の規則は廃止する。

- 3 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢引き上げに伴う改正)

- 1 この規則は、平成15年9月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (機構改正に伴う改正)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (法令改正による教員組織の見直しに伴う改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (高齢者雇用安定法の制定に伴う改正)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (学校法人浅井学園 育児休業・介護休業等に関する規程の制定に伴う改正)

この規則は、平成22年12月10日から施行する。

附 則 (高齢者雇用安定法改正に伴う改正)

この規則は、平成25年10月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（年次有給休暇、休職等の規定の整備に伴う改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び引用規程の改正等に伴う改正並びに働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律施行に伴う改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（特別有給休暇の改正に伴う改正）

この規則は、令和2年7月17日から施行し、令和2年5月7日から適用する。

附 則（定年退職年齢引き上げ及び完全週休2日制導入に伴う改正）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正以前に定年退職し、再雇用になった者については、従前の例による。

附 則（平日有給休暇の午前・午後の勤務時間を合算すると7時間30分にしたことに伴う改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（学校法人北翔大学 育児休業・介護休業等に関する規程の改正に伴う改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

学校法人北翔大学 嘱託教育職員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、嘱託職員の教育職員（以下「嘱託教員」という。）に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう嘱託教員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 就業規則第51条第1項に定める定年により法人を退職したのち、再雇用される者
- (2) 特殊な専門的知識又は特殊な技術・技能を必要とする職務に従事するため、一定の雇用期間を定めて雇用される者

(規則の遵守)

第3条 嘱託教員は、就業規則等に定める服務規律を遵守しなければならない。

(採用)

第4条 嘱託教員の採用については、学長の上申に基づき、人事委員会の選考後、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

(雇用期間)

第5条 雇用期間は、原則として1年以内とし、雇用契約を締結した日以後に到来する最初の3月31日を超えることはできない。

(更新)

第6条 更新は、あらかじめ当該嘱託教員の同意を得たうえで、当該嘱託教員の当初の雇用の日から起算して3年を超えない範囲内で、その期間を更新することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、就業規則第51条第3項に定める者については、同条に規定する表に掲げる年齢に達する日以後における年度末まで、雇用期間を更新することができる。
- 3 更新の可否については、当該嘱託教員の任期満了日の少なくとも30日以前に通知するものとする。

(再任)

第7条 法人が特に必要があると認めた場合に限り、1回限り、2年の任期を上限に再任することができる。ただし、第2条第1号に定める者については、再任を認めない。

- 2 再任の可否については、当該嘱託教員の任期満了日の少なくとも30日以前に通知するものとする。

(給与)

第8条 嘱託教員の給与は年俸制とし、処遇の決定は理事長が行う。

- 2 給与の支払方法は、年俸額を12で除した額を本俸とし、毎月支給する。

(諸手当)

第9条 次の各号に定める諸手当を専任職員に準じ、支給する。

- (1) 職務手当
- (2) 学務分掌手当

(3) 通勤手当

2 前項に定める諸手当は、雇用契約の期間中であっても専任職員の諸手当が改定された場合には、改定することがある。

(給与の支払)

第10条 給与は、全額現金によって直接本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の銀行口座に振込支払することができる。なお、法令に定められたものは別に控除する。

(給与の計算期間及び支給日)

第11条 給与の計算期間は、月の初日から月の末日までの分を当月 25 日に支給する。ただし、その日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(日割計算)

第12条 月の途中において採用された場合は、その日から給与を支給し、月の途中において退職した場合は、その日までの給与を支給する。ただし、死亡により退職した場合には、その月まで給与を支給する。

(退職手当)

第13条 退職手当は支給しない。

(有給休暇)

第14条 第2条第1号に定める者の年次有給休暇は、当該退職時において、その者が有していた日数を、また第6条により任期が更新された者及び第7条により再任された者の年次有給休暇は、当該任期満了時において、その者が有していた日数を引き継ぐこととする。

(準用)

第15条 この規程に定める事項及び雇用契約に定めるもののほかは、就業規則その他関係法令を準用する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の定めにかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日以前に任期を定めて採用された者については、当該任期中は、個別に定める雇用契約及びその他従前の定めによる。
- 3 北海道ドレスメーカー学院に在職する嘱託職員については、別に定める。
- 4 この規程の制定に伴い、「学校法人浅井学園嘱託職員に関する規程」は廃止する。

附 則 (法人名称変更、引用規程の改正及び規定の整備に伴う改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (就業規則改正に伴う改正)

この規程は、令和 5 年 6 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和7年度前学期 北翔大学 生涯スポーツ学部 授業時間割表

【時間割科目名欄表記注意事項】(教):教職に関する科目(別途教職課程履修費が必要) (通):通年科目 「1/2.2/2...等」:複数時間展開科目

| 月曜日 | | | | | 火曜日 | | | | | 水曜日 | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-----------|------|---------------------|-----------------|------------|------------------|-----|-----------------|--------------|-------------------|------------------|-----------|-----------|-------|
| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | | | | | |
| 1 9:00 ~ 10:30 | ス | 1 | スポーツ教育概論 | 廣田 修平 | 332教室 | ス・健 | 1 | キャリアデザインⅠ(後半:6/10~) | 永井 秀岳 | 332教室 | ス・健 | 1 | 生涯学習概論Ⅰ | 尾山 清龍 | 332教室 | | | | |
| | | | | 上田 知行 | | | | | 菊地 達夫 | 721教室 | | | | 健・心(発展) | 1 | 社会学 | 松下 守邦 | 723教室 | |
| | | | | 大宮 真一 | | | | | 神守 一志 | 722教室 | | | | 芸(発展) | 1 | ファッションデザイン概論 | 小野 智海 | 538教室 | |
| | | | | 菊地 はるひ | | | | | 李 敷 | | | | | 健・教(幼・音)・芸・心 | 2 | 健康体育(実技を含む)(1/2) | 山田 亮 | 第1体育館 | |
| | | | | 坂谷 充 | | | | | 川端 里香 | 538教室 | | | | スAB・健(ス健) | 2 | トレーニング演習 | 井出 幸二郎 | 第1トレーニング室 | |
| | | | | 高田 真吾 | | | | | 杉浦 勉 | 822教室 | | | | | | | 上田 知行 | 第2体育館 | |
| | | | | 竹田 唯史 | | | | | 山田 潮 | | | | | | | | 藤原 信介 | 第2多目的室 | |
| | | | | 永谷 稔 | | | | | 小杉 直美 | 527情報スタジオ | | | | | | | 松田 光史 | 多目的ホール | |
| | | | | 野戸谷 睦 | | | | | 川森 功偉 | 723教室 | | | | | | | 第2トレーニング室 | | |
| | | | | 森 靖明 | | | | | 小坂井 留美 | 731教室 | | | | | | | 第3トレーニング室 | | |
| 吉田 真 | | 730情報スタジオ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 澤 聡一 | 822教室 | ス・健 | 4 | 就業力特別演習Ⅱ | 立田 祐子 | 736教室 | 健(社) | 2 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 戸崎 祐公 | 731教室 | | | | | | | | |
| 黒田 裕太 | テニスコート | ス(教) | 3 | 知的障害教育Ⅰ | 吉田 祐子 | 629教室 | ス(ト) | 3 | コンディショニング理論 | 立田 真 | 331教室 | | | | | | | | |
| 小峯 秋二 | 第3体育館 | ス(ト) | 3 | コンディショニング理論 | 吉田 昌弘 | 721教室 | 健(社) | 3 | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 高野 和美 | 721教室 | | | | | | | | |
| 竹田 千春 | 734教室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 渡部 峻 | 野球場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増山 尚美 | 第1体育館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作田 文子 | 多目的ホール | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立田 祐子 | 629教室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ス・健 | 1 | 生理学 | 井出 幸二郎 | 332教室 | ス・健・教・芸・心 | 1 | 日本語表現 | 梶 晴美 | 322教室 | スA(男子) | 1 | 生涯スポーツ(水泳・水中運動) | 花井 篤子 | プール | | | | |
| 政氏 伸夫 | | | | 722教室 | 磯島 年成 | | | | 649教室 | 稲山 敬太 | | | | 136教室 | | | | | |
| 黒田 裕太 | | | | テニスコート | 小坂 守孝 | | | | 629教室 | 高屋敷 亨子 | | | | | | | | | |
| 小峯 秋二 | | | | 第3体育館 | 村松 幹男 | | | | 135教室 | 中村 恵 | | | | | | | | | |
| 高波 千代子 | | | | 734教室 | 小杉 直美 | | | | 733教室 | 北風 沙織 | | | | 陸上競技場 | | | | | |
| 増山 尚美 | | | | 第1体育館 | 高橋 さおり | | | | 734教室 | 仁井 有介 | | | | アリーナ研修教室 | | | | | |
| 作田 文子 | | | | 多目的ホール | 石原 深雪 | | | | 539教室 | 竹内 雅明 | | | | 第3体育館 | | | | | |
| | | | | 629教室 | 二宮 孝行 | | | | 538教室 | 吉田 修大 | | | | 736教室 | | | | | |
| | | | | 野球場 | 杉浦 智光 | | | | 722教室 | 黒澤 直子 | | | | | | | | | |
| | | | | 第2体育館 | 永井 秀岳 | | | | 723教室 | 吉田 真知子 | | | | | | | | | |
| 3 | スCD(男子)・ス(女子) | 3 | 生涯スポーツ指導演習(体づくり運動) | 増山 尚美 | 第1体育館 | スA・健(ス健) | 2 | キャリアデザインⅡ(後半:6/10~) | 杉浦 智光 | 722教室 | スC(男子)・健(ス健)(男子) | 1 | 生涯スポーツ(陸上競技) | 北風 沙織 | 陸上競技場 | | | | |
| 渡部 峻 | | | | 野球場 | 永井 秀岳 | | | | 723教室 | 仁井 有介 | | | | アリーナ研修教室 | | | | | |
| 吉田 竜平 | | | | 721教室 | 樋原 智恵 | | | | 332教室 | 竹内 雅明 | | | | 第3体育館 | | | | | |
| | | | | | 本村 規子 | | | | 628教室 | 吉田 修大 | | | | 736教室 | | | | | |
| | | | | | 荒川 巖 | | | | 822教室 | 黒澤 直子 | | | | | | | | | |
| | | | | | 久野 真知子 | | | | 735教室 | 吉田 竜平 | | | | | | | | | |
| | | | | | 吉田 真 | | | | AT演習室 | 井出 幸二郎 | | | | 第1トレーニング室 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 上田 知行 | | | | 第2多目的室 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 藤原 信介 | | | | 多目的ホール | | | | | |
| | | | | | | | | | | 松田 光史 | | | | 第2トレーニング室 | | | | | |
| 4 | ス(女子) | 4 | 健康福祉専門職演習Ⅰ | 吉田 竜平 | 721教室 | スB | 2 | キャリアデザインⅡ(後半:6/10~) | 杉浦 智光 | 722教室 | スCD | 2 | トレーニング演習 | 井出 幸二郎 | 第1トレーニング室 | | | | |
| | | | | | 永井 秀岳 | | | | 723教室 | 上田 知行 | | | | 第2多目的室 | | | | | |
| | | | | | 樋原 智恵 | | | | 332教室 | 藤原 信介 | | | | 多目的ホール | | | | | |
| | | | | | 本村 規子 | | | | 628教室 | 松田 光史 | | | | 第2トレーニング室 | | | | | |
| | | | | | 荒川 巖 | | | | 822教室 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 久野 真知子 | | | | 735教室 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 吉田 真 | | | | AT演習室 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | スB・健(ス健) | 1 | 生涯スポーツ(エアロビクス) | 是枝 亮 | 多目的ホール | スAB | 1 | 基礎教育セミナーⅠ | 枠外右に記載 | 332教室 | ス・健(ス健)(女子) | 1 | 生涯スポーツ(エアロビクス) | 是枝 亮 | 多目的ホール | | | | |
| 大宮 真一 | | | | 734教室 | 541ゼミ室・730情報スタジオ | | | | | 北風 沙織 | | | | アリーナ研修教室 | | | | | |
| 北風 沙織 | | | | アリーナ研修教室 | 647ゼミ室・704ゼミ室 | | | | | 今 竜一 | | | | 723教室 | | | | | |
| 今 竜一 | | | | 723教室 | 707ゼミ室・721教室 | | | | | 吉田 修大 | | | | 732教室 | | | | | |
| 吉田 修大 | | | | 732教室 | 732教室・820ゼミ室 | | | | | 植田 俊 | | | | 332教室 | | | | | |
| 植田 俊 | | | | 332教室 | 821ゼミ室・アリーナ研修教室 | | | | | 渡部 峻 | | | | 野球場 | | | | | |
| 渡部 峻 | | | | 野球場 | 横 洋一 | | | | 528情報スタジオ | 第1体育館 | | | | | | | | | |
| 花井 篤子 | | | | プール | C.B.サイモンズ | | | | 136教室 | 第1体育館 | | | | | | | | | |
| 高屋敷 亨子 | | | | 736教室 | 枠外右に記載 | | | | 210ゼミ室 | 第2体育館 | | | | | | | | | |
| 長谷川 あい | | | | 721教室 | 537ゼミ室 | | | | | 第3体育館 | | | | | | | | | |
| 森下 義垂 | 735教室 | 701ゼミ室 | | 第1被服実習室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ス(女子)・健(ス健)(女子) | 1 | 生涯スポーツ(陸上競技) | 北風 沙織 | アリーナ研修教室 | スC | 1 | 情報機器操作Ⅰ | 横 洋一 | 528情報スタジオ | スD | 1 | 英語コミュニケーションⅠ | C.B.サイモンズ | 136教室 | | | | |
| 今 竜一 | | | | 723教室 | 横 洋一 | | | | 528情報スタジオ | 健 | | | | 1 | 基礎教育セミナーⅠ(一部集中講義) | 枠外右に記載 | 210ゼミ室 | | |
| 吉田 修大 | | | | 732教室 | C.B.サイモンズ | | | | 136教室 | 537ゼミ室 | | | | | | | | | |
| 植田 俊 | | | | 332教室 | 701ゼミ室 | | | | | 703ゼミ室 | | | | | | | | | |
| 渡部 峻 | | | | 野球場 | 725ゼミ室 | | | | | 725ゼミ室 | | | | | | | | | |
| 花井 篤子 | | | | プール | 811ゼミ室 | | | | | 722教室 | | | | | | | | | |
| 高屋敷 亨子 | | | | 736教室 | 722教室 | | | | | 竹内 典彦 | | | | | | 628教室 | | | |
| 長谷川 あい | | | | 721教室 | 722教室 | | | | | へな フォットネット | | | | | | 129教室 | | | |
| 森下 義垂 | | | | 735教室 | 722教室 | | | | | 山本 亮自 | | | | | | 538教室 | | | |
| | | | | | 722教室 | | | | | 松澤 衛 | | | | | | 527情報スタジオ | | | |
| | | 722教室 | | 永谷 稔 | 734教室 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 722教室 | | 本村 規子 | 649教室 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ス(女子)・健(ス健)(女子) | 1 | 生涯スポーツ(エアロビクス) | 是枝 亮 | 多目的ホール | スA | 1 | 英語コミュニケーションⅠ | C.B.サイモンズ | 136教室 | スA(男子)・健(ス健)(男子) | 1 | 生涯スポーツ(陸上競技) | 北風 沙織 | 陸上競技場 | | | | |
| 吉田 竜平 | | | | 734教室 | 横 洋一 | | | | 528情報スタジオ | 仁井 有介 | | | | アリーナ研修教室 | | | | | |
| 吉田 真 | | | | 331教室 | 枠外右に記載 | | | | 332教室 | 花井 篤子 | | | | プール | | | | | |
| 吉田 昌弘 | | | | AT演習室 | 541ゼミ室・542ゼミ室 | | | | | 稲山 敬太 | | | | 136教室 | | | | | |
| 菊地 はるひ | | | | 722教室 | 730情報スタジオ・647ゼミ室 | | | | | 高屋敷 亨子 | | | | | | | | | |
| 畠中 智志 | | | | | 703ゼミ室・704ゼミ室 | | | | | 中村 恵 | | | | | | | | | |
| 大宮 真一 | | | | | 724教室・725ゼミ室 | | | | | 竹内 雅明 | | | | 第3体育館 | | | | | |
| 竹内 雅明 | | | | | 820ゼミ室・821ゼミ室 | | | | | 高橋 銀司 | | | | 321教室 | | | | | |
| 永谷 稔 | | | | | アリーナ研修教室 | | | | | 杉岡 品子 | | | | 332教室 | | | | | |
| 廣田 修平 | | | | | 吉田 修大 | | | | 734教室 | 梶 晴美 | | | | 732教室 | | | | | |
| 横山 茜理 | | 小田 史郎 | 734教室 | 多賀 健 | サッカーグラウンド | | | | | | | | | | | | | | |
| 渡部 峻 | | 川森 功偉 | 733教室 | 第1体育館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政氏 伸夫 | 731教室 | 田 光子 | 649教室 | 第2体育館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高橋 和明 | 103教室 | 田 恩雅 | 545情報スタジオ | 629教室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鍋島 ゆかり | 628教室 | ニコラ ジェコンデ | 101教室 | 721教室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調理実習室 | | 岡元 敦司 | 322教室 | 介護実習室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今 竜一 | 322教室 | 湯浅 大吾 | 844教室 | 724教室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブル | 第1体育館 | 石塚 誠之 | 538教室 | 725ゼミ室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上田 知行 | 736教室 | 佐藤 至英 | 722教室 | 733教室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高田 真吾 | | 杉浦 智光 | 722教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八巻 貴穂 | 724教室 | 永井 秀岳 | 723教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 干場 有理子 | | 樋原 智恵 | 733教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前田 顕 | | 本村 規子 | 629教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 黒澤 直子 | 735教室 | 森 靖明 | 736教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 竹田 千春 | 731教室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ス・健 | 2 | 体育原理 | 白川 敦 | 722教室 | 健(発展) | 1 | 生活の中の介護福祉 | 福島 義典 | 722教室 | 健・ス | 1・4 | 介護予防論 | 小坂井 留美 | 721教室 | | | | |
| 健(社)・心 | | | | 3 | 障害者福祉 | | | | 近藤 尚也 | 734教室 | | | | 山田 亮 | 129教室 | 上田 知行 | | | |
| ス(ト)・健 | | | | | | | | | 3 | 運動処方 | | | | 小田 史郎 | 135教室 | 小田 史郎 | | | |
| ス・健 | | | | | | | | | | | | | | 4 | 運動処方演習 | 上田 知行 | 第3トレーニング室 | 小田 史郎 | 733教室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 沖田 孝一 | 102教室 | 小坂井 留美 | 736教室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 小坂井 留美 | 736教室 | 八巻 貴穂 | 731教室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 八巻 貴穂 | 731教室 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | ス・健(ス健) | 1 | 基礎解剖学 | 高田 真吾 | - | 健(免履) | 1 | 精神保健 | 杉岡 品子 | - | ス・健(ス健) | 2 | スポーツ医学基礎 | 杉岡 品子 | - | | | | |
| 永谷 稔 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉田 昌弘 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| 竹田 唯史 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科別に 割った 遠隔 授業 | ス・健(ス健) | 1 | 基礎解剖学 | 高田 真吾 | - | 健(免履) | 1 | 精神保健 | 杉岡 品子 | - | ス・健(ス健) | 2 | スポーツ医学基礎 | 杉岡 品子 | - | | | | |
| 永谷 稔 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉田 昌弘 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| 竹田 唯史 | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和7年度前期 北翔大学 生涯スポーツ学部 授業時間割表

| 木曜日 | | | | | 金曜日 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|------------|-----------------|-------|----------|------|------------------|---------|----------|---------|-------|-------------|--------|-------|-------|---|--------------|-------|-------|
| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | | | | | | | | | | |
| 9:00 ~ 10:30 | 1 | スA(男子) | 生涯スポーツ(バドミントン) | 三上 裕司 | 第3体育館 | ス・健 | 1 | スポーツ運動学 | 廣田 修平 | 332教室 | | | | | | | | | |
| | | スB(男子) | 生涯スポーツ(陸上競技) | 北風 沙織 | 陸上競技場 | | | 健 | 1 | 介護の基本 I | 本間 美幸 | 724教室 | | | | | | | |
| | スC(健・ス健) | 1 | 生涯スポーツ(エアロビック) | 仁井 有介 | アリーナ研修教室 | ス(ト) | 2 | スポーツ解剖学 | 浅野 美奈子 | 331教室 | | | | | | | | | |
| | | | 生涯スポーツ(水泳・水中運動) | 是枝 亮 | 多目的ホール | | | | 橋本 抄苗 | | | | | | | | | | |
| 健(社) ス ス(教) | 1 | 児童・家庭福祉 | 花井 篤子 | 103教室 | ス | 3 | 野外教育指導演習(一部集中講義) | 吉田 真 | 第1多目的室 | | | | | | | | | | |
| | 3 | 衛生学及び公衆衛生学 | 小松 留美子 | 724教室 | | | | 坂谷 充 | アリーナ研修教室 | | | | | | | | | | |
| | 4 | 肢体不自由教育 II | 佐々木 浩子 | 332教室 | | | | 本村 明夏 | 第1体育館 | | | | | | | | | | |
| | 4 | 肢体不自由教育 II | 上林 宏文 | 649教室 | | | | 安原 政志 | 第1体育館 | | | | | | | | | | |
| ス(教) | 3 | 肢体不自由教育 I | 野戸谷 睦 | 722教室 | ス(教) | 3 | 介護技術演習IV | 笹木 笑子 | 介護実習室 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 健(介護) | 3 | 青少年学習コーチング論 | 五十嵐 克成 | 103教室 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 健(介護) | 4 | 医療的ケア演習(1/3) | 竹内 美幸 | 介護実習室 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

前期

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|----|----|-----------|--------|
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 井出 幸二郎 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 上田 知行 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 飯中 智志 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 大宮 真一 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 沖田 孝一 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 川瀬 雅之 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 川西 正志 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 菊地 はるひ |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 黒田 裕太 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 小峯 秋二 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 今 竜一 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 坂谷 充 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 高田 真吾 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 森 晴明 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 竹内 雅明 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 立田 祐子 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 永谷 稔 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 野戸谷 睦 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 花井 篤子 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 廣田 修平 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 増山 尚美 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 森 晴明 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 山本 敬三 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 横山 麗理 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 吉田 真 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 吉田 昌弘 |
| ス | 1 | 基礎教育セミナーI | 渡部 峻 |

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|----|----|-----------|--------|
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 小田 史郎 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 堀 晴美 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 川森 功偉 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 黒澤 直子 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 小坂井 留美 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 杉岡 品子 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 竹内 美幸 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 竹田 唯史 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 竹田 千春 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 久野 真知子 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 八巻 貴穂 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 吉田 修大 |
| 健 | 1 | 基礎教育セミナーI | 吉田 竜平 |

集中講義

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|------|----|------------------|--------|
| 健(社) | 1 | 日本語 | 田 光子 |
| ス(健) | 2 | 健康体育(実技を含む) | 小峯 秋二 |
| ス(健) | 2 | 健康体育(実技を含む)(2/2) | 山田 亮 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 渡邊 耕太 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 廣瀬 聡明 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 黒田 裕太 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 小峯 秋二 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 今 竜一 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 坂谷 充 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 高田 真吾 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 森 晴明 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 竹内 雅明 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 立田 祐子 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 永谷 稔 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 野戸谷 睦 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 花井 篤子 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 廣田 修平 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 増山 尚美 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 森 晴明 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 山本 敬三 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 横山 麗理 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 吉田 真 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 吉田 昌弘 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 渡部 峻 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 黒澤 直子 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 小坂井 留美 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 杉岡 品子 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 竹内 美幸 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 竹田 唯史 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 竹田 千春 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 久野 真知子 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 八巻 貴穂 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 吉田 修大 |
| ス(健) | 2 | スポーツ整形外科学 | 吉田 竜平 |

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|----|----|---------|--------|
| ス | 4 | 専門演習III | 井出 幸二郎 |
| ス | 4 | 専門演習III | 上田 知行 |
| ス | 4 | 専門演習III | 飯中 智志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 大宮 真一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 沖田 孝一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川瀬 雅之 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川西 正志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 菊地 はるひ |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒田 裕太 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小峯 秋二 |
| ス | 4 | 専門演習III | 今 竜一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 坂谷 充 |
| ス | 4 | 専門演習III | 高田 真吾 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 雅明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 立田 祐子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 永谷 稔 |
| ス | 4 | 専門演習III | 野戸谷 睦 |
| ス | 4 | 専門演習III | 花井 篤子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 廣田 修平 |
| ス | 4 | 専門演習III | 増山 尚美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 山本 敬三 |
| ス | 4 | 専門演習III | 横山 麗理 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 真 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 昌弘 |
| ス | 4 | 専門演習III | 渡部 峻 |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒澤 直子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小坂井 留美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 杉岡 品子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 美幸 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 唯史 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 千春 |
| ス | 4 | 専門演習III | 久野 真知子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 八巻 貴穂 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 修大 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 竜平 |

後期

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|------|----|-------------|--------|
| ス | 3 | (通)インターンシップ | 菊地 はるひ |
| ス(健) | 3 | (通)社会教育実習 | 川森 功偉 |
| ス | 3 | 専門演習I | 井出 幸二郎 |
| ス | 3 | 専門演習I | 上田 知行 |
| ス | 3 | 専門演習I | 飯中 智志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 大宮 真一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 沖田 孝一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川瀬 雅之 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川西 正志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 菊地 はるひ |
| ス | 3 | 専門演習I | 黒田 裕太 |
| ス | 3 | 専門演習I | 小峯 秋二 |
| ス | 3 | 専門演習I | 今 竜一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 坂谷 充 |
| ス | 3 | 専門演習I | 高田 真吾 |
| ス | 3 | 専門演習I | 森 晴明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹内 雅明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 立田 祐子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 永谷 稔 |
| ス | 3 | 専門演習I | 野戸谷 睦 |
| ス | 3 | 専門演習I | 花井 篤子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 廣田 修平 |
| ス | 3 | 専門演習I | 増山 尚美 |
| ス | 3 | 専門演習I | 森 晴明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 山本 敬三 |
| ス | 3 | 専門演習I | 横山 麗理 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 真 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 昌弘 |
| ス | 3 | 専門演習I | 渡部 峻 |
| ス | 3 | 専門演習I | 黒澤 直子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 小坂井 留美 |
| ス | 3 | 専門演習I | 杉岡 品子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹内 美幸 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹田 唯史 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹田 千春 |
| ス | 3 | 専門演習I | 久野 真知子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 八巻 貴穂 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 修大 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 竜平 |

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|----|----|---------|--------|
| ス | 4 | 専門演習III | 井出 幸二郎 |
| ス | 4 | 専門演習III | 上田 知行 |
| ス | 4 | 専門演習III | 飯中 智志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 大宮 真一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 沖田 孝一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川瀬 雅之 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川西 正志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 菊地 はるひ |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒田 裕太 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小峯 秋二 |
| ス | 4 | 専門演習III | 今 竜一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 坂谷 充 |
| ス | 4 | 専門演習III | 高田 真吾 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 雅明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 立田 祐子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 永谷 稔 |
| ス | 4 | 専門演習III | 野戸谷 睦 |
| ス | 4 | 専門演習III | 花井 篤子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 廣田 修平 |
| ス | 4 | 専門演習III | 増山 尚美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 山本 敬三 |
| ス | 4 | 専門演習III | 横山 麗理 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 真 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 昌弘 |
| ス | 4 | 専門演習III | 渡部 峻 |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒澤 直子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小坂井 留美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 杉岡 品子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 美幸 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 唯史 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 千春 |
| ス | 4 | 専門演習III | 久野 真知子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 八巻 貴穂 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 修大 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 竜平 |

後期

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|------|----|-------------|--------|
| ス | 3 | (通)インターンシップ | 菊地 はるひ |
| ス(健) | 3 | (通)社会教育実習 | 川森 功偉 |
| ス | 3 | 専門演習I | 井出 幸二郎 |
| ス | 3 | 専門演習I | 上田 知行 |
| ス | 3 | 専門演習I | 飯中 智志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 大宮 真一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 沖田 孝一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川瀬 雅之 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川西 正志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 菊地 はるひ |
| ス | 3 | 専門演習I | 黒田 裕太 |
| ス | 3 | 専門演習I | 小峯 秋二 |
| ス | 3 | 専門演習I | 今 竜一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 坂谷 充 |
| ス | 3 | 専門演習I | 高田 真吾 |
| ス | 3 | 専門演習I | 森 晴明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹内 雅明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 立田 祐子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 永谷 稔 |
| ス | 3 | 専門演習I | 野戸谷 睦 |
| ス | 3 | 専門演習I | 花井 篤子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 廣田 修平 |
| ス | 3 | 専門演習I | 増山 尚美 |
| ス | 3 | 専門演習I | 森 晴明 |
| ス | 3 | 専門演習I | 山本 敬三 |
| ス | 3 | 専門演習I | 横山 麗理 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 真 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 昌弘 |
| ス | 3 | 専門演習I | 渡部 峻 |
| ス | 3 | 専門演習I | 黒澤 直子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 小坂井 留美 |
| ス | 3 | 専門演習I | 杉岡 品子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹内 美幸 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹田 唯史 |
| ス | 3 | 専門演習I | 竹田 千春 |
| ス | 3 | 専門演習I | 久野 真知子 |
| ス | 3 | 専門演習I | 八巻 貴穂 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 修大 |
| ス | 3 | 専門演習I | 吉田 竜平 |

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|----|----|---------|--------|
| ス | 4 | 専門演習III | 井出 幸二郎 |
| ス | 4 | 専門演習III | 上田 知行 |
| ス | 4 | 専門演習III | 飯中 智志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 大宮 真一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 沖田 孝一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川瀬 雅之 |
| ス | 4 | 専門演習III | 川西 正志 |
| ス | 4 | 専門演習III | 菊地 はるひ |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒田 裕太 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小峯 秋二 |
| ス | 4 | 専門演習III | 今 竜一 |
| ス | 4 | 専門演習III | 坂谷 充 |
| ス | 4 | 専門演習III | 高田 真吾 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 雅明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 立田 祐子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 永谷 稔 |
| ス | 4 | 専門演習III | 野戸谷 睦 |
| ス | 4 | 専門演習III | 花井 篤子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 廣田 修平 |
| ス | 4 | 専門演習III | 増山 尚美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 森 晴明 |
| ス | 4 | 専門演習III | 山本 敬三 |
| ス | 4 | 専門演習III | 横山 麗理 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 真 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 昌弘 |
| ス | 4 | 専門演習III | 渡部 峻 |
| ス | 4 | 専門演習III | 黒澤 直子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 小坂井 留美 |
| ス | 4 | 専門演習III | 杉岡 品子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹内 美幸 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 唯史 |
| ス | 4 | 専門演習III | 竹田 千春 |
| ス | 4 | 専門演習III | 久野 真知子 |
| ス | 4 | 専門演習III | 八巻 貴穂 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 修大 |
| ス | 4 | 専門演習III | 吉田 竜平 |

後期

| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 |
|------|----|-------------|--------|
| ス | 3 | (通)インターンシップ | 菊地 はるひ |
| ス(健) | 3 | (通)社会教育実習 | 川森 功偉 |
| ス | 3 | 専門演習I | 井出 幸二郎 |
| ス | 3 | 専門演習I | 上田 知行 |
| ス | 3 | 専門演習I | 飯中 智志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 大宮 真一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 沖田 孝一 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川瀬 雅之 |
| ス | 3 | 専門演習I | 川西 正志 |
| ス | 3 | 専門演習I | 菊地 はるひ |
| ス | 3 | 専門演習I | 黒田 裕太 |
| | | | |

令和7年度後学期 北翔大学 生涯スポーツ学部 授業時間割表

[時間割科目名欄表記注意事項] (教): 教職に関する科目(別途教職課程履修費が必要) (通): 通年科目 「1/2/2/2...等」: 複数時間展開科目

| 月曜日 | | | | | 火曜日 | | | | | 水曜日 | | | | | | | |
|--------------------------|---------------|------------------|------------------|--------------------|-----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|--------------------|-----------|------------------------|------------------|--------------------|------------------------|------------------|-------------------|
| 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | 学科 | 学年 | 科目名 | 教員名 | 教室 | | | |
| 1 9:00 ~ 10:30 | ス・健 | 1 生涯学習概論Ⅱ | 尾山 清龍 | 332教室 | ス(ト) | 1 アスレティックトレーナー概論 | 吉田 真 | 822教室 | スA(男子) | 1 生涯スポーツ(バレーボール) | 永谷 稔 | 第1体育館 | ス(健) | 1 健康運動実践論 | 小田 史郎 | 721教室 | |
| | | 2 北海道の文化 | 舟山 直治 | 822教室 | | 健① | 1 情報機器操作Ⅱ | 大関 慎 | | 740情報スタジオ | 健(社) | 1 ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅱ | | 片山 寛信 | 731教室 | | |
| | ス・健 | 2 健康運動指導演習 | 大宮 真一 | 103教室 | ス・健・教・芸・心 | 2 現代生活と地球 | 横山 光 | 629教室 | ス | 2 生涯スポーツ(冬季スポーツ) | 竹田 唯史 | 722教室 | ス① | 2 生涯スポーツ(冬季スポーツ) | 小田 史郎 | PALグラウンド | |
| | | 陸上競技場 | 増山 尚美 | 731教室 | | ス・健・教・芸・心 | 2 現代生活と環境科学 | 佐々木 浩子 | | 733教室 | スAB | 3 生涯スポーツ指導演習(ダンス) | | 増山 尚美 | 第2体育館 | スAB | 3 生涯スポーツ指導演習(ダンス) |
| ス(教) | 3 | 特別支援教育実習事前指導 | 野戸谷 睦 | 629教室 | ス・健 | 3 キャリア演習Ⅱ(後半:11/25~) | 永井 秀岳 | 332教室 | スC | 3 生涯スポーツ指導演習(武道) | 小山 尋明 | 第1多目的室 | 健(発展) | 3 高齢社会の街づくり | 佐藤 克之 | 723教室 | |
| | | | 瀧澤 聡 | 立田 祐子 | | 松井 由紀夫 | 渡部 峻 | 322教室 | | 黒田 裕太 | 上野 智也 | 黒澤 直子 | | 736教室 | | | |
| 2 10:40 ~ 12:10 | ス・健(ス健) | 1 コーチ学 | 大宮 真一 | 332教室 | ス・健・教・芸・心 | 1 数学入門(前半:9/30~) | 松澤 衛 | 103教室 | スC(男子)・健(ス健)(男子) | 1 生涯スポーツ(バレーボール) | 永谷 稔 | 第1体育館 | ス② | 2 生涯スポーツ(冬季スポーツ) | 小田 史郎 | PALグラウンド | |
| | | 2 救急処置 | 吉田 真 | 822教室 | | ス・健・教・芸・心 | 2 就業力特別講義Ⅰ(後半:11/25~) | 松澤 衛 | | 103教室 | スA | 2 生涯スポーツ指導演習(器械運動) | | 松本 裕也 | ジムナスホール | スCD | 3 生涯スポーツ指導演習(ダンス) |
| | スC | 2 | 生涯スポーツ指導演習(器械運動) | 廣田 修平 | ジムナスホール | | ス・健・教・芸・心 | 2 就業力特別講義Ⅰ(後半:11/25~) | 小山 誠南 | 332教室 | | スB | 3 生涯スポーツ指導演習(武道) | 小山 尋明 | 第1多目的室 | | 健(介護) |
| | | | | 2 ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 大友 芳恵 | 735教室 | | | 荒川 巖 | 822教室 | 菅原 和良 | | 538教室 | 佐藤 至英 | 136教室 | 竹田 千春 | |
| ス | 4 | (教)教職実践演習(中・高) | 今 竜一 | 545情報スタジオ | ス・健 | 2 アスリート論 | 高田 真吾 | 722教室 | 健(社) | 3 (通)ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 黒澤 直子 | 735教室 | 健(社) | 3 (通)ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 吉田 竜平 | 736教室 | |
| | | | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | | | 山田 潮 | 539教室 | | 横山 茜理 | 723教室 | 久野 真知子 | | 721教室 | | | |
| 3 13:10 ~ 14:40 | スA | 1 英語コミュニケーションⅡ | C.B.サイモンズ | 103教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 菊地 はるひ | 多目的ホール | スC | 1 英語コミュニケーションⅡ | C.B.サイモンズ | 136教室 | ス(健) | 1 トレーニング論 | 山本 敬美 | 332教室 | |
| | | 2 社会福祉調査の基礎 | 森下 義亜 | 733教室 | | | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | | | 花井 篤子 | プール | | | 健 | 1 基礎教育セミナーⅡ | 松外右に記載 |
| | スB(男子)・スB(女子) | 2 | 体力測定評価 | 上田 知行 | 332教室 | ス・健 | | | 3 就業力特別演習Ⅰ | 瀧澤 聡 | 732教室 | ス(発展) | 2 スポーツ栄養学 | 黒田 裕太 | | | 135教室 |
| | | | | 2 生涯スポーツ指導演習(器械運動) | 廣田 修平 | | ジムナスホール | ス・健 | | 3 就業力特別演習Ⅰ | 菅原 和良 | | | 538教室 | スD | 3 生涯スポーツ指導演習(武道) | 黒澤 直子 |
| スD | 2 | 生涯スポーツ指導演習(器械運動) | 森下 義亜 | 733教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 吉田 昌弘 | | 721教室 | | スC | 1 英語コミュニケーションⅡ | C.B.サイモンズ | 136教室 | | | 健(社) |
| | | | 2 社会福祉調査の基礎 | 森下 義亜 | | | 733教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 渡部 峻 | | | 733教室 | 健(社) | 1 基礎教育セミナーⅡ | 松外右に記載 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 是枝 亮 | | | 第2多目的室 | ス(健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | 健(社) |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スB | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 永井 秀岳 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スA・健(ス健) |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スB | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 永井 秀岳 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | | | 629教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | | | 629教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | | | 629教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | | | 629教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | | | 723教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | | | 629教室 | スD |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スD | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 本村 規子 | |
| ス | 3 | (教)教育実習事前指導 | 川瀬 雅之 | 730情報スタジオ | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 大宮 真一 | | | 731教室 | スA・健(ス健) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 杉浦 智光 | | | 322教室 | スB |
| | | | 2 生活学概論 | 鍋島 ゆかり | | | 731教室 | ス・健 | 3 就業力特別演習Ⅰ | 黒澤 直子 | | | 736教室 | スC・健(社) | 2 キャリアデザインⅢ(後半:11/25~) | 穂原 智恵 | |

学術雑誌一覧

| No. | タイトル |
|-----|---|
| 冊子 | |
| 1 | Cycle sports |
| 2 | サッカークリニック |
| 3 | 女子体育 |
| 4 | Swimming magazine = スイミングマガジン |
| 5 | ソフトテニス・マガジン |
| 6 | 体育科教育 |
| 7 | 体育学研究 |
| 8 | 体育の科学 |
| 9 | 卓球王国 |
| 10 | たのしい体育・スポーツ |
| 11 | Journal of training science for exercise and sport : トレーニング科学 |
| 12 | Number : sports graphic |
| 13 | 月刊バスケットボール |
| 14 | Badminton magazine = バドミントンマガジン |
| 15 | Volleyball = 月刊バレーボール |
| 16 | Baseball clinic = ベースボールクリニック |
| 17 | 山と溪谷 |
| 18 | ラグビーマガジン |
| 19 | 陸上競技研究 |
| 20 | 陸上競技マガジン |
| 21 | 臨床スポーツ医学 |
| 22 | ワールドサッカーダイジェスト |
| 23 | スポーツ社会学研究 |
| 24 | スポーツマネジメント研究 |
| 25 | ウォーキング研究 |
| 26 | JATI express : 日本トレーニング指導者協会機関誌 |
| 27 | スポーツ人類学研究 |
| 28 | 体力研究 |
| 29 | バスケットボール研究 |
| 30 | 野外教育研究 |
| 31 | TASC monthly |
| 32 | 医療と福祉 |
| 33 | 栄養と料理 |
| 34 | 言語聴覚研究 |
| 35 | 公衆衛生 |
| 36 | 厚生指標 |
| 37 | 思春期学 |
| 38 | 小児看護 |
| 39 | 談 : speak, talk and think |
| 40 | 日本公衆衛生雑誌 |
| 41 | 発達障害研究 |
| 42 | NHK社会福祉セミナー |
| 43 | おはよう21 |
| 44 | カイゴのチカラ |
| 45 | 切抜き速報. 福祉ニュース. 高齢福祉編 |
| 46 | 切抜き速報. 福祉ニュース. 障害福祉編 |
| 47 | 月刊福祉 |
| 48 | 社会事業史研究 |
| 49 | 社会福祉学 |
| 50 | 社会福祉研究 |
| 51 | 地域福祉情報 |
| 52 | 貧困研究 |
| 53 | The big issue |

| No. | タイトル |
|-----------------|--|
| 54 | 福祉介護テクノプラス |
| 55 | 福祉社会学研究 |
| 56 | 季刊福祉労働 |
| 57 | 月刊ゆたかなくらし |
| 58 | 老年社会科学 |
| 電子ジャーナル | |
| 1 | Age and Ageing |
| 2 | American Journal of Sports Medicine |
| 3 | American Medical Association Site License (JAMA) |
| 4 | British journal of sports medicine |
| 5 | Gait & Posture |
| 6 | International Journal of Sports Medicine |
| 7 | Journal of Applied Physiology |
| 8 | Journal of Orthopaedic & Sports Physical Therapy (JOSPT) |
| 9 | Journal of Science and Medicine in Sport |
| 10 | Journal of Sports Medicine and Physical Fitness |
| 11 | Journal of Sports Sciences |
| 12 | Journal of Strength and Conditioning Research |
| 13 | Journals of Gerontology: Series A |
| 14 | Journals of Gerontology: Series B |
| 15 | Laterality |
| 16 | Medicine & Science in Sports & Exercise |
| 17 | Scandinavian Journal of Medicine & Science in Sports |
| 18 | Science & Medicine in Football |
| 19 | Sports Biomechanics |
| 20 | Sports Health |
| 21 | Sports Medicine |
| 電子ジャーナル パッケージ契約 | |
| 1 | メディカルオンライン (1648種) |
| 2 | MEDLINE with Full Text (1229種) |
| 3 | SPORTDiscus with Full Text (765種) |
| 4 | SpringerLink Value Collection (2197種) |

学校法人北翔大学 管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）寄附行為第3条に規定する目的を達成するために、組織を明確に定め、その管理運営の適正を期することを目的とする。

(基本)

第2条 この法人の管理運営に関しては、理事・監事及び職員はすべて、法令・寄附行為・就業規則その他別段の定めがある場合のほか、この規程の定めを遵守しなければならない。

第2章 理事会・評議員会及び委員会

(理事会・評議員会)

第3条 寄附行為第17条及び第41条に定める理事会及び評議員会について、その開催の時期及び主要な議案は別表の定めるところによる。

(常勤理事会)

第4条 この法人に、法人が設置する北翔大学大学院、北翔大学（以下併せて「大学」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学」という。）の業務の円滑な運営を図るため、寄附行為第21条に定める常勤理事会を設置する。

2 常勤理事会の運営については、別に定める。

(専門委員会)

第5条 理事会は特定事項を検討するため、必要に応じ諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織・運営等は、別に定める専門委員会規程による。

第3章 顧問

(顧問)

第6条 法人と設置校に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 法人の顧問は、法人全体の管理運営に係る事項について、求めに応じ相談・助言を与える。

3 設置校の顧問は、当該設置校の教学に係わる事項について、求めに応じ相談・助言を与える。

4 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第4章 身分・職制及び任務

(身分)

第7条 職員の身分を次のとおり定める。

- (1) 教育職員
教授・准教授・講師・助手
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員

(職制)

第8条 職員の職制を次のとおり定める。

- (1) 教育職員
学長、副学長、研究科長、専攻主任、学部長、学科長、館長、センター長、所長、
オフィス長、副館長、副センター長、副所長
- (2) 事務及び技術職員
内部監査室長、事務局長、事務局次長、部長、副部長、課長、主幹、主査

(兼務)

第9条 職員の身分及び職制については、業務上の必要により兼務を命ずることができる。

(教育職員の任務)

第10条 教育職員は、法人の定める教育方針に従い学生の教育に従事するとともに、それぞれの職務及び学務を分掌する。

- 2 教育職員は、前項の任務を遂行するに当たって、その効果をあげるために常に研修に努めなければならない。また、法人はその機会を十分に与えなければならない。

(事務及び技術職員の任務)

第11条 事務及び技術職員は、法人の定める教育方針に基づく教育が円滑に行われるよう管理者の命を受け事務又は労務に従事する。

- 2 内部監査室長の任務は、別に定める。
- 3 事務及び技術職員は、任務を遂行するに当たって、研修に努めなければならない。また、法人はその機会を十分に与えなければならない。

(教育職員と事務及び技術職員の連携及び協働)

第12条 法人は、設置校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該設置校の教育職員と事務及び技術職員との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第5章 教育職員の職制及び職務

(学長)

第13条 大学及び短期大学の学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 大学及び短期大学の学長の選任については、理事会が別に定める「北翔大学学長・北

翔大学短期大学部学長選考規程」による。

3 大学及び短期大学の学長の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。

(副学長)

第14条 大学及び短期大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、学長の推薦により理事会の承認を経て、理事長が任命する。

4 副学長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(大学に関わる職制)

第15条 大学には、研究科長、学部長、学科長を置き、教授若しくは准教授をあてる。

2 研究科長、学部長及び学科長の選定・任期等に関する事項は、別に定める。

3 研究科に専攻主任を置くことができる。専攻主任の選定・任期等に関する事項は、別に定める。

(短期大学に関わる職制)

第16条 短期大学には、学科長を置き、教授若しくは准教授をあてる。

2 学科長の選定・任期等に関する事項は、別に定める。

3 短期大学に短期大学部長を置くことができる。短期大学部長の選定・任期等に関する事項は、前条第2項を準用する。

(大学及び短期大学の共通機関に関わる職制)

第17条 大学及び短期大学の共通機関である図書館に館長及び副館長、センターにセンター長及び副センター長、オフィスにオフィス長を置く。

2 前項の職制の選任、任期、及び職務等に関する事項は、別に定める。

第6章 事務組織

(内部監査室)

第18条 大学及び短期大学の監査を行うため、法人に内部監査室を置く。

2 内部監査室については、別に定める。

(事務局)

第19条 大学及び短期大学の事務を遂行するため事務局を置く。

(事務局の組織)

第20条 事務局に次の部及び室を置く。部には次の課を置く。

(1) 総務部 総務課・財務会計課・施設課

(2) 総合政策推進室

(3) スポーツ支援室

2 前項に定める部、室及び課には、必要に応じて担当を置くことができる。

(他の事務組織)

第21条 図書館及びセンターに当該事務を遂行するため、担当を置くことができる。

第7章 事務及び技術職員の職制及び職務

(事務局長)

第22条 大学及び短期大学の事務を統括するため、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事長及び学長の命を受け、大学・短期大学の事務を統括掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局長は、事務の円滑を図るため、研究科長、専攻主任、学部長、学科長、図書館長、センター長及びオフィス長等と相互に協力し、大学・短期大学全般の業務運営について調整に努めなければならない。
- 4 必要があると認められる場合は、理事長の命を受け法人固有の事務を統括するために、法人事務局長を置くことができる。

(事務局次長)

第23条 大学及び短期大学の事務組織に必要な応じ、事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務を整理する。
- 3 事務局次長は、その他特命事項を掌理する。

(部長)

第24条 第20条に規定する部及び室に部長を置くことができる。

- 2 第21条に規定する図書館及びセンターに部長(担当)を置くことができる。
- 3 所管業務の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 所管業務の業務計画の検討及び作成
 - (2) 所管業務の予算案の検討
 - (3) 所管業務についての提案、助言
 - (4) 所属職員の業務の指導並びにサービスの監督
 - (5) 所管業務組織に関する提案、助言
 - (6) 所管業務に関する規程の制定・改廃の立案
 - (7) 上司からの特命事項の処理
 - (8) 各センター・研究所・部との連絡調整
 - (9) その他必要な事項
- 4 必要があると認められる場合は、副部長を置くことができる。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐し事務を整理する。

(課長)

第25条 第20条第1項第1号に規定する課に課長を置く。

- 2 第20条第1項第2号・第3号に規定する室に課長を置くことができる
- 3 第21条に規定する図書館、センター及びオフィスに課長(担当)を置くことができる。
- 4 課長の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 所管業務の計画並びに予算案の立案
 - (2) 大学の方針に基づく所管業務の周知徹底

- (3) 所属職員の業務の指導並びにサービスの監督
- (4) 所管業務に関する提案並びに資料の提出
- (5) 上司からの特命事項の処理
- (6) 各センター担当・課との連絡調整
- (7) その他必要事項

(主幹・主査)

第26条 第18条から第21条に規定する事務組織に必要な応じ、主幹及び主査を置くことができる。

2 主幹の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定業務の事務
- (2) 所属職員の業務の指導並びにサービスの監督
- (3) 上司からの特命事項の処理

3 主査の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 担当業務についての事務
- (2) 上司からの特命事項の処理

第8章 補則

(運営企画会議)

第27条 学長は教学運営に関し、大学及び短期大学に共通する事項及び複数の組織・機関等の連携・調整等を必要とする事項について協議するための機関として、運営企画会議を置く。

2 運営企画会議については別に定める。

(特別の組織及び職制)

第28条 この規程に定める組織及び職制のほか、必要な応じ特別の組織又は職制を置くことができる。

(事務分掌)

第29条 この規程に定めるもののほか、事務分掌は別に定める。

(組織図)

第30条 法人の組織図を別表のとおり定める。

2 組織の英語名称表記を別表のとおり定める。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年2月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成2年11月8日から施行する。
- 4 この規程は、平成3年5月28日から施行する。
- 5 この規程は、平成4年12月18日から施行する。
- 6 この規程は、平成9年1月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成9年12月22日から施行する。
- 9 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の校名変更及び機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（大学院設置、大学、短期大学及び学院の機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 大学院、大学及び短期大学を「北海道浅井学園大学」と総称することができるものとする。

附 則（機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学部の校名変更及び機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（職制の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（寄附行為の変更及び内部監査室の設置に伴う改正）

- 1 この規程は、平成18年2月10日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則（職制の改正及び機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成18年5月30日から施行し、職制については平成18年4月1日から、機構改正については平成18年3月1日から適用する。

附 則（事務局機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成18年7月25日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則（職制の追加による改正）

- 1 この規程は、平成18年12月15日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則（大学・短期大学部の名称変更、法令改正による教員組織の見直し及び大学・短期大学事務局組織の改正に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の組織・機構改正に伴う改正）

この規程は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（副学長規定等の改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（大学改組に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成26年9月19日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則（学校教育法改正に伴う改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（IR室、運営企画会議の規定及び組織改正に係る別表の改正に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（大学設置基準等の改正に伴う改正）

この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（学長選考規程の制定・廃止に伴う改正）

この規程は、平成29年11月17日から施行し、平成29年9月15日から適用する。

附 則（理事会開催時期の改定及び議案の整理に伴う改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（事務組織改正に伴う改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（北方圏生涯スポーツ研究センターの北方圏生涯スポーツ研究所への変更、並びにスポーツ科学センターの設置に伴う改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（人間福祉学研究科から臨床心理学研究科への研究科名称変更に伴う改正）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 人間福祉学研究科は、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（私立学校法改正及び障がい学生支援室の名称変更に伴う改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

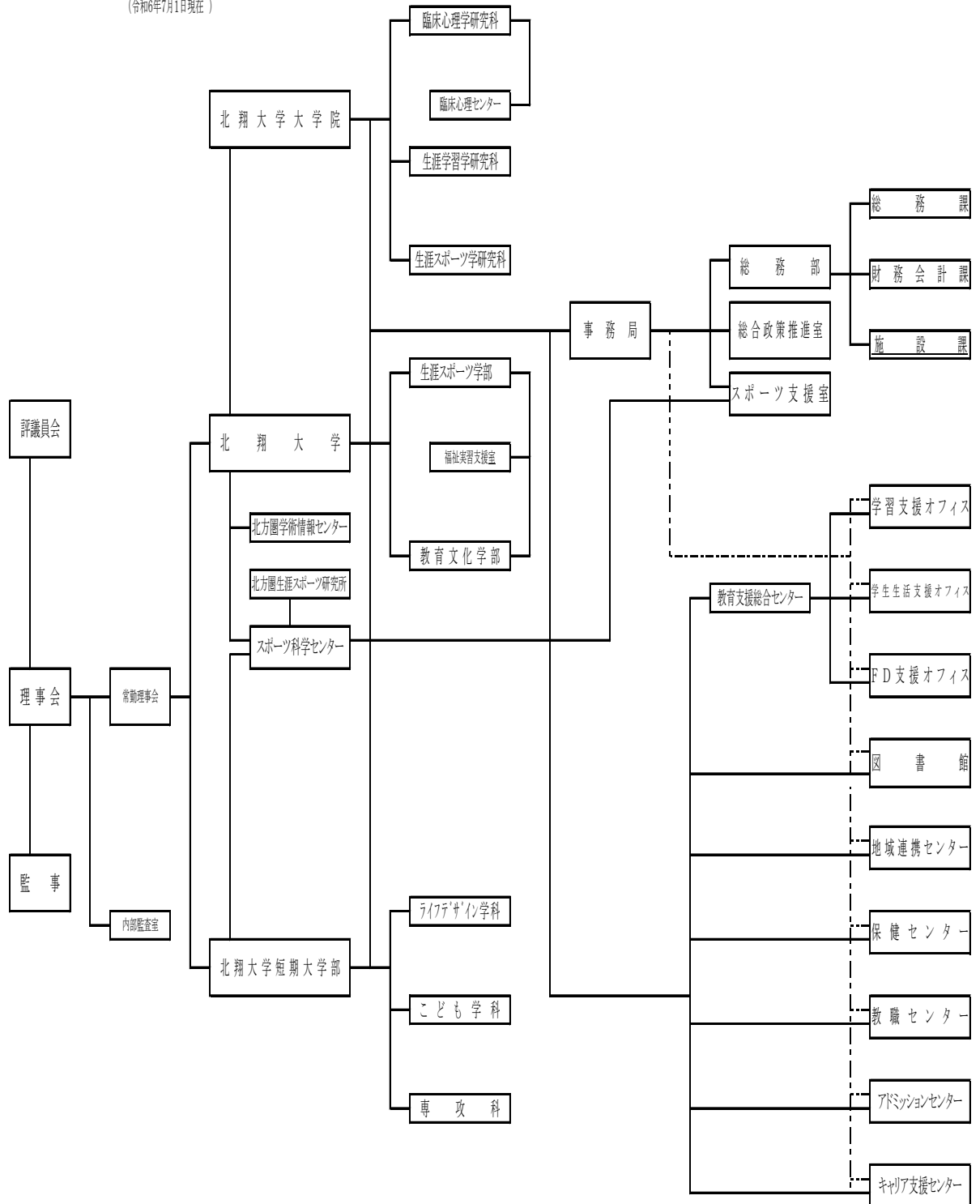
別 表 (第3条関係)

| | | 開催時期 | 議 案 等 |
|------------------|--------|---------------|------------------|
| 理 事 会 | 定 例 | 毎年5月 (1回目) | 事業報告、決算 |
| | | 5月 (2回目) | 予算 |
| | | 7月 | 業務執行報告 |
| | | 9月 | 学事その他の諸報告 |
| | | 12月 | 事業計画・予算の基本方針 |
| | | 3月 | 事業計画及び予算 |
| 評 議 員 会 | 定 例 | 毎年5月 | 事業報告、決算報告、予算 |
| | | 9月 | 学事その他の諸報告 |
| | | 12月 | 事業計画・予算基本方針 |
| | | 3月 | 事業計画及び予算 |
| | 臨 時 | 随時 | 理事会から意見を求められた事項等 |

別表(第30条第1項関係)

学校法人北翔大学 組織図

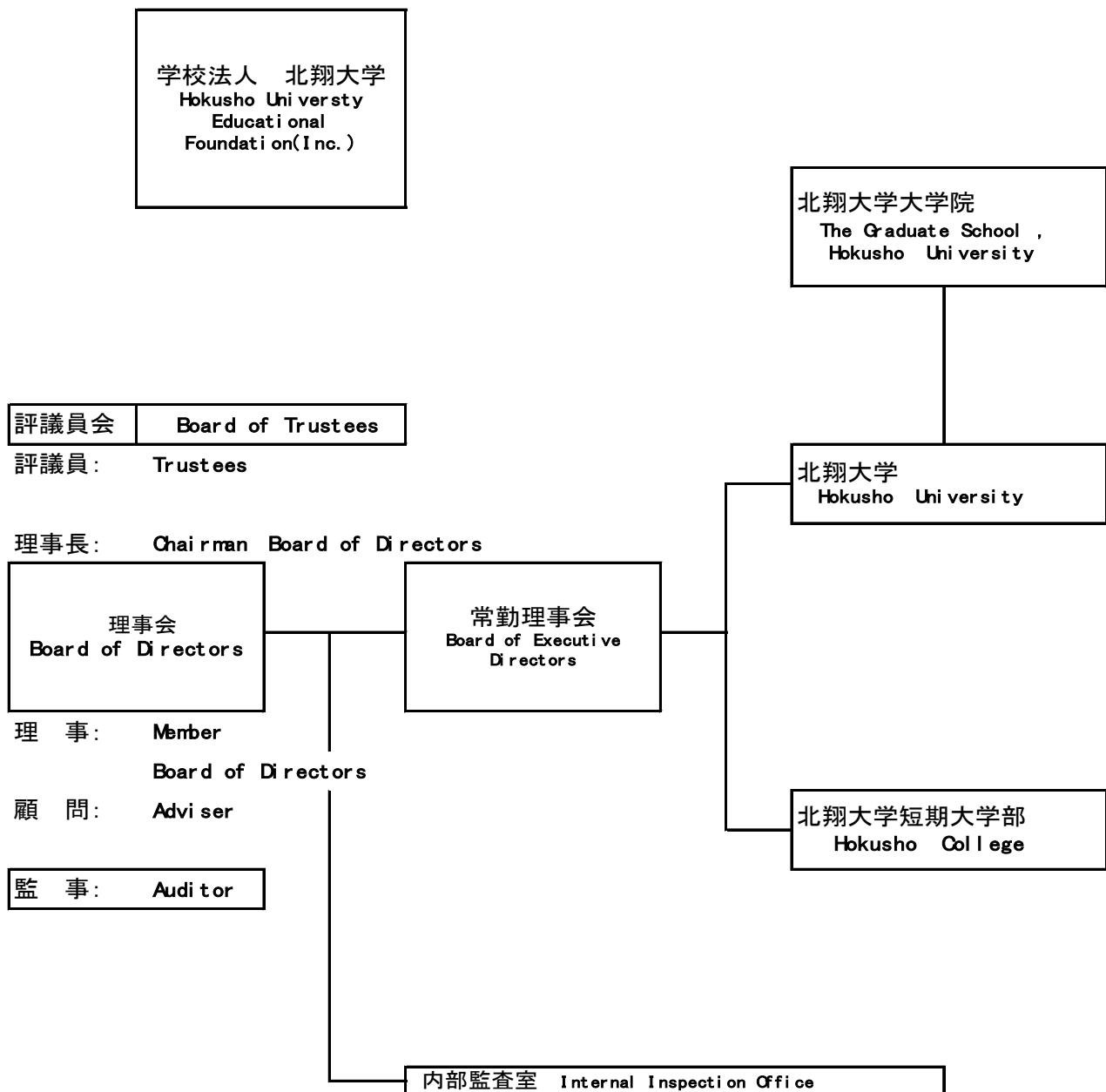
(令和6年7月1日現在)

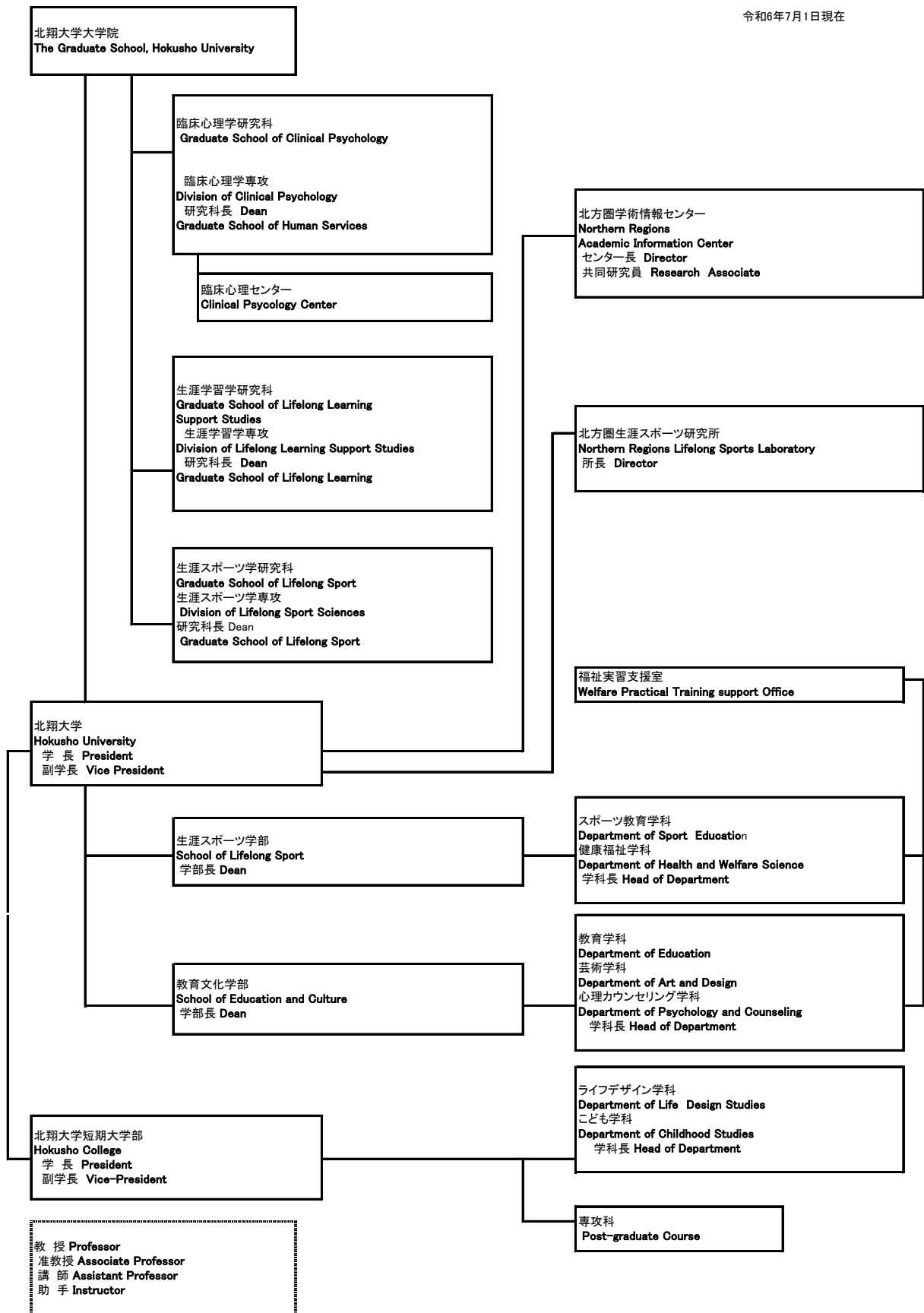


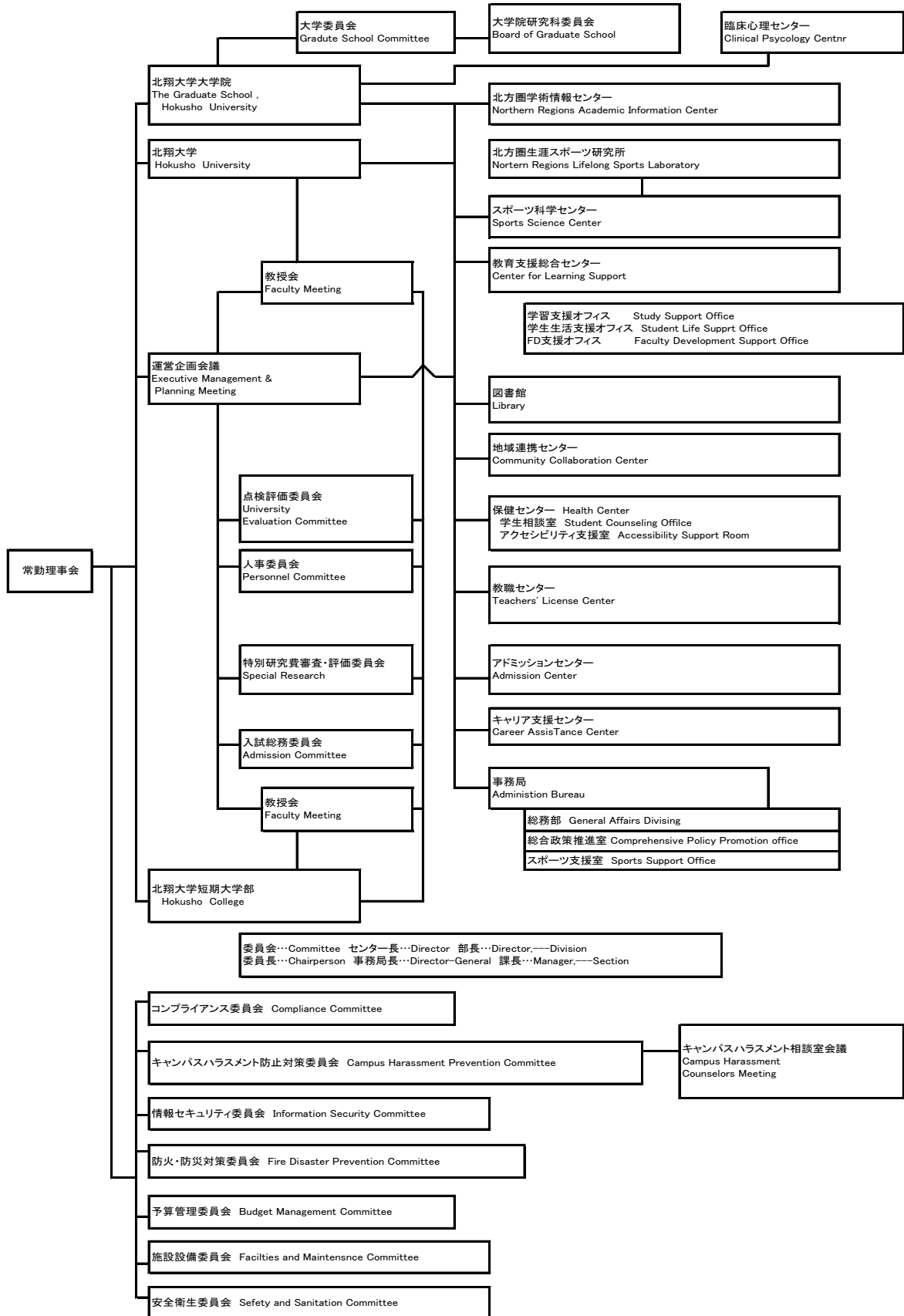
別表(第30条第2項関係)

学校法人北翔大学 組織図(英語表記)

令和6年7月1日(現在)







北翔大学 運営企画会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学 管理運営規程第28条第2項の規定に基づき、北翔大学運営企画会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 研究科長
- (4) 学 部 長
- (5) 短期大学部長
- (6) 学科長
- (7) 教育支援総合センター長
- (8) 事務局長
- (9) 事務局次長

(会議)

第3条 会議は、定例会・臨時会の二種とする。

- 2 定例会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時会は、学長が必要に応じて随時招集する。
- 4 学長は、会議の議長となる。ただし、学長に事故あるときは、予め学長の指名した者が議長となる。
- 5 この会議は構成員の3分2以上の出席をもって成立する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 学長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(協議事項)

第5条 この会議が協議するものは、次のとおりとする。

- (1) 大学、大学院及び短期大学の教育・研究に関する重要な事項
- (2) 大学、大学院及び短期大学の複数の組織・機関等の連携・調整等を必要とする事項
- (3) 大学、大学院及び短期大学のFD(Faculty Development)の推進に関する事項
- (4) 学則及び教学に関する規程等の制定・改廃に関する重要な事項
- (5) 教学組織・機関等の設置・廃止に関する事項
- (6) 入試戦略・大学広報に関する事項
- (7) 公的研究資金の不正防止計画推進に関する事項
- (8) その他教学運営に関する事項

- 2 学長は会議の協議を踏まえ、関係組織・機関等に対し、協議内容を周知するとともに、その対応を指示するものとする。

(議事録)

第6条 この会議の議題の整理及び議事録の作成・保管は事務局が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、会議の意見を徴し、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程改正に伴い、従前の北翔大学運営連絡委員会規程（昭和57年8月1日制定）は廃止する。

附 則（管理運営規程の改正、会議構成員及び協議事項等の変更に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（協議事項の変更に伴う改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（法人名称変更に係る引用規程の改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

北翔大学 点検評価規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則第3条第3項、北翔大学大学院学則第3条第3項及び北翔大学短期大学部学則第3条第3項の規定に基づき、北翔大学、北翔大学大学院及び北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）における自己点検評価、外部評価及び第三者評価（以下「点検評価等」という。）について、客観性の確保及び教育機関としての水準の向上を図るため、点検及び評価の実施等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検評価 教育研究、組織運営及び施設設備の各分野により、自ら行う点検及び評価をいう
- (2) 外部評価 本学が主体となる自己点検評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう
- (3) 認証評価 公益財団法人日本高等教育評価機構、一般財団法人大学・短期大学基準協会、その他の認証評価機構が行う学外者による評価及び検証をいう

(学長の責務)

第3条 学長は、本学自己点検評価及び外部評価を実施し、自己点検評価報告書、外部評価に係る報告書を理事長に提出するものとする。

2 学長は、認証評価を受け、その結果を理事長に報告するものとする。

(点検評価委員会)

第4条 本学に、第1条に定める目的を達成するため、点検評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成及び委員長)

第5条 委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、センター長（大学、研究科及び学部付設のセンター長、研究所長を除く）、オフィス長、事務局長及び総務部長をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(認証評価連絡調整責任者)

第6条 第2条第3号に定める認証評価を実施する際は、委員会に認証評価連絡調整責任者を置く。

2 認証評価連絡調整責任者は、認証評価機構及び評価員との連絡調整、並びに学内調整の責任者として中心的な役割を担うものとする。

3 認証評価連絡調整責任者は、学長が任命する。

4 認証評価連絡調整責任者の任期は、学長が定める。

(委員会の任務)

第7条 委員会の任務は次の各号による。

- (1) 自己点検評価及び外部評価の年度活動方針の策定に関すること
- (2) 自己点検評価並びに外部評価の企画・立案、評価項目の設定・実施及びその結果の公表に関すること
- (3) 自己点検評価項目及び評価基準の例示に関すること
- (4) 認証評価への対応及びその結果の公表に関すること
- (5) 点検評価等の点検及び評価結果について、理事長に報告すること
- (6) 点検評価等の検証結果に基づき、改善を要する事項に対して改善案を理事長に提言すること
- (7) その他、点検及び評価に関すること

(委員会の議事)

第8条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、第16条に規定する事務担当が作成し、保管する。

(小委員会及び専門委員会)

第11条 委員会に、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会及び専門委員会を置くことができる。

- 2 小委員会及び専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(個別の委員会等)

第12条 各機関及び各部門に、必要に応じて個別の委員会及び小委員会を置くことができる。

(実施の周期)

第13条 第2条第1号に定める範囲についての包括的な自己点検評価は、原則として3年ごとに実施する。

(結果の公表)

第14条 委員会は、点検評価等の結果について整理及び分析を行い、理事長に報告するとともに、広く周知を図ることができる方法により、可能な限り学内外に公表するものとする。

(結果の活用)

第15条 学長は、本学全体に共通する事項で、改善することが適当と認められるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案する。また、各機関又は各部門に固有の事項で、改善することが適当と認められるものについては、当該機関等に改善を勧告することができる。

- 2 委員会構成員、特に各機関及び各部門の長は、点検評価の結果を真摯に受け止め、各

分野における諸活動の水準の向上とその活性化に努めるものとする。

- 3 理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進するものとする。

(事務所管)

第16条 点検評価に関する事務は、総合政策推進室が所管する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (学校名称変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (機構改正、外部評価に係る規定制定に伴う改正)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部自己点検評価規程(平成6年4月1日から施行)は廃止する。

附 則 (機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成16年5月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (認証評価に関する規定等の整備に伴う改正)

1 この規程は、平成17年6月17日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (第三者評価連絡責任者に関する規定に伴う改正)

1 この規程は、平成20年11月11日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、北翔大学第三者評価連絡調整責任者規程は廃止する。

附 則 (機構改正及び規程の整備に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則 (事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成26年9月9日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（委員会の構成の改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則（認証評価機関名称表記及び委員会構成の整理に伴う改正）

この規程は、令和3年7月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（認証評価の表記の変更等に伴う改正）

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

附 則（事務分掌規程改正に伴う改正）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

北翔大学 F D 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学学則第43条の2第2項、北翔大学大学院学則第41条の2第2項及び北翔大学短期大学部学則第40条の3第2項の規定に基づき、北翔大学、北翔大学大学院及び北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（以下「FD」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(FD活動)

第2条 本学は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 教員の教育能力向上のための教育技術の開発・向上、授業計画の立案、学習に関する理論の研究及び教育評価方法の習得のための活動
- (2) 教育課程の開発・向上のための授業計画の立案、学習に関する理論の研究及び教育評価方法の習得のための活動
- (3) 教育目的を達成するための教員組織、単位制、クラス編成、修学及び生活指導体制並びに施設向上のための活動
- (4) FD推進・啓発を目的とした活動

(FD活動の実施方針)

第3条 運営企画会議は、前条に定めるFD活動の実施方針を決定するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業改善のため基本方針及び実施体制に関する事項
- (2) 授業評価の実施に関する事項
- (3) 教授方法等の改善のための支援に関する事項
- (4) FD推進・啓発を目的とした講演会、教職員研修会に関する事項
- (5) その他FDに関する事項

2 前項で審議された事項の実施については、学長がこれを決定する。

(FD支援オフィス及びFD支援委員会)

第4条 FD支援オフィスは、前条により決定したFD諸活動実施方針に基づき、具体的な実施計画を企画・立案し、FD支援委員会の議を経て、これを実施する。

2 FD支援オフィス及びFD支援委員会の必要な事項については、北翔大学教育支援総合センター規程の定めによる。

(活動報告)

第5条 FD支援委員会は、FD活動の実施状況について運営企画会議に報告するものとする。

(結果の公表)

第6条 FD支援委員会は、FD活動の実施結果について、可能な限り公表するとともに、広く閲覧に供するものとする。

(結果の活用)

第7条 各学部等の長並びに構成員は、FD活動の結果を真摯に受け止め、第2条各号に掲げる諸活動の更なる活性化、及び教育の質の向上に努めるとともに、改善が必要と認められる事項については、自ら改善に努めなければならない。

2 学長は、FD活動の実施結果に基づき、組織的に改善することが必要と認められる事項については、各学部等の長並びに構成員に対し改善を勧告するとともに、必要に応じて改善策の検討を指示することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (校名変更及び機構改正に伴う改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び組織の変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (組織の変更に伴う改正)

この規程は、平成21年5月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (運営企画会議規程の改正に伴う改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

北翔大学 SD 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学学則第12条の2、北翔大学大学院学則第41条の3及び北翔大学短期大学部学則第7条の2の規定に基づき、実施する組織的な研修（以下「SD活動」という）に取り組むための必要な事項を定めるものとする。

(SDの定義)

第2条 この規程において「SD」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学教職員を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（北翔大学FD規程に規定する研修を除く。）の機会を設けるほか、必要な取組を行うことをいう。

(SD委員会)

第3条 SD活動を推進するため、次に掲げる構成員をもって「SD委員会」を組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) キャンパス・ハラスメント防止対策委員会委員長
- (4) コンプライアンス委員会委員長
- (5) 情報セキュリティ委員会委員長
- (6) 事務局長
- (7) 事務局次長
- (8) 総務部長
- (9) その他会議で必要と判断した職員

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(委員会の任務)

第4条 前条に定めるSD委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) SD活動に関する全学的調整・確認
- (2) SD活動に関する点検・評価
- (3) その他SD活動に関する事項

(SDの活動報告)

第5条 SD委員会は、SD活動の実施状況について常勤理事会に報告するものとする。

(事務所管)

第6条 SD活動に関する事務は、総務部総務課が所管する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成 29 年 5 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（構成員の追加及び文言整理に伴う改正）

この規程は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

北翔大学 キャリア支援センター規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学及び北翔大学短期大学部（以下併せて「本学」という。）キャリア支援センター（以下「センター」という。）において、学生のキャリア形成及び就職活動等を支援するため、センターの組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア支援及び就職活動支援に関すること
- (2) 進路・就職相談に関すること
- (3) インターンシップに関すること
- (4) 本学職業紹介業務運営規程に定める職業紹介業務に関すること
- (5) 就職先の開拓及び求人相談に関すること
- (6) 学内関係部署及び学外機関との連携に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと

(職員)

第3条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教育職員
- (4) 事務職員
- (5) その他学長が必要と認めた者

(センター長及び副センター長)

第4条 センター長及び副センター長は、本学の職員をもって充て、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を総括し、センターを代表する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 センター長及び副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長及び副センター長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの事業計画及び運営の基本方針に関すること
- (2) センターの運営に係る予算及び決算に関すること
- (3) センターに関する諸規程等の制定及び改廃に関すること

- (4) その他センターの管理運営に関すること
(運営委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第3条第3号に規定する者のうち若干名
- (4) 第3条第4号に規定する者のうち若干名
(委員長及び副委員長)

第8条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はセンター長をもって充て、副委員長はセンター長が指名する。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第9条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員以外の者の出席)

第10条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第11条 運営委員会の議事録は、委員長の指名した委員が作成し、センターが保管する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年11月11日から施行する。